

『源平盛衰記』全釈(二二—卷七—2)

早川厚一  
曾我良成  
近藤泉  
村井宏栄  
橋本正俊  
志立正知  
森田貴之  
山岡瞳

<sup>1</sup> 日本国広狭

<sup>2</sup> 少将<sup>3</sup>被<sup>レ</sup>思ケルハ、<sup>4</sup>日本ハ是<sup>5</sup>本<sup>6</sup>卅三箇国也ケルヲ、<sup>6</sup>六十六ハニ<sup>7</sup>被<sup>レ</sup>分タリ。越前・加賀・能登・越中・越後五箇国ハ、「<sup>8</sup>四<sup>9</sup>本<sup>10</sup>一<sup>11</sup>国也。中比三箇国ニ<sup>12</sup>分タリシヲ、越前・<sup>13</sup>加賀兩國ノ<sup>14</sup>間ニ<sup>15</sup>四ノ大河アリ。庁參ノ時、洪水ノ為ニ人多ク損ジケレバ、是<sup>16</sup>ハ庁ノ遠キ故也トテ、<sup>17</sup>嵯峨天皇御宇、弘仁十四年ニ上奏ヲ<sup>18</sup>経テ、<sup>19</sup>加賀郡ヲ<sup>20</sup>四郡ニ<sup>21</sup>分テ加賀国ト定メ、<sup>22</sup>能登郡<sup>23</sup>広シトシテ、<sup>24</sup>四郡ニ<sup>25</sup>分テ能登国ト定ム。<sup>26</sup>サテコソ五箇国ヲバ越路トテ道ハ<sup>27</sup>一ナレ。又<sup>28</sup>陸奥・出羽兩國、是モ<sup>29</sup>一也ケルヲ、二箇国ニ<sup>30</sup>被<sup>レ</sup>分タリ。

【校異】1〈成〉「三 日本国広狭」。なお、「三」は朱筆。〈近〉「につほんこくひろくせはし」、〈蓬〉「日本国広狭」、「<sup>31</sup>静」日本国広狭。2〈成〉改行なし。〈近〉合点あり。行の冒頭に「日本こくひろくせばし」を傍書。3〈底〉「ルハ」判読不可。他本により補う。〈成〉「被<sup>レ</sup>思ケリ」、〈近・蓬・静〉「思はれけるは」。4〈近〉「につほんは」、「<sup>32</sup>蓬」日本は。5〈近〉「本」なし。6〈静〉「六拾六に」。7〈近〉「わかたれたり」、〈蓬・静〉「分<sup>33</sup>られたり」。8〈近〉「わけたりしを」、〈蓬・静〉「分<sup>34</sup>たりしを」。9〈成〉「加賀ノ」。10〈近〉「あひたに」、〈蓬・静〉「あひに」。11〈蓬・静〉

「ハ」なし。12〈近〉「さかのてんわうのきよう」、〈蓬〉「嵯峨天皇御宇」、〈静〉「改行あり。なお、嵯峨天皇御宇」。13〈静〉「経て」。14〈近〉「かのこほり」、〈蓬〉「加賀郡を」、〈静〉「加賀郡を」。15〈近〉「四こほりに」、〈蓬〉「四郡に」、〈静〉「四郡に」。16〈近〉「わかちて」、〈蓬・静〉「分て」。17〈近〉「のとのこほり」、〈蓬〉「能登郡」、〈静〉「能登郡」。18〈成〉「広シトテ」、〈近・蓬・静〉「広しとて」。19〈近〉「四こほりに」、〈蓬〉「四郡に」、〈静〉「四郡」。20〈近〉「わかちて」、〈蓬・静〉「分て」。21〈成〉「去コソ」。22〈近〉「ひとつなれ」。23〈近〉「むつ」、〈蓬〉「陸奥」、〈静〉「陸奥」。24〈近〉「ひとつなりけるを」。25〈近・蓬〉「わけられたり」、〈静〉「分られたり」。

【注解】○日本八是本卅三箇国也ケルヲ、六十六ニ被分タリ 〔延〕「日本秋津島ハ昔ハ三十三ヶ国ニテ有ケルヲ、後ニ半国ツ、二分テ、六十六ヶ国トス」(卷二一六二ウ、六三オ)、〔長〕「日本はわづかに三十三ヶ国にてありしを、崇神天皇御宇より六十六ヶ国にわかれたり」(二一〇頁)、〔屋〕「日本国ハ昔ハ三十三ヶ国ニテ有ケルヲ、中比六十六ヶ国ニ分ケラレタルナリ」(一八〇頁、覚)もほぼ同じ、〔中〕「日本は昔三十三か国にてありしを、てんち天皇の御時に、六十よしうにわかたれたり」(上一一四頁)。〔鬪〕はこの一節を欠く。謡曲「阿古屋松」に、「昔は三十三箇国にて候ひけるとのう 中頃より六十六箇国には分かたれたり さればこそ、三十三箇国にてありし時は、出羽陸奥の国は一国なれば」(旧大系『謡曲集』上一四一頁。番外謡曲では、「三十三箇国」を、「三十余ヶ国」(六六一頁)とする)とある。なお、例えば室町中期の柏原談義所の直談の実態を伝えるとされる『法花直談私類聚抄』に、「日本ハ三十三箇国也。是観音卅三身利益ヲ表ル也。其後六十六箇国ニ分ル事ハ観音ノ利益ニ体用利益在之故ニ、分テ六十六箇国トハスル也。卅三箇国ヲ分ル事ハ行基菩薩分ケテ下フ也」(渡辺守邦・一九六頁)とあるが、三十三ヶ国から六十六ヶ国へという根拠は不明。『大宝令』時点では五十八ヶ国と三島が設置されていたと見られており、『延喜式』卷二十二「民部上」には六十六ヶ国と

壹岐島、対馬島の二島が記載されている。〔延〕「後ニ半国ツ、二分テ」というのは観念的な把握で、実際には分割されなかった国、三ヶ国以上に分割された国がある。六十六ヶ国となったとされる時期について、〔中〕が天智天皇とするのは、令制で国が定められた時期が大化の改新直後頃とされていることと関係するか。なお、〔延全注釈〕は、同様の記述が『聖徳太子伝』に見えるとして、醍醐寺本『聖徳太子伝記』太子十八歳条の一節「十三代成務天皇ノ御時始被分三十三ヶ国、太子又奏シテ分三十六ヶ国玉へリ」を引き、『塵荆抄』は、日本の国の数が六十六ヶ国であることを言うときに「太子伝云(下一一六頁)としていると指摘している(卷二二二八二頁)。成務天皇の時に国が分けられたことは、『日本書紀』成務天皇五年に「則ち山河を隔ひて国県を分ち」(旧大系上一三二八頁)とあるのをもとに、『簾中抄』成務天皇「国々のさかひを定らる」(改訂史籍集覽廿三二〇頁、『愚管抄』「皇帝年代記」成務天皇「此御時諸国ノ境ヲ被定」(旧大系四九頁)のように知られていたことに拠る。ただし、六十六国に分立されたのは、律令制により国郡が成立した七世紀末から八世紀初頭以降のことであり、聖徳太子(『太子伝』)、崇神天皇(〔長〕)、天智天皇(〔中〕)の時とするのはそれぞれ異なる伝承に拠る。○越前・加賀・能登・越中・越後五箇国ハ、本一国也 以下越国が五ヶ国に分割され

る経緯の叙述は〈盛〉の独自本文。〈長〉は「つくしは島一にてありしかども、九州の名をつけ、伊予は一ヶ国にてありしを、阿波、土佐、讃岐を出て、四国と名づく、はりまは一ヶ国にてありしを、備前、摂津、美作、丹波を出て、五州と名付、これにていに国の名をかさぬといへども、いかでか、さかひをとをく、國中ひろくはなるべき」(一—二〇〇—二〇二頁)と記す。本来、この一節は、備前・備中がもともと一つ国であった国を分割したにすぎないので、〈盛〉では福原に召喚された成経が備中への配流を知らされた際(〈長〉では「いわうが島」へ下る途次で、備中妹尾に下着した際)に、成親の配流地備前児島がさほど離れてはいないことを類推する場面であるにもかかわらず、〈長・盛〉の叙述は、本来の趣旨を離れて、その広さのために、一ヶ国が多くの国に分割された例を挙げていることになる。○中比三箇国二分タリシヲ 古くは「高志(こし)」「古事記」,「古志」(『出雲国風土記』)と表記された「越」(『日本書紀』)は、七世紀末には越前・越中・越後に三分割されたらしく、『続日本紀』大宝二年(七〇二)三月甲申条には「分越中国四郡、属越後国」(新大系一—五四頁)と国名の記載が見える。これは越中と越後の国境変更を記したもので、同補注では、「民部省式上・和名抄では、越後国に頸城・古志・三高・魚沼・蒲原・沼垂・石船の七郡が所属するが、本条の四郡は頸城・古志・魚沼・蒲原の四郡(米沢康『越中古代史の研究』)で、ほぼ現在の新潟県弥彦山と長岡市とを結ぶ線より南の地域に当る」(三三七—三三八頁)と記す。○越前・加賀両国ノ間ニ四ノ大河アリ 越前と加賀の間を流れる一級河川としては九頭竜川、手取川、二級河川としては動橋川、大聖寺川などがあるが、ここでは具体的にどの川を指

すかは不明。○斤参ノ時、洪水ノ為ニ人多ク損ジケレバ、是八斤ノ遠丰故也トテ『日本紀略』弘仁十四年(八二三)三月丙辰朔条の加賀国建国記事には、「割越前国江沼・加賀二郡、為加賀国。以部内闊遠、民人愁苦也」(国史大系)とあり、『類聚三代格』卷五「分置諸国事」の、弘仁十四年(八二三)二月三日付の「太政官謹奏ノ割越前国江沼加賀二郡、為加賀国事(准中国)」には、「右得彼国守従四位下紀朝臣末成等解称、加賀郡遠去国府、往還不便。雪零風起、難苦殊甚、加以途路之中有四大川、每遇洪水、経日難涉、人馬阻絶、致擁滞、又郡司郷長任意侵漁、民懷冤屈、路遠、無訴、不堪深酷、逃散者衆、又部内闊遠、多煩巡檢」(国史大系)とその理由が記されている。四つの大川があり、洪水の為に損害が大きいとするのは〈盛〉の記事と一致する。○嵯峨天皇御宇、弘仁十四年二上奏ヲ経テ、加賀郡ヲ四郡ニ分テ加賀国ト定メ 嵯峨天皇は第五十二代天皇。大同四年(八〇九)に兄平城天皇から讓位され、弘仁十四年(八二三)四月十八日、異母弟の大伴親王(淳和天皇)に讓位し太上天皇となった。前項に見るように、『日本紀略』弘仁十四年(八二三)三月丙辰朔条には、「割越前国江沼加賀二郡、為加賀国」(国史大系)とあり、越前国から江沼郡・加賀郡の二郡を分割して加賀国としたのは、讓位の直前にあたる。越前守の紀末成の奏上によるものであった。同年八月四日に、江沼郡の北部を能美郡、加賀郡の南部を石川郡とすることを、加賀守を兼任した紀末成が言上し、これによって四郡になった。『日本紀略』同年八月丁亥条「越前国言上、丹生郡管郷十八・駅三、割九郷一駅、更建一郡、号今立郡。加賀国江沼郡管郷十三・駅四、割五郷二駅、更建一郡、号能美郡」。

加賀郡管郷十六。駅四。割八郷一駅「更建二郡」。号石川郡「以地  
 広人多也」（国史大系）。〈盛〉の記述はこれを踏まえたものか。○  
 能登郡広シトシテ、四郡二分テ能登国ト定ム。越前国から羽咋、能登、  
 鳳至、珠洲の四郡を分割し、能登国が設置されたのは、加賀設置より  
 も百年以上遡る。『続日本紀』養老二年（七一八）五月乙未（二日）  
 条「割越前国之羽咋、能登、鳳至、珠洲四郡、始置能登国」（新  
 大系二一四頁）。〈盛〉の叙述からは、この前後関係が逆転している  
 ような錯覚を生む。なお、新大系の補注「六 国の建置」によれば、  
 和銅から養老にかけて国の設置がしきりになされていて、一〇か国を  
 数えらとする。設置理由としては、大きくいえば律令政治の進展に伴  
 い、従来の区画では不都合が見出され、是正が必要となったことによ  
 るうとする（二一四六九頁）。また、同じく補注「能登国の建置」に  
 よれば、能登国の設置は藤原不比等の主導の下で実施され、対蝦夷政  
 策と関連をもつ点に特徴があり、能登建国は北陸道方面における東北  
 進出のための補給基地を強化するという目的をもっていたとする  
 （二一四六九頁）。のちに、能登国は天平十三年（七四一）十二月に越  
 中国へ併合され、天平宝字元年（七五七）五月に再設置されている。  
 ○サテコソ五箇国ヲバ越路トテ道ハ一ナレ。前記五ヶ国に若狭を  
 加えて『延喜式』では「北陸道」としている。『万葉集』巻九・  
 一七九〇番に神龜五年（七二八）八月の詠として「みこしぢのゆきふ  
 るやまをこえむひはとまれるわれをかけてしのばせ」（国歌大観）と  
 あるので、加賀国が分立する以前から、「越路」の語は使われていた。  
 『古今和歌集』羈旅四一四の凡河内躬恒の歌「こしのくにへまかりけ  
 る時しら山を見てよめる／きえはつる時しなればこしぢなる白山

の名は雪にぞありける」（国歌大観）に「越路」の用例が認められる。  
 ○陸奥・出羽両国、是モ一也ケルヲ、二箇国ニ被分タリ。この二節  
 は、〈闕・延・長〉にはなく、「阿古屋の松」説話を載せる語り本系の  
 〈屋・寛・中〉などが、次のように記す。〈屋〉「サレバ東ニ聞ユル  
 出羽・陸奥両国モノ一國ナリケルヲ、文武天王ノ御時、十二郡ヲ分テ  
 出羽国トタテラレタルナリ」（一八〇頁）、〈寛〉「又あづまに聞ゆる出  
 羽・陸奥両国も、昔は六十六郡が一国にてありけるを、其時十二  
 郡をさきわかつて出羽国とは立てられたり」（上一〇九頁）、〈中〉「さ  
 ればあづまにきこゆる、では・あふしうも、むかしは一こくなりける  
 を、もんむ天皇の御宇、慶雲のころ十二ぐんをさきわけて、ではの国  
 とはなづけられたり」（上一一四頁）。ここで陸奥国が分割されて出  
 羽国が設置されたというのは、後節で語られる「阿古屋の松」に関連  
 してのことか。『古事談』卷二七二「藤原実方、奥州にあこやの松、  
 花かつみの事（便宜的に新大系の章段番号、目録の章段名を記載する）  
 他、中世にしばしばみられる言説であるが、正しくは越後国から出羽  
 郡が分割され、それに陸奥国の置賜郡・最上郡が割讓されて出羽国と  
 なった。『続日本紀』和銅五年（七二二）九月己丑条「太政官議奏曰、  
 建国辟疆……於是、始置出羽国」（新大系一一八六頁）。同年  
 十月丁酉朔条「割陸奥国最上・置賜二郡、隸出羽国焉」（新大系  
 一一一八八頁）。ただし、靈龜二年（七二六）九月乙未条にも「從三位  
 中納言巨勢朝臣万呂言、建出羽国已經数年、吏民少稀、狄徒未  
 馴……許之。因以陸奥置賜・最上二郡、及信濃・上野・越前・越後  
 四国百姓各百戸、隸出羽国焉」（新大系二一一八頁）とあるので、  
 置賜郡・最上郡の割讓時期については異説もある。いずれにせよ、ま

ず越後国から出羽郡を分割して出羽国が設置され、その後、陸奥国から置賜・最上の二郡が割譲されたというのが正しい。陸奥国から十二郡を割いて出羽国としたというのは誤り。なお、〈屋・中〉は出羽国設置を文武天皇の時とするが、その在位は六九七年八月〜七〇七年七月で、その時期があわない。ちなみに、『延喜式』には陸奥三十五郡、

出羽十一郡、元和古活字版『和名類聚抄』には陸奥三十六郡、出羽十一郡が記されている（臨川書店『諸本集成倭名類聚抄』本文篇・卷五一―一八丁オ・ウ）。佐倉由泰は、陸奥六十六郡から十二郡を割いて出羽を設置したという言説について、日本六十六ヶ国、奥羽六十六

郡というのは「六十六」という特別な数をめぐる入れ子構造」であり、「奥羽を〈日本〉の中の〈日本〉と捉える認識である」として、「こうした六十六郡という虚構の数字から、概ね実数と言える出羽の郡数

#### 【引用参考文献】

- \* 佐倉由泰「奥羽の豊かさを語るといこと―陸奥五十四郡言説を起点として―」（説話文学研究四四号、二〇〇九・七）  
 \* 渡辺守邦「法花直談私類聚抄―解説と翻刻―」（国文学研究資料館紀要七号、一九八一・三）

1 一条院御宇、大納言<sup>2</sup>行成<sup>3</sup>未殿<sup>4</sup>上人ニテ<sup>5</sup>御坐ケル時、参内ノ折節、実方<sup>6</sup>中将モ参会シテ、小大飯所<sup>7</sup>ニ<sup>8</sup>著座シタリケルガ、日比ノ意趣ヲバ知ズ、実方<sup>9</sup>笏ヲ取直テ、云事モナク<sup>10</sup>行成<sup>11</sup>ノ冠<sup>12</sup>ヲ<sup>13</sup>打落<sup>14</sup>、小庭ニ<sup>15</sup>抛捨<sup>16</sup>タリケレバ、<sup>17</sup>四五モトヰリアラハニナシテケリ。殿上・階下、目ヲ驚シテ、<sup>18</sup>ナニト云報<sup>19</sup>アラント思ケルニ、<sup>20</sup>行成<sup>21</sup>駭<sup>22</sup>ガズ、<sup>23</sup>閑々<sup>24</sup>ト主殿司<sup>25</sup>ヲ召テ<sup>26</sup>冠<sup>27</sup>ヲ取寄セ、<sup>28</sup>カウガヒ抽出<sup>29</sup>シテ<sup>30</sup>髮搔<sup>31</sup>ナヲシ、<sup>32</sup>冠<sup>33</sup>ヲ打キテ、殊ニ袖搔合<sup>34</sup>実方<sup>35</sup>ヲ<sup>36</sup>敬シテ云ケルハ、「イカナル事ニカ<sup>37</sup>侍ラン。忽ニカホドノ乱罰<sup>38</sup>ニ預ルベキ<sup>39</sup>意趣<sup>40</sup>覚エズ。<sup>41</sup>且ハ<sup>42</sup>大内ノ出仕也、<sup>43</sup>且ハ傍若無人也、ソノ故<sup>44</sup>ヲ<sup>45</sup>承テ<sup>46</sup>報合<sup>47</sup>後ノ事ニヤ<sup>48</sup>侍ルベカラン」ト、事ウルサクイハレタリケレバ、<sup>49</sup>実方<sup>50</sup>シラケテ立<sup>51</sup>ニケリ。主上、<sup>52</sup>折節<sup>53</sup>櫛子<sup>54</sup>ノ際<sup>55</sup>ヨリ<sup>56</sup>叙覧<sup>57</sup>有テ、<sup>58</sup>行成<sup>59</sup>ハユ、シキ穩便<sup>60</sup>ノ者也」トテ、<sup>61</sup>即<sup>62</sup>藏人頭<sup>63</sup>ニナサレ、<sup>64</sup>次第<sup>65</sup>ノ昇進<sup>66</sup>ト<sup>67</sup>コホリナシ。<sup>68</sup>実方<sup>69</sup>ノ中将<sup>70</sup>ヲ召テ、<sup>71</sup>歌枕<sup>72</sup>注シテ<sup>73</sup>進<sup>74</sup>ヨトテ、<sup>75</sup>東ノ奥<sup>76</sup>ヘ<sup>77</sup>流サレケル。

【校異】1 〈成〉改行なし。右肩に朱筆「第四」を傍記。〈近〉「一てうのみんなの」〈蓬〉「一条院」〈静〉「一条院」。2 〈近〉「かうせいの」〈蓬〉

十二を引いた結果、虚構の数五十四が残ったというのが、陸奥五十四郡言説の成り立ちであろう。その成り立ちは、日本六十六箇国言説が定着し、さらに奥羽六十六郡言説が流通した後のことで、中世の早い時期ではなさそうである。「日本六十六箇国言説と連動して陸奥五十四郡言説が現れており、注目される」（二二四頁）と指摘する。『拾芥抄』に収められた「行基図」でも、陸奥の広さは突出して描かれている。本来は備前・備中が一国であり、備中妹尾と備前児島の距離がさほど離れていないことを言わんとする場面でありながら、一国の分割に関連して引かれた「阿古屋の松説話」では、広大な面積を持つ陸奥・出羽の分割を語っており、本来の趣旨からはやや逸脱していると見えよう。

「行成の」、「静」「行成の」。3「近・蓬・静」「おはしける」。4「蓬・静」「着座したりけるか」。5「近」「かうせい」、「蓬」「行成の」、「静」「行成の」。6「近」「かふりを」、「蓬・静」「冠を」。7「近」「うちおとす」とし、「す」に見せ消ち。右に「し」を傍記。8「成」「本鳥」、「蓬」「本鳥」、「静」「本鳥」。9「成」「ナント」。10「近」「かうせい」、「蓬・静」「行成」。11「成」「閑々と」、「近」「しつくと」、「蓬」「のとくと」、「静」「閑々と」。12「成」「主殿司ヲ」、「近」「このもつかさを」、「蓬・静」「主殿司を」。13「近」「かふりを」、「蓬・静」「冠を」。14「成・蓬」「櫛鬘刷」、「静」「櫛鬘刷」。15「蓬」「ひん」、「静」「鬘」。16「近」「かうふり」、「蓬・静」「冠」。17「成」「打破テ」、「静」「うち被テ」。18「近」「けいして」、「蓬」「敬して」、「静」「敬して」。19「成」「侍ラン」、「蓬・静」「侍らん」。20「蓬・静」「意執」。21「近」「かつうは」、「蓬・静」「且は」。22「近」「大内の」、「蓬」「大内の」。23「近」「かつうは」、「蓬・静」「且は」。24「近」「うけたまはて」、「蓬」「承りて」、「静」「承りて」。25「成」「侍ルヘカルラント」。26「成」「幡々」、「蓬・静」「幡て」。27「蓬」「折節」なし。28「近」「れいしの」。29「近」「かうせい」は、「蓬・静」「行成は」。30「近」「くらうとのとくに」、「蓬」「藏人頭に」、「静」「藏人頭」。31「静」「昇進」。32「成」「滯ラス」。33「底」「実方ハ」を改める。なお、「成」「実方ハ中将ヲ」、「近」「さねかたはちうしやうを」、「蓬・静」「実方中将を」。34「成」「哥枕」、「蓬・静」「哥枕」。「蓬」「進よとて」。

【注解】○一条院御宇…以下、「実方陸奥左遷説話」阿古屋の松説話「笠島道祖神説話」から成る実方説話が記される。「阿古屋の松説話」を載せるのは、「盛」以外では語り本系の「屋・覚・中」。ただし「実方陸奥左遷説話」「笠島道祖神説話」を載せるのは「盛」のみ。校異 1「成」「右肩に朱筆「第四」を傍記」としてここからを「笠島道祖神」とするのは、これらを一連の実方説話と捉えているからであろう。実方が左近中将でありながら陸奥守となって下向し、現地で逝去したことについては、『今昔物語集』や『今鏡』、『山家集』などにも記される。『中古三十六人歌仙伝』（群書五—三八六頁）によれば、従四位上左近中将であった実方は、長徳元年（九九五）正月十三日に陸奥守に兼任された。しかし、養父藤原済時が病死し、喪に服したために出立が延期され、同年九月に陸奥へと下向した。従四位上左近中将だった実方が、正四位下に昇進して陸奥守として赴任したのは異例であり、「後

世諸説を生んだ実方伝説の「謎」の原点は、この「異例」にもとづいていた（金沢規雄・一頁）とされる。藏人頭を目前に陸奥に赴任して不遇の最期を遂げた実方が、死後、その執心ゆえに雀となって殿上の台盤をついばんだという『今鏡』（学術文庫下—五二—八頁）の説話などは、その比較的早いものといえる（同話は『古事談』『十訓抄』にも見える）。異例の陸奥下向の理由を、宮中における行成との争いによるとした「実方陸奥左遷説話」の初出は『古事談』（卷二—三三—二藤原実方、藤原行成の冠を小庭に投ぐる事、実方奥州赴任の事）である。岡嶋偉久子は指摘する（四九頁）。実方は陸奥守に左遷されたのに対し、藏人頭に補任された行成については、「行成補職事、任弁官、多以失礼、漸尋知之、勝、傍倫。コレ携文書之所致也」（新大系一六一頁）と、賞賛で結ばれている。これに対し『十訓抄』卷八「可堪忍于諸事」では、『古事談』の引用部分が省略され、かわつ

て「実方、藏人頭にならでやみにけるを恨みて、執とまりて雀になりて：」（新編日本古典文学全集三五五頁）と、実方に傾斜した書きぶりとなっている。〈屋・覚・中〉は、本節に該当する行成と実方の争いの場面はなく、「されば実方中將、奥州へ流されたりける時」（覚）上―一〇九頁）から始まるので、〈校注盛〉は補注で「本話以外の箇所を見て、盛衰記は恐らく『十訓抄』と書承関係にあると思われる」（二一―三三〇頁）と指摘する。次項以下、『古事談』『十訓抄』と比較する。ちなみに、陸奥出立に際しては、饗応・禄の下賜に加えて正四位下に昇進しているので、『権記』『日本紀略』長徳元年九月二十七日条）、実方の陸奥守補任は、決して懲罰的な措置ではなかったとする見方が有力。『古事談』新大系脚注は「行成とのいきさつも説話であろう。事実としては小一条流の力の伸びることが政治的に抑えられたのであろう」（二六一頁）と指摘する。「実方陸奥左遷説話」は、異例の補任に対して後代に創作されたものである可能性が高い。以下の注解も参照のこと。なお「一条院御宇」とするのは『古事談』「一条院御時」（新大系一六〇頁）で、『十訓抄』にはこの記載は無い。一条天皇（天元三年（九八〇）～寛弘八年（一〇一一））は第六十六代天皇。実方の陸奥守補任が長徳元年（九九五）正月であるので（前節の冒頭の注解参照）、この説話のような事件があったとすればそれ以前ということになるが、その時期は関白道隆の権力が頂点に達しており、正暦五年（九九四）七月に左大臣・源雅信が没すると、八月には息男伊周を藤原朝光・藤原濟時（実方養父）・藤原道長ら三人の先任の大納言を越えて弱冠二十一歳で内大臣に昇進させる。一方で、この年から京中で疱瘡が流行し、市中に死者が充満していた時期でもあった。ち

なみに、長徳元年四月に道隆が糖尿病で死去、跡を継いだ道兼が関白就任後十日余りで疱瘡のため病死、実方の養父濟時も疱瘡で病死しており、その服喪のため実方の陸奥下向が九月まで延期されることになった。○大納言行成ノ未殿上人ニテ御坐ケル時 『十訓抄』大納言行成卿、いまだ殿上人にておはしける時」（新編日本古典文学全集三五四頁）、『古事談』にはこの一節はない。藤原行成（天禄三年（九七二）～万寿四年（一一〇二八））は、三蹟の一人に数えられる能書家として知られる。右近少将藤原義孝の長男として生まれ、祖父の摂政藤原伊尹の猶子となる。なお、父義孝の姉懐子は冷泉天皇の女御として師貞親王を産んだ。その縁によって、永観二年（九八四）に従五位下に叙爵、同年、師貞親王が即位（花山天皇）すると、寛和元年（九八五）侍従となり、翌年には昇殿を許された。同年六月に花山天皇は突然讓位・出家するが、行成はその後も順調に昇進を続け、寛和三年（九八七）従五位上、正暦二年（九九一）正五位下、正暦四年（九九三）には従四位下に至るが、従四位下への叙位によって左兵衛権佐を解かれた後は、中央での官職には恵まれなかった。しかし、長徳元年（九九五）八月、藏人頭権左中弁・源俊賢が参議に昇進すると、俊賢の推挙によって行成が後任に任ぜられ、以後五年間にわたって一条天皇の藏人頭を務めた。藏人頭昇進については、後掲「即藏人頭ニナサレ、次第ノ昇進トゴホリナシ」項参照。さらにこの間に左中弁・右大弁と進み、長保三年（一〇〇一）参議となった。「殿上人ニテ御坐ケル時」とは、昇殿を許された寛和二年（九八六）から参議Ⅱ公卿となった長保三年の期間ということになる。寛弘六年（一〇〇九）に中納言、長和二年（一一〇三）正二位、寛仁四年（一一〇二〇）に権大納言となり、万寿

四年（一〇二七）十二月四日、藤原道長と同日に没した。○実方中将 藤原実方（？）長徳四年（九九八）。父は小一条左大臣師尹の息男侍従定時、母は左大臣雅信女。父母が早世したため、叔父左大将済時の養子となった。天延元年（九七三）叙爵、天延三年（九七五）侍従に任ぜられ、天元五年（九八二）正月に従五位上に叙せられ五位藏人となり、永観元年（九八三）正五位下、永観二年（九八四）左近衛少将、寛和二年（九八六）従四位下、寛和三年（九八七）右馬頭、正暦二年（九九一）右近衛中将、正暦四年（九九三）従四位上、正暦五年（九九四）左近衛中将と、武官職を中心に昇進を重ねた。しかし、長徳元年（九九五）正月に陸奥守兼任を命じられ、九月末に下向して、長徳四年（九九八）十二月、任国陸奥で没した。『拾遺和歌集』以下の勅撰集に六十七首（二首重出）入集し、歌人としても知られ、『栄花物語』巻四「大将の御甥の実方中将、世のすき物に恥しういひ思はれ給へる」（旧大系上―一三三頁）と「すき物」（風流者）と評されるほか、『徒然草』六十七段には「賀茂の岩本、橋本は、業平、実方也」（新大系一四四頁）と、実方を在原業平と並ぶ歌人とし、上賀茂神社の末社岩本社・橋本社はそれぞれ一人を祀る社であるとする。後掲「実方ノ中将ヲ召テ、歌枕注シテ進ヨトテ、東ノ奥ヘソ流サレケル」項も参照のこと。○小大飯所二著座シタリケルガ 『古事談』『十訓抄』ともに行成と実方の遭遇場所は「殿上」と記す。清涼殿の殿上間を意味するか。〈盛〉「小大飯所」は未詳。〈校注盛〉は「小台盤所。小台盤は長台盤に対し、小さな食器台。清涼殿、昼御座の背後の一室」（一一二頁）とするが、記録上は台盤所のことを「小台盤所」と呼ぶ例は無い。おそらく、台盤所と小台盤が混同され、小台盤所という

用語が使用されてしまったのではないか。殿上間の奥座について「昇自小坂敷渡台盤上居奥座、御倚子与小台盤之間也」（『猪隈関白記』建永元年五月廿五日条〈大日本古記録〉）とあるように、殿上間に小台盤が置かれている。奥座（小台盤之間）の意か。『台記別記』久安三年（一一四七）十二月十二日条に「撰政（※忠通）来自上戸着円座（当小大盤）、爰予（※頼長）退着長大盤上頭（依父子礼也）、撰政示可着小大盤之由、予辞不着」（増補史料大成）と、小台盤に着座していた頼長が、兄である撰政忠通が来たので、格下の長台盤に退き、忠長が小台盤に座るよう促したが、義理の父子関係（頼長は忠通の養子となっていた）から遠慮したとある。殿上間の小台盤は、撰関・大臣等の座であり、従四位上にすぎない実方が着座したということには疑問が残る。あるいは、実方が死後雀となって殿上の台盤をついばんだという説話（『今鏡』『古事談』『十訓抄』など）と混同されたか。『十訓抄』「雀になりて、殿上の小台盤に居て、台盤を食ひけるよし」（新編日本古典文学全集三五五頁）〈盛〉は次々節にも「雀ト云小鳥ニナリテ、常ニ殿上ノ台盤ニ居、台飯ヲ食ケル」とある。○日比ノ意趣ヲバ知ズ 二人の争いの原因については『古事談』『十訓抄』とも記さない。『古事談』「於殿上口論之間」（新大系二六〇頁）、『十訓抄』「いかなるいきどほりかありけむ」（新編日本古典文学全集三五四頁）。この争いが実際にあった出来事である可能性は低いが、後代に不和の原因を詮索する向きがあったようで、『撰集抄』巻八―十九「実方中将桜狩歌事」は、雨に濡れながら桜を愛で秀歌を詠んだ実方を、行成が「歌はおもしろし。実方はをこなり」と評したと漏れ聞き、恨むようになったと語る（岩波文庫二五〇

頁)。池田亀鑑は「これは元來行成との間が何故不和になったかの理由を説明するものであるから、或いは即ち行成との口論の伝説が先にあり、それを意識した上で、それを効果的ならしめるために考え出されたものではなからうかと想像される」(五〇二頁)と指摘する。

○実方笏ヲ取直テ 実方の行動を、「笏ヲ取直テ」と具体的に記すのは〈盛〉のみ。○云事モナク行成ノ冠ヲ打落、小庭ニ抛捨タリケレバ 『古事談』「実方取<sub>二</sub>行成之冠<sub>一</sub>、投<sub>二</sub>棄小庭<sub>一</sub>退散」(新大系一六〇〇一六一頁)、『十訓抄』「いふこともなく、行成の冠をうち落して、小庭に投げ捨ててけり」(新編日本古典文学全集三五四頁)。「小庭」は「清涼殿の南、小板敷の前にある小さな庭」(『十訓抄』三五一頁頭注)、『古事談』『十訓抄』では事件の空間を「殿上」とするので、「殿上小庭に同じ。清涼殿の南庭。紫宸殿の南庭を大庭というに對しての称」(『角川古語大辞典』)という理解が妥当か。〈校注盛〉が指摘するように、〈盛〉の叙述は『十訓抄』に近い。〈盛〉の「小大飯所」が殿上間の奥座とすれば、『十訓抄』と同様とならう。○モトヅリアラハニナシテケリ。殿上・階下、目ヲ驚シテ、ナニト云報アラント思ケルニ 冠を打ち落とされて髻を露わにした行成の姿、それを目撃した周囲の人々の姿を描写するのは、『古事談』『十訓抄』にはない〈盛〉の独自本文。「社会的に重要な意味をもつ髻は、普段は烏帽子や冠で隠され、あらわになってはいけないものとされた」(広川二郎・七六頁)ので、狼藉を受けた行成の反撃を予想した周囲の人々が、固唾を呑んで成り行きを案じていたのである。○行成騒ガズ、閑々ト主殿司ヲ召テ冠ヲ取寄セ、カウガヒ抽出シテ髪搔ナラシ 『古事談』『行成無<sub>二</sub>繆氣<sub>一</sub>静喚<sub>二</sub>主殿司<sub>一</sub>、取寄冠、擺<sub>二</sub>砂着<sub>一</sub>之云」(新大系一六一頁)、『十

訓抄』「行成、少しもさわがずして主殿司を召して、「冠取りて参れ」とて、冠して、守刀より、かうがい抜き出して、鬢かいつくろひて」(新編日本古典文学全集三五四頁)。内容的には両者ほぼ同じだが、表現的には〈盛〉は『十訓抄』に近似する。怒りにまかせて狼藉を働く実方に対して、場所柄を弁え、落ち着いて対処する行成の姿が対比的に描かれる場面。主殿司は、「殿庭の掃除、湯沐、薪油などのことを掌る役所」(和田英松・二一七頁)である主殿寮の官人。○冠打キテ、殊ニ袖搔合、実方ヲ敬シテ云ケルハ 『十訓抄』「居直りて(居ずまいを正して)」(新編日本古典文学全集三五四頁)を、より具体的に描写しているか。「冠を着け直し、殊更に両袖を合せた神妙な態度で、実方に対してうやうやしくもうしあげるには」の意。「袖搔合」は、畏まる様子。〈延〉「中将手ツカラ簾ヲ卷上テ被居」タリ。九郎袖搔合テ、御裏無參セテ、「穴<sub>ヲ</sub>焯<sub>ル</sub>ノ雑人ヤ」ト申テ、中将ヲ先ニ立テ具奉テ入ル」(巻十一一四オ)。短慮で乱暴な実方に対する、行成の礼を弁えた神妙な態度を強調している。○イカナル事ニカ侍ラン。忽ニカホドノ乱罰ニ預ルベキ意趣覚エズ 『古事談』「左道ニイマスル公達哉」(一六一頁)、『十訓抄』「いかなることにて候ふやらむ、たちまちに、かうほどの乱罰にあづかるべきことこそおぼえ侍らね」(新編日本古典文学全集三五四頁)、『古事談』が実方を「左道ニイマスル」(正しからざる道にいらっしゃる)と非難しているのに対し、『十訓抄』は、自分自身が「このような乱罰(正当な理由のない処罰)を被るような覚えがない」ことを主張しており、〈盛〉もほぼ同様の内容となっている。○且ハ大内ノ出仕也、且ハ傍若無人也 『古事談』『十訓抄』にはない〈盛〉の独自本文。宮中への出仕という公的な場であること、

実方の行為が人前であることを憚らない公的場にふさわしくない行為であることを指摘する。○ソノ故ヲ承テ報告後ノ事ニヤ侍ルベカラ

ン『十訓抄』「その故をうけたまはりて、後のことにや侍るべからむ（その理由をお聞きして、事後の扱いとさせていたただくのがよろしいかと思ひます）」（新編日本古典文学全集三五四頁）と、〈盛〉に近似する。「報告」は「むくいること。恩や恨みなどを返すこと。返報」〔日国大〕。実方の行為に対する「報告」は後にあらためて、の意。○事ウルサクイハレタリケレバ『十訓抄』「ことうるはしくはいはいはれけり（折り目正しくおっしゃった）」（新編日本古典文学全集三五四頁）。「うるさし」は「傍らから見ても、目障りと思われるほど立派すぎるさま。きわめて優れているさま。」「うるせし」の転、もしくは「せ」と「さ」

の字体の相似に基づく混淆ともいふ（『角川古語大辞典』の意で、〈盛〉「事ウルサク」は、「きちんと。行き届いて完璧に」〔校注盛一一三頁〕。あるいは『十訓抄』「ことうるはし」の誤写の可能性もあるか。○

実方シラケテ立ニケリ『十訓抄』「実方はしらけて、逃げにけり」（新編日本古典文学全集三五四頁）。行成に出会って我を忘れるほどに憤っていた実方が、行成の冷静で礼儀止しく落ち着いた振る舞いを前に、すっかり興奮が冷めて（逃げるように）立ち去った、という状況。

○主上、折節櫛子ノ隙ヨリ覧覧有テ『古事談』「主上、自小部御覧ジテ」（新大系一六一頁）、『十訓抄』「をりしも小部より、主上御覧じて」（新編日本古典文学全集三五四頁）。「小部」は「清涼殿の昼の御座と殿上の間との境にある石灰の壇の南の壁の上方につけてある小さい窓。天皇が殿上の間を御覧になるところ」（日国大）、「清涼殿の昼御座の南東隅と殿上間のある部つきの小窓。天皇がここから殿

上間の様子、例えば、殿上の淵酔（ゑんすい）などを見る」（『角川古語大辞典』）とされるが、『中殿御会図』などの絵曲類でも、昼御座の南東隅（石灰壇）と殿上間の中に小部は確認できない。『禁秘抄』（上）には、「殿上、六間、上戸有小部、主上覧殿上所也」（群書二六一—三七二頁）とあり、正しくは、清涼殿の東の庇に出て南、落板敷に降りる階段部分の上に小部があり、そこから天皇が殿上間を覗くことができたと考えられる（保立道久・一二三—一二五頁）。それは天皇が「内々」に覗く行為であり、「何時見られていたか分からない」ということでもあり、監視というにふさわしいものであった（同二二六頁）。

〈盛〉の「小大飯所」が殿上間の東の奥座とすれば、まさにこの小部のすぐ側ということになる。なお、昼御座とその西側の鬼間と、殿上間の中にあった櫛形と呼ばれる小型の窓もあるが、「櫛形は、台盤所などの女房の領域に近く、食事の供給などの際にこの櫛形から女房が殿上を覗いたというのにはありそうな話である。この穴は昼御座の側にも開いているが、若干調度品の陰になるはずで、天皇がそこから殿上間を覗くことはなかったであろう」（保立道久・一七六頁）と指摘される。いずれにせよ、〈盛〉はこの説話の場所の設定に混乱がある。

○行成ハユ、シキ穩便ノ者也「穩便」は「穩やかなこと。尋常であること。また、事を荒たてたり、過激な措置をとったりしないさま」（日国大）の意。〈盛〉は「行成はたいそう沈着冷静で穩やかな者であるな」の意。『古事談』「行成ハ召仕ツベキ者ナリケリ」（新大系一六一頁）、『十訓抄』「行成はいみじきものなり。かくおとなしき心あらむとこそ思はざりしか」（新編日本古典文学全集三五五頁）。〈盛〉の内容は『十訓抄』に近い。○即藏人頭ニナサレ、次第ノ昇進トゞ

コホリナシ 『古事談』「被補藏人頭」、〈于時備前介前兵衛佐也〉  
 (新大系一六一頁) の割注は、中央官ではなかった行成の藏人頭の補  
 任が異例の抜擢であることを強調する意図か。『大鏡』卷三「太政大  
 臣伊尹 謙徳公」には、「この侍従大納言殿こそ、備後介とてまだ地  
 下におはせしとき藏人頭になりたまへる」(旧大系一三九頁)として、  
 地下人を藏人頭に任ずることを躊躇する一条天皇に対し、前任者で  
 あった源俊賢が強く推挙したという逸話を載せる(ただし、この時行  
 成はすでに殿上人となっており、「地下人」とするのは誤り)。『十訓抄』  
 「そのたび藏人頭あきけるに、多くの人を越えて、なされにけり」(新  
 編日本古典文学全集三五五頁)も、「多くの人を越えて」と抜擢の異  
 例さを強調している。これは『古事談』のこの説話が、もともと行成  
 を中心に据えた構成であること、『十訓抄』もこの説話が卷八「諸事  
 を堪忍すべき事」の冒頭に置かれたものであり、話題の中心が行成の  
 「堪忍」にあることと関係しよう。これに対し〈盛〉の叙述は、行成  
 の藏人頭補任の異例さではなく、順調な昇任に軸が移っている。ちな  
 みに、行成の藏人頭補任の事情については、『大鏡』卷三「太政大臣  
 伊尹 謙徳公」で、前任者である源俊賢が強く推挙した結果であり、  
 行成はこの恩義を深く感謝し、後に自らが従二位となって俊賢を超え  
 たときも、決して俊賢の上座にすわろうとはしなかったという逸話を  
 伝える。このような行成の藏人頭補任について、「備後権介にすぎず、  
 京官に就いていないものの頭抜擢は異例に属し」たのであり、この実  
 方左遷説話のような、「藏人頭になるまで、その沈淪を嘆いていた行  
 成という説話を生むことにもな」ったと考えられる(川端善明・  
 二六一頁)。藏人頭の定員は二名で、一人を弁官(頭の弁)、一人を武

官(頭の中将)とするのが慣例であった。『職原抄』下「頭二人 四  
 位殿上人中、清撰之職也、弁方一人、近衛司方一人補之、常例也」(白  
 山芳太郎『職原抄』の基礎的研究 並びに校本) 神道史学会・  
 一九九〇・3。二五〇頁)。行成が異例の抜擢であったのに対し、近  
 衛司方の有力候補である左近中将の地位にありながら、陸奥へと赴い  
 た実方の不運が対比される。○実方ノ中将ヲ召テ、歌枕注シテ進ヨ  
 トテ、東ノ奥ヘソ流サレケル 『古事談』「実方ヲバ歌枕ミテマイレト  
 テ、被任陸奥守ニ云々」(新大系一六一頁)、『十訓抄』「実方をば、  
 中将を召して、「歌枕見て参れ」とて、陸奥守になして、流し遣はさ  
 れける」(新編日本古典文学全集三五五頁)。『古事談』『十訓抄』とも  
 に、実方が陸奥守として赴任したことを明記しているのに対し、〈盛〉  
 はそのことに触れず「東ノ奥ヘソ流サレケル」と、あたかも懲罰とし  
 て配流されたかのように記す。なお、実方が陸奥守に任じられたのは、  
 長徳元年(九九五)正月であったが、左近中将の兼任としてであった  
 ので、『十訓抄』「中将を召して(中将の職を取り上げ)」というのは  
 誤り。『古事談』「ミテマイレ」、『十訓抄』「見て参れ」とあるのに対し、  
 〈盛〉は「注シテ進ヨ(書き付けて上進せよ)」と、文書による報告を  
 命じている点は、次節「加様二名所ヲバ注シテ進セタレ共、勅免ハナ  
 カリケル」と呼応するものとして注意を要する。なお、説話では実方  
 に対する一条天皇の懲罰的陸奥守任官として描かれるが、実際にはさ  
 まざまな禄を賜った上、正四位下に昇進している(『権記』『日本紀略』  
 長徳元年九月二十七日条)。ことから、この説話は虚構と見られる。川  
 端善明は「陸奥守任官は、東国に拠点をもつものや道長の家司、官位  
 としては五位、せいぜい従四位下のものが一般であった。従四位上左

近中将であった実方は、次の官職としては藏人頭が順当であった」とする。したがってこの人事は「左遷ではなかったが左遷といつてもよい」ものであり、それは「師尹の死後衰えてきていたとはいえ、済時がおり実方がいた」小一条家を抑えることにあり、「その実方を京官から外し、天皇に近侍する藏人頭たらしめなかった」と指摘する（二六四頁）。その一方で前述の通り行成が藏人頭に補任されたのである

## 【引用参考文献】

\* 池田亀鑑「藤原実方論」（短歌研究五卷九号、一九三六・9。『日記・和歌文学（池田亀鑑選集）』一九六八・1再録。引用は後者による）

\* 岡嶋倬久子「実方説話について―実方後代資料の検討―」（甲南国文三三三号（中村忠行教授古希記念論文集）、一九八六・3）

\* 金沢規雄「藤原実方研究―陸奥守就任をめぐる―」（国語国文（宮城教育大学）一一号、一九八〇・8）

\* 川端善明『影と花―説話の径を―』（笠間書院二〇一八・5）

\* 広川二郎「服飾と中世社会―武士と烏帽子―」（藤原良章・五味文彦編『絵巻に中世を読む』吉川弘文館一九九五・12）

\* 保立道久「殿上の椅子と小薙」（小泉和子他編『絵巻物の建築を読む』東京大学出版会一九九六・11。『物語の中世―神話・説話・民話の歴史学』東京大学出版会一九九八・11に再録。『物語の中世―神話・説話・民話の歴史学』（講談社学術文庫二〇一三・10に再録。引用は後者による）

\* 和田英松『新訂官職要解』（講談社学術文庫一九八四・11）

実方三年ノ<sup>1</sup>間、名所々々ヲ注<sup>2</sup>ケルニ、阿古野<sup>3</sup>ノ松ゾナカリケル。正ク<sup>3</sup>陸奥国ニコソ有<sup>4</sup>ト聞シカトテ、<sup>4</sup>此彼<sup>5</sup>男女ニ尋問ケレ共、<sup>6</sup>教ル人モ<sup>7</sup>ナク知タル者モ<sup>8</sup>ナカリケリ。尋佐<sup>9</sup>テヤスラヒ行ケル程ニ、<sup>10</sup>道二一人ノ<sup>11</sup>老翁アヘリ。実方ヲ見テ云ケルハ、「御辺<sup>12</sup>ハ思スル人ニコソ<sup>13</sup>御坐レ、何事ヲカ歎給」ト問。「アコヤノ松ヲ<sup>14</sup>尋兼タリ」ト答ケレバ、老翁聞テ、「最<sup>15</sup>情<sup>16</sup>ゾ侍ル。是ヤコノ

ミチノクノアコヤノ<sup>17</sup>松ノ<sup>18</sup>木高ニ<sup>19</sup>出ベキ月ノ出ヤラヌ哉

<sup>20</sup>ト云事侍リ。此事ヲ<sup>21</sup>思出ツ、都ヨリ遙々ト尋<sup>22</sup>下給ヘルニヤ」トイヘバ、実方「サニコソ」ト云。翁曰、「<sup>23</sup>陸奥・出羽一國ニテ<sup>24</sup>候シ時コソ<sup>25</sup>陸奥國トハ申タレ共、<sup>26</sup>兩國ニ分レテ後ハ、<sup>27</sup>出羽ニ侍也。彼國ニ御坐テ尋給へ」ト申ケレバ、即出<sup>28</sup>羽ニ<sup>29</sup>越テ、阿古野<sup>30</sup>ノ松ヲモ見タリケリ。彼老翁ト云ケルハ、塩竈大明神トゾ聞エシ。加様<sup>31</sup>ニ名所ヲバ注シテ進セタレ共、勅免ハ<sup>32</sup>ナカリケル。

り、このような実方左遷説話を生むことになったのだろう。『撰集抄』巻八第十九話に、行成が実方を「歌は面白し。実方はをこなり」と評し、「此詞を実方もれき、給て、深く恨をふくみ給ぞと、聞え侍る」（『撰集抄全注釈』下―四二三頁）というのも、このような経緯から生まれた説話であろう。

【校異】 1 〈近〉「あひたに」。2 〈蓬・静〉「ケルニ」なし。3 〈近〉「みちのくにこそ」、〈蓬・静〉「陸奥国にこそ」。4 〈成〉「此」彼、〈近〉「これかれ」、〈蓬・静〉「こゝかしこ」。5 〈近〉「なんによに」、〈蓬〉「男女に」、〈静〉「男女に」。6 〈近・蓬〉「をしゆる」、〈静〉「教る」。7 〈成〉「無」。8 〈蓬・静〉「なし」。9 〈成〉「ヤスラヒ行ケル」、〈近〉「やすらひゆきける」、〈蓬・静〉「やすらひありきける」。10 〈近〉「道ニ」なし。11 〈成〉「老翁ニ」。12 〈蓬・静〉「ハ」なし。13 〈近・蓬・静〉「おはすれ」。14 〈成〉「尋煩タリト」。15 〈成〉「情ソ」、〈近〉「なきせ」、〈蓬・静〉「やさしくこそ」。16 〈蓬〉「侍れ」、〈静〉「はんへれ」。17 〈成〉「松に」。なお、〈成〉は和歌部分漢字平仮名交じり。18 〈成〉「木隠て」。19 〈近・静〉改行あり。20 〈成・近・静〉「ト」は前行末尾。21 〈成〉「思出テソ」、〈近〉「出」なし。なお、「おもひつゝ」。22 〈成〉「翁」、〈近〉「おきなの」、〈蓬・静〉「翁の」。23 〈近〉「みちのく」、〈蓬〉「陸奥」、〈静〉「陸奥」。24 〈蓬〉「侍し」、〈静〉「侍し」。25 〈近〉「みちのくとは」、〈蓬〉「陸奥国とは」、〈静〉「陸奥国とは」。26 〈近〉「わかたれて」、〈蓬・静〉「わかれて」。27 〈近〉「てはの国に」。28 〈近・蓬・静〉「おはして」。29 〈近〉「こえてこそ」。30 〈蓬〉「ノ」なし。31 〈近〉合点あり。行の冒頭に「かきましたまうそ神」を傍書。32 〈近〉「なかりけるか」、〈蓬・静〉「なかりけり」。

【注解】○実方三年ノ間、名所々々ヲ注シケルニ… 以下、「阿古屋の松説話」を記すのは語り本系の〈屋・覚・中〉。この説話は『古事談』卷二一七「藤原実方、奥州にあこやの松、花かつみの事」が初出（岡寫偉久子・五一頁）。岡寫は、〈盛〉では前節の「歌枕」の語と結びついて「左遷説話の一連の話となっている」（五二頁）が、初出の『古事談』は阿古屋松探しのこと（卷二一七）と、陸奥左遷のこと（卷二一三）「藤原実方、藤原行成の冠を小庭に投ぐる事、実方奥州赴任の事」がそれぞれ離れて別項目として記してあるように、「単独にあったものではないかと思われる。当代一流歌人実方に相応しい一説話と受けとれる」（五二頁）と指摘する。以下、『古事談』の当該説話を引く。「実方経廻奥州之間、為見哥枕毎日出行。或日アコヤノ松ミニトテ欲出之処、国人申云、アコヤノ松ト申所、コノ国中ニ候ハネト申之時、老翁一人進出申云、君ハイヅベキ月ノイデヤラヌカナ〈此哥、ミチノクノアコヤノ松ニコガクレテ〉ト申上哥ヲ思食テ被仰

下候歟。然バ件哥ハ出羽陸奥未堺之時、所読之哥也。被堺西国之後者、件松出羽国方ニ罷成候也ト申ケリ（新大系二〇六〜二〇七頁）。ちなみに『十訓抄』には当該説話はない。語り本系の記載は次のとおり。〈屋〉「実方中将、奥州へ流サレタリシニ、当国アコヤノ松ト云所ヲ見トテ国ノ内ヲ尋廻ルニ、尋モアハデ帰ケルニ、路ニ老翁一人逢タリケリ。「ヤ、御辺ハ古ヒ人トコソ見レ。当国ノ名所アコヤノ松ト云所ヤ知タル」ト問ニ、「其ハ当国ニテハ候ハズ。出羽国候」ト申ス。「サテハ御辺モ不知ケリ。世ノ末ニナレバ、名所モハヤ呼ウシナヒタルニコソ」トテ過ケルヲ、老翁、中将ノ袖ヲ引テ「哀、君ハ／ミチノクノアコヤノ松ニ木隠レテイヅベキ月ノ出モヤラヌカ／ト云哥ノ心ヲモテ、当国ノ名所トハ候カ。ソレハ六十六郡当国ガ一国ナリシ時読ル哥也。十二郡ヲ別テ後ハ出羽国ニヤ候覽」ト申ケレバ、中将サテハトテ、出羽国へ越テコソ、アコヤノ松ヲバ見タリケレ」（二八〇〜二八一頁。〈覚・中〉もほぼ同）。「実方三年ノ間、名所々々

ヲ注シケルニ」とあるのは、前節で一条天皇から陸奥左遷に際して「歌枕注シテ進ヨ」と命じられたことを受けての一節。実方の陸奥下向が長徳元年（九九五）九月なので、長徳三ないし四年のことということになる。〈屋〉「実方中将、奥州へ流サレタリシニ、当国アコヤノ松ト云所ヲ見トテ、国ノ内ヲ尋廻ルニ」（一八〇頁）、〈寛〉「されば実方中将、奥州へ流されたりける時、此国の名所に、阿古屋の松と云所を見ばやとて、国のうちを尋ありきけるが」（上一〇九頁）、〈中〉「されば中ごろ、さねかたの中将の、あづまへながされたりしに、むつの国に、あこやの松といふめい所あり。中将、かれを見んとて国のうちをめぐりてたづねられともなかりけり」（上一一四頁）。語り本系諸本では、前節の実方左遷の経緯が記されないため、歌枕探訪が実方の自発的行動であるかのような表現になっているほか、下向後の年月についても触れられていない。○阿古野ノ松ゾナカリケル 阿古屋の松は出羽国の歌枕。『歌ことは歌枕大辞典』（角川書店一九九・五）は「出羽国の歌枕。現在の山形市千歳山にある松とされる」（二二頁）、『和歌の歌枕・地名大辞典』（おうふう二〇〇八・五）は、「阿古屋の松」は、「出羽国村山郡」、山形県山形市平清水を中心とする一帯の地を言うとする。当地には、千歳山（四七二・一メートル）があり、北東麓にある万松寺（曹洞宗）には、開基にまつわる「阿古野姫伝説」がある」（二九頁）と説明する。仙台藩で編纂された地誌『奥羽観蹟聞老志』（佐久間洞巖、享保四年（二七一九））卷十三の出羽国村山郡の項に「宿世山、千年山、阿古耶松、関山、立石寺等、在此郡中」（仙台叢書第十六卷七五頁）とあり、古歌の引用に続けて引かれた「吊藤公実方墓」と題した源君美（新井白石）の賦「昔日藤公宅

禅林一逕深、東陲千里、涙北闕百年、心、蒲葉無人識、松声幾処尋、山中墳四尺空、有、緑苔侵、丙寅八月廿一日、過千歳山下賦」は、阿古屋の松伝説とともに千歳山に実方の墓があったという認識を示している。十八世紀前半には阿古屋松村山郡という認識があった。ただし、十八世紀中頃の『出羽国風土略記』（進藤重記、宝暦一二年（二七六三）「田川郡」の「八幡宮」の項には「当社の前に松の大木枯はてたる有。近年若木を植継て阿古屋の松の跡とす（中略）小寺氏、当所を阿古屋の松の跡とする事付会の説にやと云々」（卷三ノ三八、東京学社一九二九・八）とある他、「阿久谷」の項には、「旧記に云、弘海（能除太子の事なり）挙羽山執捨身行、住阿久谷。三秋云々。全文能除堂の下に記す。或人古歌に陸奥のあこやの松にこがく出て出べき月の出やらぬかな」と詠ぜしは、此処にや。是月の歌に似て月の歌に非ず。出世すべき人のあこやの松の中にかくれて出たまわぬを、月によそへて詠ずる歌にやといふ」（四二二）という異説を載せる。ちなみに「阿古屋の松」を詠んだ歌で年代がはっきりしているものとしては、『堀河百首』源顕仲の「おぼつかないざいにしへのこととはむあこやの松にものがたりして」（一三〇六、新編国歌大観）が最も古い。この歌は源師時「峰つづき松のこしげく見ゆるかなこれや千とせの山路なるらん」（一三〇五、新編国歌大観）に続いており、「千とせの山路」と「あこやの松」という連続が、千歳山と結びつけられる要因の一つとなった可能性があらう。顕仲が「いざいにしへのこととはむ」と詠んだことからみて、顕仲の頃には「いにしへ」に結びつく古い歌枕と認識されていたと思われる。『夫木和歌抄』には、読人不知の「みちのくのあこやの松に木がくれていでたる月のいでやらぬか

な」(二三七三八、新編国歌大観。〈盛〉にも引かれる)が載る。この歌あたりが頭仲歌に先行した可能性がある。前九年・後三年合戦を経て、陸奥が朝廷の直接的支配の及ばぬ地となる一方、院政期に陸奥の歌枕への関心が高まったなかで、新たに注目されてきた歌枕の一つと捉えることが出来る。○正々陸奥国ニコソ有ト聞シカ「阿古屋

の松」が陸奥国の歌枕というのは、この後に引かれる「ミチノクノアコヤノ松ノ」による認識。この点を後に老翁に指摘される。「阿古屋の松」を詠んだ歌は多くなく、成立を確実に平安期まで遡れる歌は、先に引いた二首のみで、『夫木和歌抄』で両歌が並べられていることからすれば、これが陸奥国の歌枕として認識されていた可能性が高い。

出羽の歌枕であるという認識は、陸奥から十二郡を割いて出羽が建国されたという認識が一般化してからで、具体的には『古事談』以降か。源顕仲の「おぼつかないざいにしへのこととはむ」という表現が、『古事談』のような説話を生みだす淵源となった可能性がある。○此

彼男女ニ尋問ケレ共、教ル人モナク知タル者モナカリケリ『古事談』

二一七一「実方経廻奥州之間、為見哥枕、毎日出行、或日アコヤノ松ミニトテ欲出之処、国人申云、アコヤノ松ト申所、コノ国中ニ候ハネ」(新大系二〇六頁)。「屋」当国アコヤノ松ト云所ヲ見トテ国ノ内ヲ尋<sub>ナ</sub>廻ルニ、尋モアハデ帰ケルニ(一八〇頁、〈覚・中〉もほぼ同)。

〈盛〉の叙述は、陸奥に下向して三年という歳月の経過、その間、一条天皇の意向どおりに歌枕を探访して歩く実方、それでも阿古屋の松を探しあぐねて人々に尋ね、なおも見つけられない状況を、『古事談』や〈屋・覚・中〉よりもよりドラマチックに描き出している。○尋  
侘テヤスラヒ行ケル程ニ、道ニ一人ノ老翁アヘリ 人々に尋ねながら

歌枕を探し回り、疲れ果てて一息いれる実方に、一人の老翁が話しかけるといふ情景は、世阿弥の謡曲『阿古屋松』と共通する。謡曲では、「われさる事ありて陸奥の国に下り、暫らくの在国なり」(実方が陸奥守になったためではなく、〈盛〉が記すように、さる事情があつて、

陸奥に下ったことになる)実方が、九月に紅葉に誘われて、山路を「しのお山」「安積の沼の花がつみ」などを見て回る中で、老いた山人に阿古屋の松の在所を尋ね、最初は「阿古屋の松とは知らず候」と答えられ、「古からん人におん尋ね候へ」と言われて、実方が「古き者と見たればこそ、老人をば召してあれ」と返答したところ、「今思ひ出だして候、阿古屋の松は、昔は当国、当時は出羽の国に候」と出羽にあることを説明される(旧大系・上一三九〜一四二頁)。○実方

ヲ見テ云ケルハ、「御辺ハ思スル人ニコソ御坐レ、何事ヲ力歎給」ト問 出会った老翁が実方の様子を見て、「あなたはなにかもの思いに沈んでいるご様子ですね。何事を嘆かれていますか」と尋ねる。

老人から実方に声を掛けるというのは〈屋・覚・中〉にも謡曲にもなく、〈盛〉独自の趣向か。〈屋・覚・中〉では、実方の方から、「ヤ、御辺ハ古ヒ人トコソ見レ。当国ノ名所アコヤノ松ト云所ヤ知タル」と尋ね、「其ハ当国ニテハ候ハズ。出羽国候ト申ス」『サテハ御辺モ不知ケリ。世ノ末ニナレバ名所モハヤ呼ウシナヒタルニコソ』トテ過ケルヲとやり取りがなされる(〈屋〉一八〇〜一八一頁、〈覚・中〉も同様)。謡曲でも実方が「いかに老人近く寄り候へ、尋ねべきことあり」(旧大系上一四〇頁)と言う。○最情ソ侍ル「情」の読みは校異15(成)「ヤサシク」がよいか。「優美である。優雅である。風雅の心がある。情趣深い。風情がある」(日国大)。○ミチノクノアコヤ

ノ松ノ木高二出ベキ月ノ出ヤラヌ哉 『夫木和歌抄』「みちのくのあこやの松に木がくれていでたる月のいでやらぬかな」（二三七三八・新編国歌大観）。第三句は『古事談』〈屋・覚・中〉ともに「木がくれて」となっているのに対し、〈盛〉のみ「木高二」となる。また第四・五句も〈屋・覚・中〉「イツベキ月ノ出モヤラヌカ」（〈屋〉）と小異。○陸奥・出羽一國ニテ候シ時コソ陸奥國トハ申タレ共、兩國二分レテ後ハ、出羽ニ侍也 前々節にも出た陸奥・出羽をめぐる言説。越後国から出羽郡が分割され、これに陸奥国の置賜・最上郡を加えた出羽建国は、和銅五年（七二二）九月（『続日本紀』和銅五年（七二二）九月己丑条）。前出の歌の成立がそれ以前に遡るとは考えがたい。もともと陸奥国の歌枕として登場した阿古屋の松であったのが、『古事談』以降、出羽国の歌枕と考えられるようになり、現在の山形市千歳山付近に付会されたと考えるべきだろう。〈屋〉「ソレハ六十六郡兩國ガ一國ナリシ時読ル哥也。十二郡ヲ別テ後ハ出羽國ニヤ候覽」（一八一頁。〈覚・中〉同じ）。謡曲にも「三十三箇國にてありし時は、出羽陸奥の國は一國なれば、ただ陸奥の國ばかりにて、出羽の國はなかりしよな。六十六箇國に分かたれし時、阿古屋の松の在所をば、出羽の國中へ分かつたれば、それより後は陸奥の、阿古屋の松とは申さぬなり」（旧大系上―一四一―一四二頁）とある。○即出羽二越テ、阿古野ノ松ヲモ見タリケリ 〈屋・覚・中〉も同様。謡曲では実方の求めに応じた老翁が、阿古屋の松まで案内をしたことになっている。○彼老翁ト云ケルハ、塩竈大明神トゾ聞エシ 老翁が塩竈明神の化身であるとするのは〈盛〉と謡曲のみ。謡曲は『平家物語』の実方左遷説話を題材に、「千賀の塩竈の明神とは、この翁よ」と老翁と塩竈明神を結び

付け、「音に聞こえし名所の、昔は陸奥の松なれど、今は出羽に有明の、影高き阿古屋の松の月は面白や。それ十八公の栄は、霜の後に露れ、また一千年の色は、雪の中に深し」（旧大系上―一四五頁）と祝言性の高い物語に仕上げている。〈盛〉のドラマチックな場面展開や塩竈明神の登場は、謡曲との関連性をうかがわせるか。現宮城県塩竈市一森山頂上に塩竈神社がある。『延喜式』には見えない式外社であるが、『弘仁式』主税帳逸文に「祭塩竈神料二万束」（国史大系一五頁）とあり、古社である。塩竈明神の化身を老翁とする〈盛〉のほか、「武甕槌命」とするもの（『春日権現験記繪注解』一九頁）など祭神については定かではなかったが、元禄六年に吉田兼連述・近衛基熙加筆の縁起が作られた（平凡社地名・宮城県）三三三頁）。この縁起によれば、別宮に祀られた岐神が、老翁の姿をし、また道案内をする神で、陸奥に居着いて人々に塩作りを教えた神・塩土老翁神であるといい、小林健二は、この老翁神である塩土老翁神が『日本書紀』以来案内神としての役割を持ち、室町物語『神代物語』において、彦火火出見尊を龍宮に導く「しるべ」となる案内神である点に、謡曲の「老翁」との共通点を見る（二九―三三頁）。謡曲『阿古屋松』と〈盛〉の関係性を指摘した、表きよしが「実方に阿古屋の松の場所を教えた老人が実は塩竈大明神であったという盛衰記系統の話を一曲の構想に利用しながらも、詞章を作る際には専ら覚一本系の『平家』を参照したのであろう」と詞章面での覚一本との一致を指摘するとともに、構想面での「盛衰記系統」との接触を想定するが、〈盛〉そのものに拠ったかどうかについては、「阿古屋松」が盛衰記を典拠としているというのは危険であろう（四頁）と先後関係についての判断を保留して

いる。老翁の正体に神を見る構想は謡曲に多く見られることからすると、謡曲が源流にあり、その構想が〈盛〉にも持ち込まれた可能性が高い。他に叡山で成った『九院仏閣抄』(元亨四年(一二三四)口述、永徳三年(一二八三)書写という)にも同説話が見えることが指摘されている(佐藤三男・三、四頁)が、語り本系統の影響下にある。

『九院仏閣抄』「実方中将、行成ト殿上口論ヲシテ、行成ノ冠ヲ打落タリケル科ニ依テ奥州へ被レ流時、阿古屋松ヲ見トテ一国ヲ尋ニ、都テ無リケルニ、或老翁尋レ之。件□翁ワラヒテ申ケルハ、是ハミチノクノアコヤノ松ニコガクレテ出ベキ月ノ出モヤラヌハト云本歌ニテ、御尋候歟ト申。爾時以其旨尋ト被レ仰タリケレバ、其ハ出羽国ニ候ト申キ。仍出羽国へ行キ、終ニ是ヲ求得タリ。奥州出羽ハ一国ニテ有リシ也(群書二四一五六九、五七〇頁)。「奥州へ被レ流時」という表現は〈覺〉「奥州へ流されたりける時」(上一〇九頁)と共通するが、〈屋・覺・中〉では触れられないその原因を、「行成ノ冠ヲ打落タリケ

#### 【引用参考文献】

- \* 岡嶋偉久子「実方説話について―実方後代資料の検討―」(甲南国文三三三号(中村忠行教授古希記念論文集)一九八六・三)
- \* 表きよし「能〈阿古屋松〉と『平家物語』」(鍔仙三四八号、一九八七・四)
- \* 小林健二「『阿古屋松』の塩竈明神」(観世八七卷三号、二〇二〇・三)
- \* 佐藤三男「『九院仏閣抄』のなかの阿古屋の松」(鍔仙六六七号、二〇一七・二)

#### 1 笠島道祖神

2 終ニ奥州名取郡<sup>3</sup>笠島ノ道祖神ニ被<sup>レ</sup>蹴殺<sup>ニ</sup>ケリ。実方、馬ニ乗ナガラ彼<sup>4</sup>道祖神ノ前ヲ通ラントシケルニ、人諫テ云ケルハ、「此神ハ効験無<sup>5</sup>双ノ<sup>5</sup>靈神、賞罰分明也。下馬<sup>6</sup>シテ再拜シテ過給ヘ」ト云。実方問テ云、「何ナル神ゾ」ト。答ケルハ、「コレハ都ノ賀茂ノ川原ノ西、一条ノ北ノ<sup>10</sup>辺ニオハスル出雲路ノ<sup>11</sup>道祖神ノ<sup>12</sup>女也ケルヲ、<sup>13</sup>イツキカシヅキ<sup>14</sup>テ、ヨキ<sup>15</sup>夫ニ合セントシケルヲ、<sup>16</sup>商人ニ<sup>17</sup>嫁テ親ニ勤当セラレ

ル科ニ依テ」としている点は〈盛〉とも重なる。ただし、実方の奥州下向の原因が行成との誹いにあることは、『古事談』『十訓抄』等でもよく知られており、塩竈明神が登場しないことを考慮するならば、必ずしも〈盛〉に依拠しているとは言えないだろう。○加様二名所ヲバ注シテ進セタレ共、勅免ハナカリケル〈盛〉では、一条天皇によって懲罰的に陸奥守に任じられた実方が、「歌枕注シテ進ヨ」との命を果たすために陸奥各地の歌枕を探訪し、最後に残った阿古屋の松について、塩竈明神の導きによって無事「注シテ進セ」たにもかかわらず、結局勅免を受けることができなかったとして、「阿古屋の松説話」を結ぶ。実方が陸奥国任国中に没したのは史実であるが、〈屋・覺・中〉はそのことまで記さない。これは、勅免を得られなかった実方が、ついに陸奥で最期を遂げ、その地に墓もあるとする次節「笠島道祖神説話」へとつなげるための一節か。

テ此国へ被<sub>レ</sub>追下<sub>二</sub>給へりケルヲ、<sup>18</sup>国人<sup>19</sup>是ヲ崇敬テ、神事再<sup>20</sup>拜ス。<sup>21</sup>上下男女所願<sub>三</sub>アル時ハ、<sup>22</sup>隱相ヲ造テ神前ニ懸<sub>レ</sub>莊<sub>リ</sub>奉テ是ヲ祈申ニ、  
 叶ハズト云事ナシ。我ガ御身モ都ノ人ナレバ、サコソ上<sub>リ</sub>度<sup>23</sup>マシマヌラメ。<sup>24</sup>敬神再<sub>レ</sub>拜<sub>三</sub>申テ、<sup>25</sup>故郷ニ<sub>上</sub>給ヘカシ<sub>二</sub>ト云ケレバ、  
 「サテハ此<sub>ノ</sub>神、<sup>26</sup>下品<sup>27</sup>ノ女神ニヤ。我下馬<sup>28</sup>ニ及バズ」トテ、馬ヲ打<sub>レ</sub>通ケルニ、神明怒<sub>レ</sub>成テ、<sup>29</sup>馬ヲモ主<sub>レ</sub>モ罰<sub>レ</sub>シ<sub>三</sub>殺<sub>レ</sub>シ<sub>二</sub>給ケリ。其墓、  
 彼社<sup>30</sup>ノ傍<sup>31</sup>ニ今<sup>32</sup>有<sub>レ</sub>トイヘリ。人臣<sup>33</sup>列<sub>レ</sub>テ人ニ礼ヲ不<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>バ被<sub>レ</sub>流罪<sub>一</sub>、神道ヲ欺<sub>レ</sub>テ神ニ拜<sub>レ</sub>テ成<sub>レ</sub>レバ横死ニアヘリ。実ニ奢<sub>レ</sub>ル人也ケリ。  
 去<sub>レ</sub>トモ都<sub>レ</sub>ヲ恋<sub>レ</sub>ト思ケレバ、雀<sup>34</sup>ト云<sub>レ</sub>小鳥<sup>35</sup>ニナリテ、常<sub>ニ</sub>殿上<sub>ノ</sub>台盤<sup>36</sup>ニ居、<sup>37</sup>台飯<sup>38</sup>ヲ食ケルコソ最哀ナレ。

【校異】 1〈成〉「四 笠島道祖神」。なお、「四」は朱筆。〈近〉「かきしまのたうそしん」とし、「き」に見せ消ち。右に「さ」を傍記。また、「たうそしん」に「あらひとかみ」を異本注記。〈蓬〉「笠島道祖神」、「静」「笠島道祖神」。 2〈近〉「つゐにつるに」。 3〈近〉「かきしまのたうそしん」とし、「たうそしん」に「あら人かみ」を異本注記。〈蓬〉「笠島道祖神」に。 4〈近〉「たうそしんのまへを」とし、「たうそしん」に「あらひとかみ」を異本注記。〈静〉「道祖神前を」。 5〈蓬〉「天神」。 6〈蓬・静〉「シテ」なし。 7〈成〉「答ケレハ」、〈蓬〉「こたへければ」。 8〈近〉「これは」とし、「は」(字母「者」)に「は」(字母「八」)を異本注記。 9〈蓬〉「賀茂河原西」、〈静〉「賀茂河原西」。 10〈近〉「辺ニオハスル」なし。〈蓬・静〉「辺におはする」。 11〈近〉「たうそしんの」とし、右に「あらひとかみ」を異本注記。 12〈近〉「むすめなりけるを」として下に補入符あり。右に「いつきかしづきてよきおつとにあはせんとしけるを」を傍記。 13〈近〉補入のため以下「しけるを」までなし。 14〈蓬・静〉「テ」なし。 15〈蓬・静〉「ニ」なし。なお、〈蓬〉「夫合せんと」、〈静〉「夫合せんと」。 16〈近〉「あき人に」、〈蓬・静〉「商人に」。 17〈近〉「とつきて」、〈蓬〉「嫁て」。〈静〉「嫁て」とし、「嫁」字に左訓「トツキ」。 18〈蓬〉「此国人」。 19〈成〉「崇敬之」、〈近〉「これをあかめうやまひて」、〈蓬・静〉「これを崇敬して」。 20〈近〉「拝」なし。なお、「さいす」。 21〈近〉「上下のなんによ」、〈蓬〉「上下男女」、〈静〉「上下男女」。 22〈成〉「隱相ヲ」、〈近〉「めんさうを」、〈蓬〉「隱相を」、〈静〉「隱相を」。 23〈蓬・静〉「おはすらめ」。 24〈近〉「けいしんさいはひし」、〈蓬〉「敬神再拜し」、〈静〉「敬神再拜し」。 25〈近〉「いのりて」として「り」の後に補入符あり。右に「申」を傍記。 26〈近〉「こきやうに」、〈蓬・静〉「故郷に」。 27〈蓬〉「返上り給へかしと」、〈静〉「返上り給へかしと」。 28〈近〉「人」とし、右に「かみ」を異本注記。 29〈近〉「によしんにや」、〈蓬〉「女神にや」。 30〈近〉「わか」、〈蓬・静〉「我」。 31〈蓬〉「及して」。 32〈蓬〉「打テ」なし。 33〈静〉「馬を」とし、下に補入符あり。右に「モ」を傍記。 34〈近〉「ぬしをも」、〈蓬〉「主をも」、〈静〉「主をも」。 35〈蓬〉「殺シ」なし。なお、「罰し給けり」。 36〈成〉「傍」。 37〈成〉「ニ」なし。 38〈近〉「つらなつて」、〈蓬〉「列て」、〈静〉「列て」。 39〈蓬〉「神ニ」なし。 40〈近〉「まことに」、〈蓬〉「誠に」、〈静〉「誠に」。 41〈蓬〉「鳥に」。 42〈成〉「テ」なし。 43〈近〉「をり」、〈蓬〉「居」。 44〈蓬〉「はんたいを」。

【注解】 ○笠島道祖神 校異1にあるように、〈近・蓬・静〉はここの名取郡笠島ノ道祖神ニ被<sub>レ</sub>蹴殺<sub>二</sub>ニケリ<sub>一</sub>という「笠島道祖神説話」は、らを「笠島道祖神」とする。実方が非礼を働いたために、「終ニ奥州 盛」以前の資料には見られない独自説話。池田亀鑑は「今日文獻に

見えるものでは、源平盛衰記七「笠島道祖神」の条にあるのが最初である(五〇三頁)と指摘する。陸奥における実方の死去を伝える言説は多いが、その墓所が陸奥にあることについては『今鏡』第十「敷島の打聞」が「実方中将の御墓は、陸奥にぞ侍るなると、伝へ聞き侍りし、まことにや」(講談社学術文庫『今鏡 全訳注』下―五二八頁)と伝え、西行は平泉への旅の途次でこれについて次のように記している。「陸奥の国にまかりたりけるに、野の中に常よりもとおぼしき塚の見えけるを、人に問ひければ、中将の御墓と申は是が事なりと申ければ、中将とは誰がことぞと、又問ひければ、実方の御事なりと申ける、いとかなしかりけり。さらぬだに物哀に覚えけるに霜枯れ枯れの薄、ほのく見えわたりて、のちに語らんも言葉なきやうにおぼえて/＼朽ちもせぬその名ばかりを留め置て枯野の薄形見にぞ見る」(『山家集』八〇〇番〈旧大系一四三頁〉。ほぼ同文が、萬野美術館本『西行物語絵巻』に載る。日本の絵巻19。中央公論社。一五八頁。『新古今集』七九三番にも同歌あり)。西行は「野中にある塚」を実方の墓と説明されており、〈盛〉が記すとおり「其墓、彼社ノ傍ニ今ニ是有」という状態であったならば、触れられていたであろう笠島道祖神について記載がないので、十二世紀末の頃にはまだこの説話は流布していなかった可能性が高いだろう。『廻国雜記』では道興が文明十九年(一四八七)に末の松山を眺め、そこで「けふのみにち実方朝臣の墳墓としてしのかたち侍る」(群書一八一七―一四頁)としている。

○奥州名取郡笠島ノ道祖神 名取郡は、現名取市・岩沼市の全域、仙台市の南部および西部の一部をも含んだ地域。『続日本紀』天平神護二年(七六六)十二月三十日条には「陸奥国人正六位上名取公龍麻呂

賜姓名取朝臣」とあり、神護景雲三年(七六九)三月十三日条に「名取郡人外正七位下吉弥侯部老人」ら九人が上毛野名取朝臣を賜姓されている(『平凡社地名・宮城県』一七六頁)ので、八世紀中頃には成立をしていたとみられる。「笠島ノ道祖神」については、名取市愛島笠島にある佐倍乃神社を指すと考えられる。佐倍乃神社については、「祭神は猿田彦大神・天鈿女命など」「近世は道祖神社と称し、明治七年(一八七四)古称にちなみ佐倍乃神社と改称」、「同四年愛島塩手の佐具叡神社を合祀した」「道祖神(塞の神)は道の分岐点に祀られる神で、当社も東海道に沿う」(『平凡社地名・宮城県』一〇四頁)。「延喜式」神名帳下には「名取郡二座(並小)として「多加神社」「佐具叡神社」があげられる。佐具叡神社の祭神は高皇産靈尊。『奥羽観蹟聞老志』は、「笠島村中有民家、曰之北野宅。有小祠、曰実方墓。或曰作衛臣。是乃往時佐具叡神社址也。郷人誤其音。且以昔人墓也、仍今荒廢。州人渾無知之者」(仙台叢書一五一―一三三頁)と、「延喜式」の佐具叡神社と笠島の佐倍乃神社(道祖神社)が混同された可能性を指摘する。○被蹴殺ニケリ「蹴殺す」は、しばしば「神や超自然物が人に祟ったり害を及ぼしたりする行為を意味する」(田中貴子・一四七頁)。「義経記」巻八「我等が手にこそかけずとも、鎮守大明神立寄りて蹴殺し給へ」(旧大系三八二頁)。

○実方、馬二乗ナガラ彼道祖神ノ前ヲ通ラントシケルニ 歌人が騎乗のまま神前を通ろうとするという類話は、紀貫之と蟻通明神の逸話として『貫之集』に次のように記される。「紀の国に下りて、帰り上りし道にて、にはかに馬の死ぬべくわづらふところに、道行く人々立ちどまりていふ、「これはここにいますがる神のしたまふならん。年

ごろ社もなくしるしも見えねど、うたである神なり。さきさきかかるには祈りをなん申す」といふに、御幣もなければ、なにわざもせで、手洗ひて、「神おはしげもなしや。そもそも何の神とか聞こえん」ととへば、「蟻通しの神」といふを聞き、よみて奉りける。その験にや（西本願寺本により補う）、馬のこちやみにけり／かきくもりあやめも知らぬ大空にありとほしをば思ふべしやは」（『集成』二七九—二八〇頁）。紀伊守の任果てて帰洛しようとする途次、急に馬が病に倒れたので、道行く人が、ここに祀られた「うたである神」の仕業なので拝礼なさいという。神の由来を尋ねたところ、蟻通の神と説明されたので、跪拝して一首を捧げたところ、馬の病が快癒したという。

この逸話は『枕草子』（新大系二六五頁）の他、『袋草紙』『奥義抄』『色葉和難抄』などでも触れられており、後には謡曲（『蟻通（ありどおし）』世阿弥改作。新大系『謡曲百番』六一—六一四頁）にもなっている。ちなみに謡曲では、帰洛の途次ではなく、歌人としての思いから紀州の玉津島明神（祭神は衣通姫）に参詣の途次となっている。貫之と実方という当代に知られた歌人で、かたや和歌の神（衣通姫）への参詣の途次、かたや歌枕を探访する旅という類似点を持ちながら、貫之は神を跪拝して難を遁れ、実方は神を侮り下馬せずして祟りを招いたという対比を見ることが出来る。ちなみに玉津島神社のすぐ側には、同じく和歌の神として知られる塩竈神社が祀られている。他方、実方の場合は前節で塩竈明神が歌枕への案内者として登場している。笠島道祖神説話が参照した蟻通説話がどの作品であるかは不明だが、『盛』の阿古屋の松説話と謡曲との関連性を考えるなら、『盛』の実方説話（阿古屋之松説話、笠島道祖神説話）の背景として、謡曲からの影響

(10)

を検討する必要がある。○人諫テ云ケルハ、「此神ハ効験無双ノ靈神、賞罰分明也。下馬シテ再拝シテ過給ヘ」ト云。実方問テ云、「何ナル神ゾ」ト。答ケルハ… 騎乗のまま通りすぎようとする歌人を諫めて神の靈験を説く人、神の由来を尋ねる歌人という構図も、蟻通と笠島道祖神に共通する場面設定。賞罰が明らかであることは、神威を示すのに頻用される。『盛』巻四「白山七所ノ其中ニ、佐羅ノ早松ノ御輿ヲ奉飾。本地ハ不動明王、悪魔降伏ノ忿怒形、賞罰嚴重ノ大明神也」（1—2—1頁）。『金玉要集』「金峰山御事」「我國ノ風儀、神明ハ新ニ賞罰有故ニ、信敬厚シ」（『磯馴帖 村雨篇』一三三頁）。

○コレハ都ノ賀茂ノ川原ノ西、一条ノ北ノ辺ニオハスル出雲路ノ道祖神ノ女也ケル 笠島道祖神の正体を説明する一節。出雲路は「賀茂川の西畔、現在の北区と上京区の区境辺り一帯をいう。「和名抄」に見える愛右郡出雲郷は賀茂川を挟んでこの辺り一帯に広がっていたと推定され、出雲路の名も出雲郷に由来する。出雲路は鞍馬街道の京都の出入口と考えられていたらしく、長和四年（一〇一五）京都で疫病が流行した時、この辺りにあった出雲寺で御霊会が催されており、『小右記』長和四年八月一八日条に「伝聞、今日出雲守御霊会、童部群闘乱、童一入騎馬馳参」とある」（『平凡社地名・京都市』五一—八頁）。「出雲路道祖神」の名称は、『明月記』嘉祿二年（一二二六）十月六日条に「夜方長、暁鐘之程、北方有火（出雲地道祖神近辺云々）、舎屋相連無空地、北方火殊恐思之間、無為滅了」（『翻刻明月記』一六九—九頁）にみえ、『鴉鷲物語』「大手は四条の橋を打わたりて京極をのぼりに、出雲路の道祖神の前にて三手に分けて」（『新大系一四二頁』）とある。現在は上京区幸神町にある幸神社がそれに当たるとされ、猿田彦を

主神とし八神を併祀している。「もと京極の東、賀茂川畔（現上京区青竜町）に祀られていた道祖神で、「山州名跡志」に「古ニ云フ出雲路幸神是也」とある」（平凡社地名・京都市）五四三頁）。真名本『曾我物語』巻六に「出雲路妻云（出雲路の妻云）とあり、『真名本曾我物語』（東洋文庫）は、「京都市上京区今出川幸神町の出雲路道祖神社、現在は幸神社と称するが、これを指すか…（中略）…幸若「築島」に「夫婦和合の情は私ならぬ事、四十のうちの相性も、出雲路の神のむすびなり」とあるように、中世においても、道路の安全を守るほかに、男女間のことを司る神とされた」（二一五九頁）と注する。〈盛〉は、笠島道祖神の祭神はその娘と説明するが、現在は猿田彦神と天鈿女命を祀る。○イツキカシツキテ、ヨキ夫ニ合セントシケルヲ、商人ニ嫁テ親ニ勸当セラレテ此国へ被追下給ヘリケルヲ、国人是ヲ崇敬テ、神事再拜ス 『奥羽観蹟聞老志』は笠島道祖神について、「在笠島村。祭、洛陽賀茂川、西一条、北出雲路道祖神之女也。往昔私通商賈。故所謫流死于此。州人立祠祀之。以三元夜為祭日焉。九月十九日合神輿之于北釜還。郷人祈神有庇、則為陰相而賽之」と〈盛〉に準拠して説明しながら、こうした来歴が正史や神籍にはない俗説であると指摘、「今川了俊紀行播州四竈郷、有出雲路社。造陰相掛之、於佗邦有之」（巻五）と、播州の出雲路道祖神に類例があることを注記する（仙台叢書第十五卷一四七頁）。これは今川了俊『道ゆきふり』の記述を指しているよう（群書一八一五五八頁）。笠島の道祖神が出雲路の道祖神に結び付けられた経緯は不明であるが、すぐ近くに実方の墓があること、そしてその実方が左遷により都を追われ陸奥の地で没したという伝承に沿った形で形成された

可能性もあるか。○上下男女所願アル時ハ、隠相ヲ造テ神前ニ懸莊リ奉テ是ヲ祈申ニ、叶ハズト云事ナシ 道祖神が男女間のことを司る神であることはよく知られているが、倉石忠彦は仮名本『曾我物語』（旧大系一一六頁）に語られる出雲路の神の縁起（仲のよい伯陽・遊子夫婦が死後、牽牛織女の二星になるとともに、道祖神とも現れて夫婦の仲を守る）を紹介し、「この時期にすでに道祖神がそのような神として信仰されていた」とし、「出雲路道祖神社の境内に祭られている神体石が、男根形とも見ることができ形をしていることが、あるいはその一因とも考えられることも出来る」（一九四頁）と指摘する。また、「境界神的性格を持つとされる岐神が男女双体の神であり、性的要素が存在することを明確に示しているのは、『扶桑略記』においてである。天慶元（九三三）年（引用者注、天慶二年（九三九）の誤り）九月二日の条に、最近都の辻に木を刻んだ男女の像が祭られ、その腰の部分には陰陽が刻まれており、人びとはこれを岐神と呼んだのである」（一九三頁、『扶桑略記』「近日、東西両京、大小路衢、刻木作神……遞各異貌、或所作女形、对丈夫而立之、臍下腰底刻陰陽……号曰岐神、又称御霊」（国史大系）と指摘する。現在の笠島の道祖神すなわち佐倍乃神社の祭神は猿田彦大神・天鈿女命などであり（平凡社地名・宮城県）二〇四頁）、また「笠島道祖神社の神体は男根であると伝えているし、現在も笠島道祖神社で授けるお守りに小さな男根が納められているので、少なくとも男根も祭られていると考えることができる。かつて、社には木製の男根がたくさん奉納されていたということがある。してみると、夫婦の神として祭られるとともに、性的側面についてもかなり強調された存在であったということが出来る」

（倉石忠彦・一九五頁）とするように、当初から夫婦の神として祀られていた可能性もある。一方で『今昔物語集』に登場する道祖神は、そのほとんどが老翁であり、単神であるとして、卷十三「天王寺僧道公、誦法花救道祖語 第三十四」の「只道祖ノ神ノ形ヲ造タル有り。其ノ形旧ク朽テ多ノ年ヲ経タリト見ユ。男ノ形ノミ有テ、女ノ形ハ無シ」（新大系三二二五七頁）を紹介し、「境にあつて災厄を払う機能は、主として男性器が担わされていたといつても過言ではない」（二〇二頁）とする。なお、校異22〈成・静〉は「隠相」に「マラカタ」とルビを振る。奉納されたのが男性器を模したものであったか。○サテハ此神、下品ノ女神ニヤ ここでの「下品」は、下等、下級の意。道祖神を性愛の神、下品の神とする認識については、『宇治拾遺物語集』冒頭話の「道命阿闍梨於和泉式部許読経五条道祖神聴聞事」に典型的に示されている。和泉式部と一夜を過ごした翌朝、道命阿闍梨が沐浴もしないままに読経したところ、日頃は聴聞に訪れる梵天・帝釈などが来なかったために五条道祖神が聴聞できたという。○下馬ニ及バズ 下馬は、貴人の前や社寺の境内、また城内に入る前に、敬意を表すために、馬から下りること。貫之が「蟻通明神」の前で勧めに応じて下馬、跪拝して和歌を奉納したのに対し、実方は「下品ノ女神」と蔑み、下馬を拒否して、その怒りを買って蹴殺された。行成との言い争いから一貫して、実方が驕慢な性格として描かれている。

○馬ヲ主ヲ罰シ殺シ給ケリ 主（実方）だけでなく馬も罰し殺したというのは、前掲「実方、馬ニ乗ナガラ彼道祖神ノ前ヲ通ラントシケルニ」項で指摘したように、拝礼がないため馬が病に倒れたという蟻通明神説話の影響があるか。『俊頼髓脳』「貫之が馬にのりて、和泉

の国におはしますなる、蟻通の明神の御まへを、暗きに、え知らで通りければ馬にはかたふれて死にけり」（新編日本古典文学全集『歌論集』四八頁）。○其墓、彼社ノ傍ニ今ニ是有トイヘリ 実方の墓が陸奥にあることは『今鏡』や『山家集』が伝える（前掲「笠島道祖神」項参照）。ただし、いずれも場所の特定は「陸奥国」までで、笠島道祖神の側と伝えるのは〈盛〉が初見。なお、現在、伝実方の墓は、佐倍乃神社（笠島道祖神）の北方一キロほどにある。○人臣ニ列テ人ニ礼ヲ不致バ被流罪、神道ヲ欺テ神ニ拜ヲ不成レバ横死ニアヘリ ここで、実方説話引用の意図が明らかにされる。語り本系の〈屋・覚・中〉の「阿古屋の松説話」は、あくまでも一國を分割したに過ぎない備前児島と備中妹尾が、比較的近距离にあると成経が思念する材料として引かれていた。ところが、「実方陸奥左遷説話」と「笠島道祖神説話」を加えた〈盛〉では、本筋を大きく逸脱し、人と神に礼を失したために、流罪（左遷）、横死した人物の運命を物語ることに軸足を移されている。ここで意識されているのは、驕り高ぶり非分の大将を願った結果、「神ハ不稟非礼」（一—一四五頁、本全九一—一九頁参照）として備前児島に配流されて死去し、その地に葬られた成親であろう。○実ニ奢ル人也ケリ 実方に対する「奢れる人」という評判は、そのまま成親にも当てはまるものであり、『平家物語』冒頭「奢レル者モ久カラズ」の記憶を呼び覚ますものとなっている。○都ヲ恋ト思ケレバ、雀ト云小鳥ニナリテ、常ニ殿上ノ台盤三居、台飯ヲ食ケル 蔵人頭の地位を目前にして陸奥へ左遷された実方が、死後雀となって殿上の台盤をついばんだという説話は、『今鏡』『古事談』『十訓抄』などに語られる。「蔵人頭にもなり給はで、陸奥守になり給ひ

てかくれ給ひにしかば、この世までも、殿上のつぎめの台盤すゑたるをば、雀ののぼりて食ふ折などぞ侍るなる。実方の中将の頭になり給はぬ思ひの残りておはするなど申すも、まことに侍らば、あはれに恥かしくも末の世の人は侍る事かな（講談社学術文庫『今鏡 全訳注』下―五二八頁）。ことに『十訓抄』「雀になりて、殿上の小台盤に居て、台盤を食ひけるよし、人いひけり。一人は忍にたへざるによりて、前途を失ひ、一人は忍を信するによりて、褒美にあへると、たとひなり」（新編日本古典文学全集三五五頁）は、表現が近似するほか、加えられた実方批判の評語という点でも〈盛〉と共通する。ただし、『十訓抄』はこの前に「実方、藏人頭にならでやみにけるを恨みて、執とまりて」

#### 【引用参考文献】

- \* 池田亀鑑「藤原実方論」（短歌研究五巻九号一九三六・9。『日記・和歌文学（池田亀鑑選集）』一九六八・1再録。引用は後者による）  
 \* 鬼頭尚義「通称寺と縁起―実方説話から更雀寺縁起へ」（堤邦彦・徳田和夫編『遊楽と信仰の文化学』森話社二〇一〇・10）  
 \* 倉石忠彦「都市と道祖神信仰」（国立歴史博物館研究報告一〇三号、二〇〇三・3。『道祖神信仰の形成と展開』大河書房二〇〇五・8再録。引用は後者による）

\* 田中貴子「「けころす」考」（国語と国文学二〇〇〇・9。『あやかし考―不思議の中世へ』平凡社二〇〇四・3再録。引用は後者による）

<sup>1</sup> 又備前・備中・備後、本ハ一国也<sup>2</sup>ケリ。豊前・豊後モ<sup>3</sup>如<sup>レ</sup>此。筑前・筑後モ<sup>4</sup>同事、肥前・肥後モシカノ如シ。<sup>5</sup> 日本国ハ東西へ去事二千七百五十里、南北ハ<sup>6</sup>五百三十七里也。<sup>7</sup> 筑紫ヨリ<sup>8</sup>鯨ノ使ノ上ルコソ、<sup>9</sup>行程十五日トハ聞エシ。是ヨリ奥、<sup>10</sup>鎮西ナンドへ下ランコソ、<sup>11</sup>仮令十二三日ニモ行ンズレ、備前・備中サシモノ大國トハ聞ザリシモノヲ、父ノ<sup>12</sup>御座所ヲシラセジトテ角ハ<sup>13</sup>云ヨト<sup>14</sup>被<sup>レ</sup>思ケレバ、其後ハ又問<sup>15</sup>事モナカリケリ。

【校異】 1 〈成〉改行なし。 2 〈近〉「ケリ」なし。 3 〈近・静〉「かくのごとし」、〈蓬〉「かくのごとく」。 4 〈近〉「につほんこくは」、〈蓬〉「日本国は」。 5 〈近・蓬〉「五百卅七里也」。 6 〈近・蓬・静〉「つくしより」。 7 〈近〉「かちみち」、〈蓬〉「行程」、〈静〉「行程」。 8 〈近〉「カ」なし。 9 〈近・蓬〉「ナンド」なし。なお、〈近〉「ちんせいへ」、〈蓬〉「鎮西へ」。〈静〉「鎮西なとへ」。 10 〈近〉「たとへは」。〈蓬〉「仮令は」とし、「仮

とあり、『今鏡』「中将の頭になり給はぬ思ひの残りて」、『古事談』二一七二「実方中将怨不補藏人頭、雀ニ成テ」（新大系二〇七頁）と同様に、いずれも実方が藏人頭になれなかったことを恨んで、雀になり殿上に現れたとしている点が、〈盛〉「都ヲ恋ト思ケレバ」雀になつたとすると異なる。実方が望郷の念から雀となつたとするのは、近世以降に広まったと考えられる（鬼頭尚義・二二五頁注12）。また古来より人の魂は、日本武尊が白鳥に、物部守屋が啄木鳥になつたと伝えられるように、死後鳥になると信じられていた。実方が、死後雀となつたというのはそうした事情による（鬼頭尚義・二〇四頁）。

令」の左訓「タトへ」。〈静〉「假令は」。11 〈近〉「ニ」なし。12 〈近〉「おはします」。〈蓬・静〉「御座」。13 〈蓬〉「思ければ」。〈静〉「思ひければ」。

14 〈成〉「事ハ」、〈蓬・静〉「事は」。

【注解】○又備前・備中・備後、本ハ一国也ケリ 実方をめぐる阿古屋の松、等髙道祖神の説話を挟んだ後、国の分割の話題に戻る。備前・備中・備後がもと一国であったこと、〈關・延・長〉なし。〈寛〉は、「日本は昔三十三ヶ国にてありけるを、中比六十六ヶ国に分られたんなり」に続いて、「さ云備前・備中・備後も、もとは一国にてありける也」（上一〇九頁）とし、その後に出羽・陸奥両国の話から阿古屋の松の説話に移る。前段「日本国広狭」に見る「日本ハ是本卅三箇国也ケルヲ、六十六ニ被分タリ」の注解参照。〈屋〉は阿古屋の松の説話の後に「備前・備中・備後モ昔ハ一国成ケルヲ、今コソ三国ニ被分タレ」（二八一—二八二頁）とする。〈中〉は次々々項の「はらかの使」の説明に続けて「だざいふより、はらかのつかひ、都へのぼりしこそ、かち十五日とはきけ、なかんづくに、せんやうだうに、それ程の大国ありとはきかぬ物を、びぜんび中びごも、昔は一国にてありしを、中ごろより三かこくにはわかれたり」（上一二五頁）とするように、それぞれ位置が異なる。『正法輪感』系太子伝の真福寺本『仏法最初弘仁伝』（南北朝ないし室町初期写）には、「次、播磨美作備前備中備後安芸周防長門国、昔、僅四ヶ国ナリ。今已分成ハヶ国ト」（真福寺善本叢刊『聖徳太子伝集』二五九頁）とある。「備前国の初見は「統日本紀」文武天皇元年（六九七）閏二月七日条であるが、備後国については「日本書紀」文武天皇二年（六七三）三月一七日条にみえる。

一方、同書同八年三月九日条に「吉備大宰」の地位にあった石川王が「吉備」で薨じたとの記事や、同一二年七月二七日条に吉備国が不作

であったとの記事もある。これらの記事から、一説では文武天皇二年紀の備後国の用字を追記とみて否定し、同一年から文武天皇元年までの間に吉備の分国が行われたとする。今一つの説は、文武天皇二年紀の備後国の記事を重視し、以後吉備とみえる記事は、吉備地域を中心に置かれていた統轄的な地方官司である吉備大宰や吉備総領との関係からのものであるとする（『平凡社地名・岡山県』三一七頁）。なお、木簡研究の成果によっても、『統日本紀』和銅六年（七一三）五月甲子条に「畿内七道諸国郡郷名、着好字」とある、いわゆる「好字令」を待たず、大宝令施行（七〇一）後、平城遷都（七一〇）以前には、備前国・備中国・備後国表記が成立していたことが指摘されている（岩本健寿・七頁）。

○豊前・豊後モ如此。筑前・筑後モ同事、肥前・肥後モシカノ如シ 〈盛〉の独自異文。ここまでの越国、吉備国に加え、九州の豊国、筑紫国、肥国の分割について述べる。「筑前国」は文武天皇二年（六九八）三月、「筑後国」は持統天皇四年（六九〇）十月、「豊前国」は大宝三年（七〇三）九月、「豊後国」は文武天皇二年九月、「肥後国」は持統天皇十年四月に初見（『国史大辞典』「筑紫国」とされるように、いずれも七世紀末から八世紀初頭にかけて分立したと見られる。〈盛〉は前段「日本国広狭」の初めに「越前・加賀・能登・越中・越後五箇国ハ、本一国也」（四三七〜四三八頁）とした上で、前項のように吉備国の分割を挙げ、さらにここで豊国、筑紫国、肥国を加えて、前（中）後で分けられた国をすべて列挙しようとしたのであろう。やや冗長な記述となっている。○日本国ハ東西へ去事

二千七百五十里、南北八百三十七里也。《盛》の独自異文。日本の広さについては、『拾芥抄』巻中に「大日本国図行基菩薩所図也」として、いわゆる行基図を挙げ、「自京陸奥浜（東浜）際行程三千五百八十七里（六町為一里定）、自京長門西浜（西際）行程一千九百七十八（余）里（六町為一里定）（同上）」（『大東急記念文庫善本叢刊 類書Ⅱ』三七〇頁。なお、尊経閣本『尊経閣善本影印集成』一五四頁）と異同のある場合、大東急記念文庫本の本文に傍線を引き、○に尊経閣本の本文を示したとあるのが知られ、中世以降多くの日本図に引かれている。これと《盛》の記述は大きく異なるが、嘉元三年（一一三〇）写の仁和寺藏『日本図』に「東西二千八百七十里、南北五百三十七里」（『日本古地図大成』講談社、一九七二）とあり、東西は若干の相違があるが、南北は一致する。その他、『塵刹鈔』に「凡東西二千八百七十里、国ノ数ハ六十六ヶ国」（古典文庫下―一七頁）、了誉『釈浄土二藏義』巻十二に「東西二千八百七十里、南北五百三十七里」（浄土宗全書十二―一三六頁）、『統教訓抄』に「東西八百七十里、南北五百三十七里ナリ」（日本古典全書下―一五五〇頁。東西には誤脱がある）とあり、東西が『日本図』に、南北が『日本図』及び《盛》に一致する。《盛》の典拠は不明ながら、こういった資料に基づいているのだろう。○筑紫ヨリ鯨ノ使ノ上ルコソ、行程十五日トハ聞エシカ。是ヨリ奥、鎮西ナンドヘ下ランコソ、仮令十二三日ニモ行ンズレ。《盛》に近いのは《屋・覚・中》。《覚》『筑紫の太宰府より都へ鯨（ハラカ）の使ののぼるこそ、片路十五日とは定めたれ。既（ステ）十二三日と云は、これより 殆（ホトトドシ）鎮西へ下向（ゼイ）ごさむなれ」（上一―一〇〇頁）。《屋》も「鯨」に「ハラカ」と傍記する（一八二頁）。《中》

は文が前後し、「すでに十二三日は、ほとんど都より、ちんぜいげかの程（ハ）ござんなれ、ださいふより、はらかのつかひ、都へのぼりしこそ、かち（ハ）十五日とはきけ、なかんづくに、せんやうだうに、それ程の大国ありとはきかぬ物を」とし、この後に前出の「びぜんび中びごも、昔は一國にてありしを、中（ハ）より三かこくにはわかれたり」（上一―一五頁）に続く。これに対して《延》は「サレバ僅ノ小島ゾカシ。中ニモ山陽道ニサ程ノ大国有トハキカヌ物ヲ」（卷二―一六三）と、《中》と類似した記述に続いて、「宰府ヨリ鯨ノ使ノ年々ニ参リシヲ聞シモ、廿日余ナムドコソ聞シカ」（卷二―一八三）とする。《長》は「またこそ、西国に三千余日つゞいて、かた道のあるとはきかざりしか、筑紫より鯨の使の上こそ、廿日のみちとは聞えしか」（一―二〇一頁）。《闊》は該言する本文なし。《盛》の「鯨」は、《近》「はらか」、《成・蓬・静》「鯨」。鯨（ハ）字を《名義抄》では「タヒ」（僧下一五）とし、天文本『字鏡集』では、「ハエ」（卷八魚部・四九二）とする。《延・長・屋・覚》の「鯨」は、《名義抄》に「ハラカ」（僧下五）とあり、《延・屋・覚》の読みと同じ。「はらか」は「はらあか」の変化した語で、「魚」にべ（鯨）の異名。一説に「ます（鱒）」の異名という（『日国大』）。通常「はらか」は「鯨」ではなく「鯨」の字を用いたのだろう。「はらかの使」は「太宰府から朝廷へ腹赤を献上する使」（『日国大』）のことで、これを正月元日に天皇が覽ずるのを「腹赤奏」といい、『公事根源』によれば、景行天皇の時代に筑紫の国宇土の郡長浜において海人が釣って献上し、聖武天皇の天平十五年（七四三）に大宰府が奉って以後、毎年の節会に供することになったという、「嵯峨天皇の時には儀式として整っていたとみるこ

とができる」（『平安時代史事典』）。腹赤奏は平安時代終わり頃まで行われていたことは確認できるが（『左経記』長元元年（一一〇二八）正月一日条）、鎌倉時代以降に行われた例は未詳。「はらかの使いが筑紫から都まで上るのも十五日ほどと聞く、それならばここ備中から西の果ての九州へ下るのには、十三日あれば行けるであろう」の意。ここで「十三日」と具体的な日数を記すのは、先の「丹波少将召下」で、兼康が成経に「大納言殿ノ御渡候所へハ、行程十三日」（一—四三七頁）とあることによるのだが、微妙に食い違う。当該注解に記す表（本全釈二〇—八三頁）に見るように、ここでは〈鬪・延・盛〉が「十三日」と記していたのに対し、〈屋・覚・中〉はいずれも「十三日」と記していた。〈盛〉がここで「十三日」とするのは、語り本系の本文を取り込んだためと考えられよう。「はらかの使い」の行程を〈盛・屋・覚・中〉は十五日、〈延・長〉は二十日（余）とする。新大系脚注は『延喜式』巻二十四・主計寮上「太宰府へ行程上廿七日、下十四日」、海路卅日」（国史大系）を示し、〈延〉が事実に近いとする（上—一〇頁）。○備前・備中サシモノ大国トハ聞ザリシモノヲ、父ノ御座所ヲシラセジトテ角ハ云ヨト被思ケレバ、其後ハ又問事モナカリケリ 前の一文を受けて、ここ備中と隣国備前はそれほどの大国

## 【引用参考文献】

\* 岩本健寿「吉備三国の国名表記と大宝令」（史観二六二号、二〇〇九・9）

## 1 大納言出家

2 廿三日ニ、大納言ハ少シ<sup>3</sup>クツログ<sup>4</sup>事モヤト<sup>5</sup>覚シケル程ニ、少将モ福原へ<sup>6</sup>召下<sup>7</sup>ナド聞エケレバ、イト<sup>8</sup>重ノミ成ユケバ、<sup>9</sup>姿ヲ不替シテツレナク月日ヲ<sup>8</sup>過サンモ<sup>はばかり</sup>憚アリ。何事ヲ<sup>9</sup>待ニカ、猶<sup>10</sup>モ世ニアラント思フヤラント人ノ云思ハンモ<sup>四國界</sup>恥シケレバ」トテ、出家ノ志<sup>しつらふでし</sup>

とも聞かないのに、妹尾兼康が十三日もかかると言うのは、父成親の居場所を私に知らせないためであると解す。〈鬪〉「備中備前両国ノ間雖<sup>1</sup>遠片道不過<sup>2</sup>両三日<sup>3</sup>」近<sup>4</sup>を云<sup>5</sup>遠<sup>6</sup>為<sup>7</sup>レト<sup>8</sup>知<sup>9</sup>レ被<sup>10</sup>ケレム<sup>11</sup> 思<sup>12</sup>其<sup>13</sup>後<sup>14</sup>ハ曾<sup>15</sup>不<sup>16</sup>問<sup>17</sup>（備中・備前両国の間遠しと雖も、片道両三日には過ぎじ。近きを遠しと云ふは、知らせじが為なりと思はれければ、其の後は曾て問ひたまはず。一下—三三〇）、〈延〉「備前・備中両国ノ間イカニ遠クトモ、二三日ニハヨモスギジ。是ハ我父ノオハシ所ヲ近シト聞物ナラバ、文ナムドヤ通ハンズラムトテ、知セジトテ云ヨト心得給テケレバ、其後ハユカシケレドモ問給ハズ。哀也シ事也」（巻一—六三〇）、〈覚〉「遠しと云とも、備前・備中ノ間、両三日にはよも過ぎ。近きをとをう申すは、大納言殿の御渡あんなる所を、成経にしらせじとてこそ申らめ」とて、其後は恋<sup>コイ</sup>しけれ共、とひ給はず」（上—一〇頁）の他、いずれも備前備中の間は「三日で通えるとする（〈中〉は「一日二日にはよもすぎじ」（上—一五頁））。成親と成経の居所について、〈盛〉では「両国ノ間ニ御部川トテ、川ヲ一ツ阻タリ。其間ハ纒ニ三十余町有ケルヲ」（四三七頁）としていた。「サシモノ大国」とするのは〈盛〉のみ。ここでの「大国」は、『延喜式』において国力で分けられた大國（十三方國）ではなく、単に広い國を言う。

有ヨシ、<sup>12</sup>小松殿へ被<sup>レ</sup>申<sup>13</sup>タリケレバ、終<sup>14</sup>ニハ其コソ本意ナレバ、左<sup>15</sup>在<sup>16</sup>ベキニコソト免<sup>17</sup>サレテ、備<sup>18</sup>中国安養寺ニ<sup>19</sup>調<sup>20</sup>御房ト云僧ヲ請<sup>21</sup>ジテ、備<sup>22</sup>中国朝原寺ニテ出家受戒シ給ケリ。御布施ニハ、<sup>23</sup>六帖抄ト云歌双紙ヲ被<sup>24</sup>渡ケル。彼<sup>25</sup>抄ト申<sup>26</sup>ハ、<sup>27</sup>村上帝ノ<sup>28</sup>第八御子、<sup>29</sup>具平親王家ノ御集ナリ。此親王ヲバ<sup>30</sup>六条宮トモ申。後<sup>31</sup>中書王共<sup>32</sup>申。中務親王トモ申ケリ。内<sup>33</sup>二道念<sup>34</sup>御座シテ、<sup>35</sup>外ニ<sup>36</sup>仁儀ヲタバシ<sup>37</sup>クシ、<sup>38</sup>管絃ノ妙曲ヲ極<sup>39</sup>、詩賦ノ才去<sup>40</sup>ニ長ジ給ヘリ。殊<sup>41</sup>ニ歌道ニ巧<sup>42</sup>ニ<sup>43</sup>御坐ケルガ、後<sup>44</sup>ノ世ノ御形見トテ集<sup>45</sup>サセ給タリケル草子也。此大納言モ、彼<sup>46</sup>抄ヲバ無<sup>47</sup>類<sup>48</sup>ヲボサレケレバ、配流ノ時、身<sup>49</sup>ニ付ル物<sup>50</sup>ハ、<sup>51</sup>四圍<sup>52</sup>ナケレ共、此<sup>53</sup>抄計<sup>54</sup>ヲバ是迄モ被<sup>55</sup>隨身<sup>56</sup>一タリケリ。旅<sup>57</sup>ノ空、布施ニナルベキ物ナカリケレバ、泣々被<sup>58</sup>出ケルニコソ、最<sup>59</sup>哀也。

【校異】 1 〈成〉「五 大納言出家」。なお、「五」は朱筆。 2 〈成〉右肩に朱筆「第五」を傍記。〈近〉合点あり。行の冒頭に「大納言出家ノ事」を傍書。 3 〈蓬・静〉「悱」。 4 〈蓬〉「事にやと」。 5 〈静〉「おほしけるおほしける」とし、後の「おほしける」に見せ消ち。 6 〈近〉「めし下さるなど」。 7 〈近〉「すかたを」。 8 〈蓬〉「姿を」。 9 〈蓬・静〉「すくさんも」。 10 〈蓬〉「侍にか」。 11 〈近〉「モ」なし。 11 〈静〉「愧しければとて」。 12 〈成〉「小松殿」。 13 〈近〉「タリ」なし。なお、「申されければ」。 14 〈静〉「調御房と」。 15 〈近〉「てうけんしにて」。 16 〈蓬・静〉「朝原寺にて」。 17 〈近〉「六てうしよう」と、〈蓬〉「六帖抄と」、〈静〉「六帖抄と」。 18 〈近〉「むらかみのみかとの」、〈蓬〉「村上帝の」、〈静〉「村上帝の」。 19 〈近・静〉「第八の」、〈蓬〉「第八の」。 20 〈近〉「くへいしんわうけの」、〈蓬〉「具平親王家の」、〈静〉「具平親王家の」。 21 〈近〉「六てうのみやとも」。 22 〈蓬・静〉「申す」。 23 〈近〉「ごちうしようとも」、〈蓬〉「後<sup>44</sup>中書王とも」、〈静〉「後<sup>44</sup>中書王とも」。 24 〈成〉「申す」、〈蓬・静〉「申す」。 25 〈近〉「なかつかさのしんわうとも」、〈蓬〉「中務親王とは」、〈静〉「中務親王とも」。 26 〈近〉「おはしまして」、〈蓬〉「御座て」。 27 〈近〉「はかに」、〈蓬〉「外には」、〈静〉「外には」。 28 〈蓬〉「仁義を」、〈静〉「仁義を」。 29 〈成〉「クシ」なし。 30 〈成〉「管絃妙曲ヲ」。 31 〈近・蓬・静〉「おほしけるか」。 32 〈近〉「しようをは」、〈蓬〉「抄をは」、〈静〉「抄をは」。 33 〈蓬〉「ハ」なし。 34 〈近〉「しようをはかりをは」、〈蓬〉「抄はかりをは」、〈静〉「抄はかりをは」。 35 〈近〉「そらにて」。

【注解】 ○大納言出家 〈闘・盛〉では、前節の成経の様子から、再び 再会することのなかった成親・成経父子の境遇よりも、父子ではなく成親の様子へと場面を転じるが、〈延〉はその間に「迦留大臣之事」「式部大夫章綱事」を挟み、〈長〉は「式部大夫章綱事」を挟む。また〈屋・覚・中〉は、成経ら三人が鬼界ヶ島に流された記事のあとに成親の出家の場面となる。「迦留大臣之事」は子が異国にて灯台鬼となった父を助ける孝養を説く説話で、〈盛〉は巻十「有王渡硫黄島」で、有王が硫黄島を訪れ俊寛に再会した場面でこの説話を引いている。〈盛〉は、

仰<sup>1</sup>テ常陸国ニ<sup>2</sup>遣<sup>3</sup>ス」項注解参照。〈盛〉は父と再会できないことを

嘆く成経から、これらの記事を挟まずにすぐに隣国にいる成親へと目を転じているのである。○廿三日ニ、大納言ハ少シクツログ事モヤ

ト覚シケル程ニ、少将モ福原ヘ召下ナド聞エケレバ、イトゞ重ノミ成ユケバ、姿ヲ不替シテツレナク月日ヲ過サンモ憚アリ 先に、治承元年六月二十日に福原の清盛より成経を預かる教盛に、成経を福原に渡すように連絡があり（1―四三四頁。〈闘・延・長・屋・覚〉同）、それを受けて「廿一日ニ、少将ハ福原ニ下著給ヘリ」（1―四三三頁。〈闘・延・長・屋・覚〉同）とあった。なお、『顕広王記』六月二十三日条には、「今日丹波少将ヲ向福原ニ云々。此事無懺」とある。その後、成経は備中の妹尾に配流されることとなるが、それを知らない父成親に視点が移る。「二十三日、成親はこれで少しは事態も収まるかと思っておられたところに、成経も福原に召し下されたとの話を聞いたために、たいへんに状況が悪くなっていくので、出家もせず何をするともなく月日を過ぐすのも差し障りがある、の意。「クツログ」はゆるくなる、休まる意。西光の処罰や自身の配流もあり、これ以上事態が悪化する

ことではないと思っていたところに、息子成経が福原に召されたと聞き、さらなる過酷な処分が科せられることを知るのである。〈闘〉「廿三日大納言少不<sub>レ</sub>佻<sub>ハ</sub>太<sub>ハ</sub>太<sub>ハ</sub>歎<sub>セ</sub>被<sub>レ</sub>増<sub>ル</sub>少<sub>ハ</sub>將<sub>ハ</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>テ</sub>取<sub>ル</sub>福<sub>ハ</sub>原<sub>ハ</sub>之<sub>ハ</sub>由<sub>ハ</sub>聞<sub>シ</sub>至<sub>シ</sub>今<sub>ハ</sub>不<sub>レ</sub>替<sub>ハ</sub>形<sub>ハ</sub>勢<sub>ハ</sub>無<sub>ク</sub>面<sub>ハ</sub>過<sub>コト</sub>も月<sub>ハ</sub>日<sub>ハ</sub>有<sub>ク</sub>恐<sub>シ</sub>廿三日、大納言は少しも佻ぎたまはず、太<sub>ハ</sub>太<sub>ハ</sub>歎<sub>キ</sub>ぞ増<sub>サ</sub>れける。少<sub>ハ</sub>將<sub>ハ</sub>も福<sub>ハ</sub>原<sub>ヘ</sub>召<sub>シ</sub>取<sub>ラ</sub>れたる由<sub>ハ</sub>聞<sub>コ</sub>えしに、今に至るまで形勢をも替へずして、面<sub>ハ</sub>無<sub>ク</sub>月<sub>ハ</sub>日<sub>ハ</sub>を過<sub>グ</sub>すことも恐れ有り。一下―三三オ」。〈闘〉では、〈盛〉のような事態の収束を期待する様子は描かれない。〈延〉が〈盛〉とほとんど同文で「廿三日、大納言ハ少シ窶<sub>ク</sub>事モヤ有<sub>ト</sub>覚<sub>シ</sub>ケレドモ、イトゞ重<sub>ク</sub>ノミナリテ、

少将モ福原ヘ召下サルト聞ヘケレバ、体ヲヤツサデツレナク月日ヲスゴサムモ恐<sub>リ</sub>アリ」（巻二―六四ウ）。〈長〉は具体的に少将の流罪のことが記されず、「廿三日、大納言すこしくつるぐ事もやおぼしけれども、いとゞおもしろく聞えければ、かたちをかへずして、つれなく月日すくさむもをそれあり」（2―二〇二頁）とする。〈長〉は少将流罪の件を脱落させている可能性がある。〈屋・覚〉は前項で述べたように、この前に成経らが鬼界ヶ島に流された記事が挟まれるので、〈覚〉「さる程に、新大納言は、すこしくつるぐ事もやと思はれるに、子息丹波少将成経も、はや鬼界ヶ島へ流され給ひぬと聞いて」（上―一一頁）と、成経が鬼界ヶ島に流されたことを知った記述となる。〈中〉もこれに近く「さる程に大納言は、ありきのべつしよにおはしけるが、めしかへさるゝ事もやと、たのもしうおもはれるに、ちやくしたんばの少将も、きかいがしまへなどきこえしかば、心ぼそくぞおぼされける」（上―一―二六頁）。〈屋・覚・中〉は成経の鬼界ヶ島への配流を知って、より絶望する成親を描き出している。〈屋・覚・中〉の改編であろう。○

「何事ヲ待ニカ、猶モ世ニアラント思フヤラント人ノ云思ハモンモ恥シケレバ」トテ、出家ノ志有ヨシ、小松殿へ被申タリケレバ、終ニハ其コソ本意ナレバ、左在ベキニコソト免サレテ「（成親は）何を待っているのか、まだ俗世に未練を持っているのかと人が言い思うであろうことも恥ずかしいので」、出家の意志を重盛に伝えるのである。「世ニアラン」とは、ここでは世俗社会に身を置き続けようとすることを言うのであろう。それに対して重盛は、「最後には出家することが私の本意でありますので、（成親様も）そうなさるのがよいと思います」と出家を許可する。〈延・長〉もほぼ同文だが、〈盛〉はここで重盛に出家の

意志があることを示す。〈延〉「何事ヲ待ゾ。猶世ニ有ムト思カ」ト人ノ思ハンモハツカシケレバ、『出家ノ志有』ト内大臣ノ許へ申合ラテタリケル返事ニ、「サモシ給ヘカシ」ト宣タリケレバ〔卷二一六四ウ〕。〈闘・覚〉はやや簡略で〈闘〉「今ハ可トテ待何事ヲ申ニ小松殿」(今は何事をか待つべきとて、小松殿に申して。一下一三三三オ)、〈覚〉「今はさのみつれなく、何事をか期すべきとて、出家の志の候よし、便に付て小松殿へ申されければ」(上一二二頁)。〈屋〉はさらに簡略で「小松殿ニ申テ遂ニ出家シ給ケリ」(一九九頁)とするのみ。〈中〉は「小松殿に出家のいとま申給て、年四十三と申には、うき世をよそにすみぞめの、袖とぞなられける」(上一一六頁)と独自異文(成親は安元三年(一一七七)に四十歳)。なお、重盛に許しを得て出家した成親だが、〈延・長〉では、成親の出家を知った清盛が、このあと「誰ガユルシニテ信俊ハ下リ、大納言ハ本鳥ヲバ切ケルゾ」(〈延〉卷二一六七ウ、〈長〉「信俊ハ下リ」ナシ)と成親の殺害を命じることになる。なお、「待ニカ」を〈蓬〉「待ニカ」とするが、右のように〈闘・延・長〉いずれも「待」とし、ここは「待ニカ」が正しい。○備中国安養寺ニ調御房ト云僧ヲ請ジテ、備中国朝原寺ニテ出家受戒シ給ケリ 〈闘・延・屋〉は「出家人道矣」(〈闘〉一上三三三オ)、「出家シ給ニケリ」(〈延〉卷二一六四ウ)とするのみ。〈覚〉は「此由法皇へ伺申て、御免ありけり。やがて出家し給ひぬ。栄花の袂を引かへて、浮世をよそにすみぞめの袖にぞやつれ給ふ」(上一二二頁)とあり、重盛から法皇に許可を得たとする。〈中〉は前項の通り。これらに対して〈盛〉と近いのが〈長〉で、「大納言、備中のあむやう寺のちうりよ、調語房といふかいしやうじて、出家し給けり」(二二二頁)とする。安

養寺、朝原寺は、ともに現在の岡山県浅原にある寺院。〈平凡社地名・岡山県〉(「安養寺」の項。七〇六頁)によれば、「福山の南山腹にあり、浅原山と号する」、「応徳三年(一〇八六)以前の創建」と知られ、「神奈川県立金沢文庫に伝わる鎌倉後期の写本に、「於備中国朝原寺東谷阿弥陀院」「於備中州朝原寺田滿院」「於備中州朝原寺安養寺田滿院」などの識語がみえ」る。そして「これらの諸史料から、朝原寺・安養寺が中世期に備中における有力寺院であったことがうかがえる。朝原寺と安養寺の関係は、朝原寺を一山の総称、安養寺をそのなかの有力寺院と考えることで理解できる」とする。おそらく、〈長・盛〉は安養寺周辺に伝えられていた配流後の成親伝承をもとにこの記事を付加したと考えられるが、〈盛〉は安養寺と朝原寺の関係性が分からず、このような記述になっているのだらう。なお、松浪久子はこの近辺に所在する誓願寺の成親伝承を指摘する。岡山県倉敷市の誓願寺は、安養寺から南へ四・五キロ程に位置し、成親が配流の際に逗留したとの縁起が伝えられている。「誓願寺に關係するこれらの人々は、誓願寺が建立される以前からこの地に伝承されていた成親の語りを汲みとって、誓願寺独自の成親の御靈慰撫の語りを作り出し、管理するようになったものである」(七三〜七四頁)。ただし、この伝承は近世より前に遡ることはできず、〈盛〉の影響を受けて形成された可能性が高い。なお、朝原の地名は『太平記』卷十八「福山城没落之事」に足利直義の軍勢が福山を攻める際に、「先備後・備中ノ勢三千余騎ニテ推寄せ、浅原到下ヨリゾ上リタリケル」(『玄政本 太平記』一五八頁)と見える。〈盛〉の記述に従えば、成親は備前国と備中国との境近く「有木ノ別所高麗寺」にいたるといふ設定であった。有木の別所は、「有木の別所と

は吉備の中山西麓、備前の吉備津彦神社と備中の吉備津神社の中間の地域（吉備津）と推定され、山の中腹に成親の供養塔と伝えられる石塔が現存する」（〈角川地名・岡山県〉二〇八―二〇九頁。本全釈二〇―六八頁参照）。安養寺は有木の別所から西へ直線距離で十キロ弱に位置する。この後、次節では信俊が下向先の児島で成親に対面したように述べられている（〈長〉も同じ）。したがって本文に沿えば、配流の身で監視下にあったはずの成親が、重盛の許可を得て、現地の有力寺院であった安養寺に赴いて出家した後、児島に戻っていたかのよう読み解く。配流後の成親の所在については諸本に混乱があり（本全釈二〇―六八頁「シバシハ小島ニマシ／＼ケルヲ」項注参照）、〈盛〉でもやや不自然な流れとなっている。なお、調御房（〈長〉調語房）については不明。○御布施二八、六帖抄ト云歌双紙ヲ被渡ケル。彼抄ト申ハ、村上帝ノ第八御子、具平親王家ノ御集ナリ 以下、本節の終わりまで〈盛〉の独自異文。成親が戒師に布施として六帖抄を渡したことについて記す。「六帖抄」については未詳。〈吉田地名〉に、朝原寺に「六帖抄今はなし」（三二―二六〇頁）とある。現在断簡のみ伝わる、具平親王の私家集と考えられる歌集があったようだが、「六帖抄」と称せられたことは確認できず、これに当たるとは考えがたい。次項で「後ノ世ノ御形見トテ集サセ給タリケル草子也」とするので、私撰集とも考えられるが、これも不明である。ただし、この当時までに成立していた「六帖抄」と称しうる作品で、具平親王に関わるものとして『古今和歌六帖』が挙げられる。国文叢書『源平盛衰記』は「古今和歌六帖をいへる也此書は古今和歌を分類掲載せるもの具平親王家の御集とあるより具平親王の歌集の如く聞ゆれど然らず、此書撰者確な

らず、古写本の奥書に「撰者或説六条宮具平親王、又貫之女子等云々」とあり（上―九二―〇頁）、〈新定盛〉は「古今和歌六帖」の事。万葉・古今・後撰集間の四五〇〇首の和歌を題によって類別したものの。編者には具平親王他諸説あり、定説を得ない」（一―三二―二頁）とし、〈校注盛〉は「未審。『和歌色葉』及び『八雲御抄』卷一の私記に「六帖」を六条宮（後中書王）の撰としており、これを『古今六帖』のこととする説もあるが、存疑」（二―一四頁）と注する。ここに挙げられる『古今（和歌）六帖』は、平安時代中期に成立した類題集で、『古今集』『後撰集』はじめ私家集も対象に約四五〇〇首を収める『和歌文学大辞典』古典ライブラリー）。その撰者については、紀貫之、兼明親王、具平親王など、様々な伝承があるが、具平親王撰者説は否定されている（平井卓郎、田中智子）。撰者を具平親王とする伝承は、『和歌色葉』『五撰抄時代者』『私の集打聞髓脳口伝物語思々におの／＼やう／＼におほかり。（中略）六条の宮（後中書王）の六帖』（『日本歌学大系』三―一四頁）、『八雲御抄』卷一「私記」の「六帖（後中書王、六条宮）」、『八雲御抄の研究 正義部作法部』二七八頁）などに見られる。ただし『八雲御抄』はこれとは別に「抄物等」として「六帖（貫之、或兼明親王）」（七三頁）ともしており、具平親王の「六帖」が『古今和歌六帖』そのものを指すのかは疑問である。〈盛〉が「六帖抄」とするよいうに、『古今和歌六帖』の抄出本を指す可能性もある。いずれにしても、中世には具平親王が「六帖」を撰集したとの説があり、〈盛〉はこれによって「六帖抄」を「具平親王家ノ御集」としているのだろう。○此親王ヲバ六条宮トモ申。後中書王共申。中親親王トモ申ケリ。内二道念御座シテ、外二仁義ヲタゞシクシ、管絃ノ妙曲ヲ極、詩賦ノ才芸

二長シ給へり。殊ニ歌道ニ巧ニ御坐ケルガ、後ノ世ノ御形見トテ集サセ給タリケル草子也 具平親王（九六四〜一〇〇九）は村上天皇の第七皇子。中務卿の任に就き、兼明親王（前中書王）に対して後中書王と称される他、六条坊門に邸宅があったため六条宮とも称された（本全釈一三二六頁「中務ノ宮ノ千種殿」項注解参照）。博識で文才に優れ、その和歌は『拾遺集』以下の勅撰集に入集し、漢詩は『和漢朗詠集』などに収められる。『江談抄』第四「後中書王の文藻は、この詩以後、万人歎伏すと云々」（新大系一〇八頁）「この詩」は『和漢朗詠集』「擣衣」所収詩、『采花物語』巻一「麗景殿御方の七宮ぞ、おかしう、御心掟など小ながらおはしますを」（旧大系十一四二頁）、巻八「六条の中つかさの宮と聞えさするは、故村上の先帝の御七宮におはします。（中略）中務の宮の御心用のなど、世の常になべてにおはしますさず、いみじう御才賢うおはする余りに、陰陽道も医師の方も、よろづにあさましきまで足らはせ給へり。作文・和哥などの方、世にすぐれめてたうおはします。心にくゝはづかしき事限なくおはします」（上一二八〇〜二八一頁）、『今鏡』「うたたね」「村上の帝の御子に、中務のみこと申ししは、六条の宮とも、後中書王とも申す、この御ことなり。文作らせ給ふこと世にすぐれ給へりき。御歌も世々の集どもにみえ侍らむ」（講談社学術文庫『今鏡 全訳注』下二二五頁）、「唐歌」「かの村上の中務宮、文つくらせ給ふ道などすぐれておはしましたければ」（下一四一五頁）などのように、特に作文や和歌、さらには陰陽道や医学にも通じていたとされる。また、湛然著『止観輔行伝弘決』に引用されている外典に注を施した『弘決外典鈔』も著しており、その博識が知られる（河野貴美子）。「管絃ノ妙曲ヲ極」については、右の資料には

見られない。大曾根章介によれば、『統教訓抄』（卷十一上）には筆策伝流の家の人であることを記している。箏に巧みであったことは『秦箏相承血脉』に名が見えるし、昭陽殿八曲を撰したことが『金玉積伝集』に記されている。寛弘四年四月の内裏密宴に「余（道長）献御笛。中務親王琵琶弾。宰相中将吹笙合候召。」と琵琶を弾じた由が記されている（『関白記』）（二五四〜二五五頁）とする（他に、『体源鈔』に寛和四年の中殿作文御遊で琵琶を奏したとするが（『日本古典全集』四一三三三頁）、寛弘四年の誤りか）。しかし、平安期の資料には、具平親王が管絃の名人であったとするような記録を確認できず、後代になって伝えられた可能性もある。中世に具平親王が高く評価されていたことは、『神皇正統記』村上天皇「親王ノ中ニ具平親王（六条ノ宮ト申。中務卿ニ任給キ。前ニ兼明親王名譽オハシキ。仍コレヲバ後中書王ト申）賢才文芸ノカタ代々ノ御アトヲヨク相継申玉ヒケリ」（旧大系二三三頁）、「此親王ゾマコトニオモタカク徳モオハシケルニヤ」（二三五頁）などにも窺える。また、『平家物語』では「中比兼明親王・具平親王ト申しは、前中書王・後中書王トて、ともに賢王・聖主の王子にてわたらせ給ひしかども、位にも即かせ給はず。されどもいつしかは謀叛をおこさせ給ひし」（〈寛〉上一二五三頁。諸本も同様。〈盛〉では卷十六へ二四八三頁）に独自異文で記される」と、聖主村上帝の皇子で位に就かなかったが、謀叛を起すこともなかったとされる。〈盛〉の記述はこのような中世における具平親王の人物像に拠る。○此大納言毛、彼抄ヲバ無類ヲボサレケレバ、配流ノ時、身ニ付ル物ハナケレ共、此抄計ヲバ是迄毛被隨身タリケリ。旅ノ空、布施ニナルベキ物ナカリケレバ、泣々被出ケルニコソ、最哀也 成親は「六帖抄」のみを配流の際に身

に付けてきたのだが、出家に際して他に布施とする物がなく、これを渡す。同時にそれは、俗世への思いを断ち切ることとなる。巻四「鹿谷酒宴」など後白河法皇の側近として活躍していた成親には、詩歌や管絃などの文人的要素は見受けられなかったが、〈盛〉はここで配流の

際に歌集だけを身に付けていたという、政治から離れた詩文を愛する成親像を描き出すとするのだろう。あるいは、前段までに記されていた歌人実方との対比の影響があるのかもしれない。

## 【引用参考文献】

\* 大曾根章介「具平親王考」（国語と国文学三五卷二号、一九五八・12。『大曾根章介日本漢文学論集 第二卷』汲古書院一九九八・8再録。引用は後者による）

\* 河野貴美子「具平親王『弘決外典鈔』の方法」（吉原浩人・王勇編『海を渡る天台文化』勉誠出版二〇〇八・12）

\* 田中智子『古今和歌六帖の文学史』「序章 古今和歌六帖概説」（花鳥社二〇二五・2）

\* 平井卓郎『古今和歌六帖の研究』第二章 古今和歌六帖の編者とその成立年代（明治書院一九六四・2）

\* 松浪久子「平家物語における成親説話の形成」（大谷女子大國文二二号、一九七二・2）

## 1 信俊下向

2 大納言ノ北方、北山ノ栖ヒ、只<sup>3</sup> 推量<sup>4</sup> ベシ。住馴<sup>5</sup> 又山里ハサラヌダニ<sup>6</sup>、柴引<sup>7</sup> 結<sup>8</sup> 庵ノ内、マダシモ馴<sup>9</sup> 又草枕、過行<sup>10</sup> 月日モ 暮シカネ、明シ<sup>11</sup> 煩<sup>12</sup> 有様也。女房・侍共ノ其数多カリシモ、<sup>13</sup> サスガ身<sup>14</sup> タノステ難ケレバ、世ニ恐レ人目ヲツ、ム程ニ、最後ヲ訪ヒ奉ル者モナカリケリ。其中ニ、大納言ノ年比身近ク召仕<sup>15</sup> 給ケル源左衛門尉信俊ト<sup>16</sup> 云侍アリ。情アル<sup>17</sup> 男ニテ、時々奉<sup>18</sup> 事問<sup>19</sup> ケルガ、或暮ツカトトラヒニ参タリケル次<sup>20</sup> ニ、北方、御簾近ク召ヨセテ<sup>21</sup> 宣ケルハ、「ヤ、信俊承レ。大納言殿ハ備前国<sup>22</sup> 小島トカヤニ所ヘ流サレ給<sup>23</sup> トハ聞シカ共、此<sup>24</sup> 渡ヨリ尋<sup>25</sup> 参人一人モナシ。未生テ<sup>26</sup> 御坐スルヤラン、又堪<sup>27</sup> 又思<sup>28</sup> ニ<sup>29</sup> 忍<sup>30</sup> 煩<sup>31</sup> テ、昔語<sup>32</sup> ニモヤ成給ヌラン、其<sup>33</sup> 行末ヲモ不<sup>34</sup> 奉<sup>35</sup> 知<sup>36</sup>。未生テモ<sup>37</sup> 御坐サバ、<sup>38</sup> サスガ此<sup>39</sup> 渡ノ事、イカバカリカ聞マホシク覚スラン。又少キ人ドモノ<sup>40</sup> 住馴<sup>41</sup> 又山里ノ栖ヒ、中々申モ愚也。只<sup>42</sup> 推量<sup>43</sup> 給ベシ。懸<sup>44</sup> 憂身ノ有様思<sup>45</sup> 出テ、無昔<sup>46</sup> 猶忍<sup>47</sup> ガタカルベキニ、朝夕ノ<sup>48</sup> 事叶ハネバ、少キ者共ガ憂事ヲモ<sup>49</sup> 不<sup>50</sup> 知<sup>51</sup>、<sup>52</sup> ヲソシク<sup>53</sup> ト進ルヲ聞ニ付テモ、先立物トテハ只涙バカリナリ。今ハカヒナキ身ナレ共、露ノ命<sup>54</sup> 消モ失ナデ明シ暮スナリ。聞給ヒナバ、イトゞ心<sup>55</sup> 苦<sup>56</sup> コソ覚サンズレドモ、<sup>57</sup> 責<sup>58</sup> ノ事ニハ、加様<sup>59</sup> ノ憂事ヲモ<sup>60</sup> 恋<sup>61</sup> キ事ヲモ<sup>62</sup> 申<sup>63</sup> バ、<sup>64</sup> ヤト思<sup>65</sup> ニ、汝イカナル有様ヲモシテ尋<sup>66</sup> 参<sup>67</sup> ナンヤ。御文ヲモ<sup>68</sup> 進<sup>69</sup>、返事ヲモ待見<sup>70</sup> ナラバ、限ナキ心ノ中ヲモ<sup>71</sup> 慰<sup>72</sup> 事モヤト思<sup>73</sup> ハ、イカゞスベキ」ト宣ケレバ、信俊涙ヲ流シテ申ケルハ、「誠<sup>74</sup> 年比近ク召仕<sup>75</sup> レ進<sup>76</sup> セン身ニテ候ヘバ、今<sup>77</sup> ハ限<sup>78</sup> ノ<sup>79</sup> 御共<sup>80</sup> ヲモ申<sup>81</sup> ベクコソ候シカ共、御下<sup>82</sup> ノ<sup>83</sup> 御有様<sup>84</sup>、人一人モ<sup>85</sup> 付進<sup>86</sup> スル事有<sup>87</sup> マジト承シカバ、思<sup>88</sup> ナガラ罷<sup>89</sup> 留<sup>90</sup> 候キ。明

暮ハ、君ノ御事ヨリ外ハ思出ル事侍ズ。召レ進セシ御声モ耳ニ留、御諫ノ御詞モ肝ニ銘ジテ忘マイラセズ。年比日比身ヲ助、妻子ヲ育シ事、君ノ御恵ニ非ト云事候ハズ。上下品替トイヘドモ、マノアタリノ御有様共ト申、西国御下向ノ御恋サト申、袖ニ余タル涙絞煩タル折節、カク承候ヘバ、身ハ何様ニ成候共、イカゞハ仕候ベキ。御文ヲ給、急尋参ント申バ、北方無限悦テ、細ニ文遊シテ賜ニケリ。信俊給レ之、泣々小島ヘ下ケリ。

【校異】 1〈成〉「六 信俊下向」なお、「六」は朱筆。 2〈成〉改行なし。なお、右肩に朱筆「第六」を傍記。〈近〉合点あり。行の冒頭に「信俊下向ノ事」を傍書。 3〈成〉「推量ヘル」。 4〈近〉「モ」なし。 5〈静〉「物うるへき」とし、「へき」の後に補入符あり。右に「ニ」を傍記。 6〈蓬〉「ニ」なし。 7〈近〉「いほの」蓬・静「庵の」。 8〈成〉「暮」煩。 9〈近〉「にうはう」。 10〈蓬・静〉「其数」なし。 11〈成〉「道」。 12〈成〉「々」なし。なお、「身ノ」。 13〈蓬〉「いひ侍る」、静「いひ侍る」。 14〈近〉「おのこにて」、蓬「男にて」。 15〈近〉「御れん」、蓬「御簾」、静「御簾」。 16〈蓬・静〉「あたりより」。 17〈近〉「おはしますやらん」。 18〈成〉「又ハ」。 19〈蓬・静〉「忍かねて」。 20〈蓬・静〉「ゆくゑをも」。 21〈近〉「おはしますは」、蓬「御座は」、静「御座は」。 22〈成〉「道」。 23〈蓬・静〉「あたりの」。 24〈底〉「住馴メ」を改める。なお、「成」住馴ヌ、「近」すみなれぬ、「蓬」住なれぬ、「静」住なれぬ。 25〈近〉「出」なし。なお、「おもひて」。 26〈蓬・静〉「猶」なし。 27〈蓬〉「事」なし。 28〈成〉「不」知。 29〈成〉「ソレ」ト。 30〈近〉「ノ」なし。 31〈蓬〉「責の」。 32〈蓬〉「申はは」と。 33〈成〉「ハ」なし。 34〈蓬〉「御供をも」。 35〈近・蓬〉「御」なし。 36〈成〉「付進スル」、近「つき参らする」、蓬「付まいらする」、静「付まいらする」。 37〈蓬〉「あるへし」と。 38〈近〉「に」とし、上に補入符あり。右に「き」を傍記。 39〈近〉「やしなひし」、蓬「はくゝみし」、静「字し」。 40〈近〉「御おんに」。 41〈蓬〉「いふ」とし、下に補入符あり。右に「事」を傍記。 42〈成〉「目渡ノ」、蓬・静「目のあたりの」。 43〈蓬・静〉「御」なし。 44〈蓬・静〉「しほりかねたる」。 45〈近〉「何やうに」、蓬「何さまに」。 46〈成〉「給レ之」近「これをたまはつて」、蓬・静「これを給て」。

【注解】 ○大納言ノ北方、北山ノ栖ヒ、只推量ベシ 延・長・同。屋・ いた。「イツクラ指テ行トモナク遣出シテ、大宮ヲ上リニ北山雲林院 覚・中」は、〈覚〉「大納言の北方は、都の北山、雲林院の辺に、し ノ辺マデハオハシニケリ。其辺ナル僧坊ニ下居奉テ、送ノ者共モ身々 のびてぞおはしける」(上一―一二頁)と雲林院にいたとする。〈鬪〉は、 ノ難捨ヲソロシサニ、皆散々ニ歸リヌ」(一―三三九―三四〇頁)、「大 全積一六―七〇頁」北方ヨリ始テ男女上下、声ヲ揚テゾ叫ケル」項注 ナフ処ニ忍テオハシケリ」(一―三四二頁)。延・長・屋・覚・中 解参照。巻五「成親妻子歎」で、成親が捕縛された報を聞いて、北の も同様で、ここでも北山雲林院の僧坊に住まいしていると考えられる。 方たちは「北山雲林院」に避難し、そこで人目を忍び過ごしたとして なお、この後、巻八「同北方出家」でも、成親死去の話聞いて、北

の方が雲林院にて出家したとする。「自ら御髪ヲハサミ下シ、雲林院ノ菩提講ニ忍參リ、出家シテ戒ヲ持チ、如形追善ヲモ其二テゾ宮給ケル」（一—四九三—四九四頁）。院政期以降の雲林院は衰退し、菩提講や民衆の結縁が行われる場所であったことは、本全釈一六一—七三頁「大宮ヲ上リニ北山雲林院ノ辺マデハオハシニケリ」項注解参照。○住馴又山里ハサラヌダニ物ウカルベキニ、柴引結庵ノ内、マダシモ馴又草枕、過行月日モ暮シカネ、明シ煩有様也〈鬪〉なし。〈延・長・屋・覚・中〉はほぼ同文で、〈延〉「住ナレヌ山里ハ、サラヌダニ物ウカルベシ。イト忍テスマヒケレバ、過行月日モ晩シカネ明シ煩フサマナリ」（巻一—六四ウ）、〈覚〉「さらぬだに住なれぬ所は物憂きに、いとゞしのばれければ、過行月日もあかしかね、くらしわづらふさまなりけり」（上—二—二頁）。これらに比べて、〈盛〉は、「忍テスマヒケレバ」「いとゞしのばれければ」を、「柴引結庵ノ内、マダシモ馴又草枕」と具体的に表現している。「引き結ぶ」は『拾遺愚草』一三四七「ひきむすぶかりほの庵も秋暮れて嵐によわき松虫の声」（新編国歌大観）のように、庵を構える意に用いられる。同様の表現に、〈盛〉では巻十七「祇王祇女」で祇王祇女と母の三人が「西山嵯峨ノ奥、往生院ト云所ニ、柴ノ庵ヲ結ツ、」（三—二—四頁）とし（〈延〉では同箇所を「嵯峨ノ奥ナル山里ニ、草ノ庵ヲ引結」とする〈巻一—三—八オ〉）、巻四十八「法皇大原入御」では建礼門院の住居を「今ハ柴曳結庵中、ゲニ消易露ノ御スマイ」（6—四—七九頁）がある。いずれも、かつては驕奢な生活をしていたが、その後逼塞を余儀なくされた女性の様子が描かれている。草枕は旅の枕詞。ここでは旅のように安心することのない生活を続けていることをいう。住み慣れない山里は、このような

身でなくとも過ごすのがわびしいものであるのに、柴を編んで構えた粗末な庵の中、いつまでも慣れない草枕で過ごすようで、過ぎ行く月日も送りがかねて、夜を明かすのもつらい有様であった、の意。○女房・侍共ノ其数多カリシモ、サスガ身々ノステ難ケレバ、世ニ恐れ人目ヲツ、ム程ニ、最後ヲ訪ヒ奉ル者モナカリケリ〈鬪〉なし。〈延・長・屋・覚〉はほぼ〈盛〉に同じ。〈延〉「女房侍共モ其数多カリシカドモ、身ノ捨ガタケレバ、世ヲ恐れ人目ヲツ、ム程ニ、問問者モナカリケリ」（巻二—六四ウ—六五オ）。〈中〉「大納言のめしつかはれける、女房たち侍、いくらもありけれ共、世にをそれ平家にはゞかりて、まいりちかづくものもなし」（上—一—一六頁）。「身々ノステ難ケレバ」に該当する表現は、〈屋・覚・中〉なし。ここは「自分の命を犠牲にするわけにはいかないのだ」の意。〈延〉「送ノ者共モ身々ノ難捨ケレバ、各暇申テ婦ニケリ」（巻一—一九オ）。「世ニ恐れ人目ヲツ、ム」は〈中〉が言うように、平家の意向を気にした世間の目を気にしてということ。数多くいた女房や侍達も、命を懸けてまで成親の北の方に付き添うわけには行かず、訪れることもなくなつた。「人目を包む」は人目をはばかる、人に見られることをきらって隠す、の意（日国大）。「最後ヲ」とするのは〈盛〉のみ。「最後の様子を伺いに訪れる者もいなかった」の意か。○其中ニ、大納言ノ年比身近ク召仕給ケル源左衛門尉信俊ト云侍アリ。情アル男ニテ、時々奉事問ケルガ、そのような中でも信俊という情けある侍一人が時折北の方を訪問していた。〈鬪・延・長・屋・覚・中〉いずれも同様だが、「大納言ノ年比身近ク召仕給ケル」に該当する表現を持つのは、〈鬪〉「大納言項年系惜深侍」（大納言トシゴロの頃年系いとほ惜しみ深かりける侍に。一—一—三三オ）、〈屋〉「大納言ノ幼

少ヨリ不使ニシテ召仕レケル」(二〇〇頁)。また、「情アル男ニテ」に該当する表現を持つのは、〈延・長〉「万ツ情有ケル男ニテ」(〈延〉巻二一六五オ)、〈屋〉「情アルヲノコニテ」(二〇〇頁)、〈覚〉「情ナヤクこ」とにふかゝりければ(上一二二頁)と、それぞれ異なる。「源左衛門尉信俊」については、〈鬮・屋・覚〉同じ、〈延〉「源内左衛門尉信俊」(巻二一六五オ)、〈長〉「げんざゑもの尉のぶとし」(二一〇二頁)、〈中〉「げんざゑものぜうのぶとし」(上一二六頁)。源信俊については未詳。不慮の死を遂げる者のもとを訪れ、その最後を見届ける人物として設定されている。○或暮ツカタトブラヒニ参タリケル次ニ、北方、御簾近ク召ヨセテ宣ケルハ 〈延・長〉は〈盛〉に同じ。〈延〉「或晩方ニ尋参タリケレバ、北方スダレノキハ近ク召テ宣ケルハ」(巻二一六五オ)。〈鬮・覚・中〉「或時北方、信俊を召して」(〈覚〉上一二二頁)。〈屋〉「北方涙ヲ押ヘテ」(二〇〇頁)。〈鬮・屋・覚・中〉には「御簾近ク」に該当する表現がない。御簾もないような赤貧の生活を想起して削除したとも読めるか。○大納言殿ハ備前国小島トカヤ云所へ流サレ給ヌトハ聞シカ共、此渡ヨリ尋参人一人モナシ 成親の配流場所について、成親配流時、成経配流時、そして今回の信俊下向時に、諸本により異同があることは本全釈二〇一六八頁「シバシハ小島ニマシ」ケルヲ、「コ、ハ猶津宿近シテ人繁シ。悪カリナン」トテ、後ニハ難波ト云所へ奉移居ケリ」項注解参照。〈盛〉では、成親は児島から難波へ移されたところがあるが、その後成経配流時には「有木ノ別所高麗寺」(一四三七頁)にいたるところとしていた。ところがここで小島(児島)に流されたとしている。成親が児島に流された当初の情報が北の方にもたらされていると解釈することができる。しかし、

この後次節では、信俊は下向先の児島で成親に対面したように読めるので、その点矛盾がある。〈鬮〉では、成親は児島に流された後、成経配流時にはいつの間にか難波に移されたことになっていた(巻一下一三二ウ)。それを受けてここでは「殿ハ備前難波」雖聞被流ト云(殿ハ備前の難波に流されたまふと聞くと雖も。一下一三三オ)となっている。〈延・長〉は、成親は成経配流時も児島にいたることになってたはずだが、ここでは「哀、殿ハ備前児島トカヤへ流サレ給タリケルガ、過ヌル比ヨリ有木別所ト云所ニオワシマスト計ハ聞シカドモ、世ノツ、マシケレバ、是ヨリ一人ヲモ下シタル事モナシ」(〈延〉巻二一六五オ)とし、有木の別所になっているところ。ところが信俊は「信俊是ヲ取テ児島へ尋下テ」(六五ウ)とするのであり、混乱がある。〈屋・覚・中〉では、成親は児島から有木の別所に移されたことになっており、それを受けてここでも〈覚〉「まことや、これには、備前の児島にと聞えしが、此程聞けば、有木の別所とかやにおはす也」(上一二二頁)として、信俊は有木の別所に向かうのであり、矛盾が解消されている。「此渡ヨリ尋参人一人モナシ」と類似する句を持つのは〈延・長〉。〈延・長〉は「世ノツ、マシケレバ、是ヨリ一人ヲモ下シタル事モナシ」とし、「世間の目が憚られるので、こちらから誰一人も(成親のもとへ)行かせたことがない」の意となる。「渡」は「ある場所の、そこを含めた付近。また、そこを漠然とさし示している。その辺二帯」(日国大)「辺(わたり)」のこと。〈蓬・静〉は「あたり」(校異16参照)とする。○未生テ御坐ヌルヤラン、又堪又思ニ忍煩テ、昔語ニモヤ成給ヌラン、其行末ヲモ不奉知 該当する本文を持つのは〈鬮・延・長〉。〈鬮〉「御坐生躰」御坐死耶不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>厥行栖

（生躰いきてや御坐おほさますらん、死にてや御坐おほさますらん、厥その行栖ゆくも知らず。二下—三三オ）。〈延〉「生テヤ御ハスラン、死テヤ御ワスラム。其行ヘモ不知」（卷二—六五オ）。〈長〉「いきてやおはすらむ、その行ゑも知らず」（二—二〇二頁）。「堪又思ニ忍煩テ、昔語ニモヤ成給ヌラン」は、〈盛〉の独自異文。「忍煩テ」を〈蓬・静・早（黒）〉「忍かねて」とするも同意。「昔語ニモヤ成給ヌラン」は、〈鬪・延〉のいう「死テヤ御ワスラム」の婉曲的表現。卷十「丹波少将上落」において成経が父成親の跡を訪問した際にも、「難波太郎俊定ト申者ガ古屋ニ移ラセ給テ侍シヲ、早昔語ニ成セ給ニキト申ス」（二—一〇九頁）と、成親がなくなったことを「昔語ニ成セ給ニキ」とする。（成親様は）堪え忍べない思いをこらえることができず、お亡くなりになってしまわれたらどうか、の意。○未生テモ御坐サバ、サスガ此渡ノ事、イカバカリカ聞マホシク覚スラン 〈鬪・延・長〉同じ。〈鬪〉「此方ノ事何計カ応レシ欲ニ聞慕」（此方こなたの事も何計いかにか聞かま慕ほく欲おほすらん。二下—三三オ）。〈延・長〉「未命生テ御ワセバ、指ガ此当ノ事ヲモ何計カハ聞マホシクオボサルラン」（〈延〉卷二—六五オ）。〈屋・覚・中〉なし。〈屋・覚・中〉は前項も含め、成親の心情を推測しない。「此渡」を、前々項と同様に〈蓬・静〉は「このあたり」とする（校異23参照）。「こちら」（私たちの）ことを、（成親様は）どれほど知りたく思っているらっしゃるだろう」の意。○又少キ人ドモノ住馴又山里ノ栖ヒ、中々申モ愚也。只推量給ベシ 〈盛〉の独自異文。「また、幼い子たちの住み慣れない山里での生活は、とても申し上げられるようなものではない。ただ（成親様が）あれこれと心配なさっているに違いない」の意。○懸憂身ノ有様思出テ、無昔モ猶忍ガタカルベキニ、朝夕ノ事叶ハネ

バ、少キ者共ガ憂事ヲモ不知、ヲソシクト進ルヲ聞ニ付テモ、先立物トテハ只涙バカリナリ。今ハカヒナキ身ナレ共、露ノ命ノ消モ失ナデ明シ暮スナリ 〈盛〉の独自異文。「このようなつらい身の上を思い出すと、過ぎ去った昔も耐えがたかったはずであるのに、朝夕の食事の支度も思うようにならないので、幼い者たちがつらいことも知らずに、『（食事が）遅い遅い』と催促するのを聞くにつけても、先立つものはただ涙ばかりである。今は取るに足りない身であるけれども、消え失せることもなく明かし暮らしている」の意。「無昔」が何を指すのか不明だが、成親が捕縛された時のことをいうか。あるいは「昔無くも」と読めば、「昔の（豊かな生活の）思い出がなかったとしても」と解せるか。〈盛〉は、北の方が成親の身を案じるのに加えて、独自に北の方に自身の境遇も語らせている。ここに「少キ者共」とされる成親の子については、卷五「成親妻子歎」に「少将殿ヲモ君達ヲモ」（一—三三九頁）としてあった「君達」達にあたる。〈盛〉は年齢まで記さないが、〈覚〉は「十になり給ふ女子、八歳男子」（上—八七頁。〈屋〉も同様）、〈中〉は「十さいのわかぎみ、八さいのひめぎみ」（上—九一頁）としていた。本全釈二六—七〇頁「少将殿ヲモ君達ヲモ、一々ニ食トリ進セントコソ承ツレ」項注解を参照のこと。櫻井陽子が、「逃げ隠れる妻と男女二人の子供という類型性」、「必死に逃げ隠れる母と幼児の悲哀という、平家物語が繰り返す型」（四九〇頁）を指摘するように、具体的な人物を想定しているわけではなく、とりわけ〈盛〉は、この独自異文にも見られるように、状況を理解できていない幼い子の様子を描き出そうとしているのだろう。○聞給ヒナバ、イトゞ心苦コソ覚サンズレドモ、責ノ事ニハ、加様ノ憂事ヲモ恋キ事ヲモ申バヤ

ト思二 前項に続き、ここまで〈盛〉の独自異文。「成親様がこのよ  
うなこちらの様子を」お聞きになったら、大層心苦しく思われるだろ  
うけれども、せめてものことに、このようなつらい思いも恋しい思い  
もお伝えしたいと思うので」の意。○汝イカナル有様ヲモシテ尋参  
ナンヤ。御文ヲモ進、返事ヲモ待見ナラバ、限ナキ心ノ中ヲモ慰事モ  
ヤト思ハ、イカゞスベキ 〈延・長〉は〈盛〉に同じ。〈延〉「信俊、  
何ナル有様ヲモシテ尋参リナムヤ。文一ヲモ遣シテ返事ヲモ待見ナラ  
バ、限ナキ心ノ内、少シナグサム事モヤト思ハ、イカゞスベキ」(〈延〉  
卷二一六五オ)。(〈屋・覚・中〉は後半のみで、〈覚〉「いかにもして、  
今一度はかなき筆のあとをも奉り、御をとづれをも聞かばや」(上  
一一二頁)。(〈鬪〉はさらに簡略で「汝応尋参否(汝尋ねて参り  
なんや否や。一下一三三オ)」とするのみ。「信俊よ、どのような姿を  
してでも(成親様のもとを)尋ね申し上げないか。お手紙をお送りし  
て、返事を見て見ることがあれば、このどうしようもない心のうち  
も慰めることができるかと思うのだが、どうしたらよいだろうか」の  
意。この後の信俊の言葉に見るように、供の者の同行は禁じられてい  
たため、このように言うのであろう。○誠年比近ク召仕レ進セシ身  
ニテ候ヘバ、今ハ限ノ御共ヲモ申ベクコソ候シカ共、御下ノ御有様、  
人一人モ付進スル事有マジト承シカバ、思ナガラ罷留候キ 長年成親  
に仕えてきたので、配流の際も供をしたかったが、誰も付き添っては  
ならないということだったので、無念ながら留まったという。(〈鬪・延・  
長〉はほぼ同文。〈延〉「誠二年比近ク召仕レ奉シ身ニテ候シカバ、限  
ノ御共ヲモ仕ルベクコソ候シカドモ、御下ノ御有様、人一人モ付進ラ  
セ候ベキ様ナシト承候シカバ、不力及「罷留候テ」(卷二一六五ウ)。(〈屋・

覚〉「幼少より御憐を蒙て、片時もはなれまいらせ候はず。御下り  
の時も、何共して御供仕うど申候しか共、六波羅よりゆるされねば、  
力及候はず」(〈覚〉上一二二頁)は、信俊が幼少より仕えていた  
こと、また六波羅(〈屋〉は「入道殿」)より付き添いの許可が出なかつ  
たことを言う。(〈中〉も〈屋・覚〉に近いがやや特異で、「いうせうよ  
り御をん身にあまりて、まかりかうぶり候き、(ここに、次項に挙げ  
る本文が入る)御くだりの時も、御ともつかまつるべきよし、しきり  
に申候しか共、平家ゆるされ候はねば、ちからをよび候はず」(上  
一一七頁)とする。成親流罪の折にも、「(中略)人一人モ身ニソハデ、  
今日ヲ限ニ都ヲ出ル悲サヨ。重キ罪ヲ蒙テ遠キ国へ行者モ、人ノ一人  
身ニソハヌ事ヤアル」ナンド種々独言ヲノ給テ、声モヲシマズ泣給ヘ  
バ」(一四二一〜四二二頁)と、成親流罪に際し、誰も付き添う者  
のいない様が強調して記されていたが、それが恐らくは清盛の命令に  
よるものであったことはここで初めて明かされる。また前述の通り、  
〈延〉では、成親の出家とともに、この許されていなかった信俊の下  
向も「誰ガユルシニテ信俊ハ下リ、大納言ハ本鳥ヲバ切ケルゾ」(〈延〉  
卷二一六七ウ)と成親殺害の理由となる。○明暮ハ、君ノ御事ヨリ  
外ハ思出ル事侍ズ。召レ進セシ御声モ耳ニ留、御諫ノ御詞モ肝ニ銘ジ  
テ忘マイラセズ。年比日比身ヲ助、妻子ヲ育シ事、君ノ御恵ニ非ト云  
事候ハズ 成親に仕えた日々を忘れられず、その恩に感謝していると  
いう。(〈鬪〉なし。〈延・長・屋・覚・中〉いずれも前半部分はほぼ同じ。  
〈延〉「明テモ晩テモ君ノ御事ヨリ外ハ何事ヲカハ思候ベキ。被召候シ  
御声モ耳ニ留、諫ラレ進セシ御詞モ肝ニ銘テ忘ラレ候ハズ」(卷二一  
六五ウ)。(〈屋・覚・中〉は「召レ参セシ御声モ」以降のみ。〈覚〉「召

され候し御声も、耳にとゞまり、諫られまいらせし御詞も、肝に銘じて、片時も忘まいらせ候はず」（上―一―二頁）。なお、〈中〉は前項の引用箇所途中に「いさめられまいらせられし御ことばも、きもにめいじ、そのごまでめされ候し御こゑも、みゝのそこにとゞまりて、へんしもわすれまいらせ候はず」（上―一―一七頁）が入る。後半の「年比日比身ヲ助、妻子ヲ育シ事、君ノ御恵ニ非ト云事候ハズ」は〈盛〉の独自異文。○上下品替トイヘドモ、マノアタリノ御有様共ト申、西国御下向ノ御恋サト申、袖ニ余タル涙絞煩タル折節、カク承候ヘバ、身ハ何様ニ成候共、イカゞハ仕候ベキ。御文ヲ給、急尋参ン。〈鬮・延・長・屋・覚・中〉いずれも、後半の「カク承候ヘバ、身ハ何様ニ成候共、イカゞハ仕候ベキ。御文ヲ給、急尋参ン」に該当する表現のみ。〈鬮〉「然承此仰候之上、尤所望次第也善悪賜御文可尋参（然るに此の仰せを承り候ふ上は、尤も所望の次第なり。善悪、御文を賜はり、尋ね参るべし、と。一下―三三オ）」。〈延〉「今此仰承上ハ、身ハ何ニ成候トモ罷下候ベシ。御文ヲ給テ尋参ム」（卷二―一六五ウ。〈長〉も同じ）。〈覚〉「縦此身はいかなる目にもあひ候へ、とうく御ふみ給はつて参り候はん」（上―一―二頁。〈屋・中〉もほぼ同じ）。前半は〈盛〉の独自異文。「品」は地位・身分の意味だろう。「北の方と私（信俊）とは身分こそ異なりますが、（成親様を）親しく拝見しましたそのお姿といい、西国に下向された際の恋しさといい、袖に余る涙を絞るのもつらい今日この頃ですので、このように承りましたからには、この身はどのようなになりましたも、どうしてお受けしないことがありませんか」の意。「絞煩タル」を〈蓬・静・早（黒）〉「しほりかねたる」。○北方無限悦テ、細ニ文遊シテ賜ニケリ。信俊給之、

泣々小島へ下ケリ。〈鬮・延・長・覚〉は、北の方だけでなく、若君、姫宮も手紙を書いたとする。〈延〉「北方大ニ悦給テ、文細ニ書テ給テケリ。若君姫君モ面々ニ父ノ許ヘノ御事ヅテテ書テ給テケリ。信俊、是ヲ取テ児島へ尋下テ」（卷二―一六五ウ）。〈覚〉「北方なのめならず悦で、やがてかいてぞたうだりける。おさなき人々も、面々に御ふみあり。信俊これを給はつて、はるく」と備前国有木の別所へ「尋下る」（上―一―二二―二三頁）。〈鬮〉は「北方大ニ悦書御文」給テ若公姫公面々ニ拾ヒ。色葉ノ字ヲ書文（北の方大きに悦びて、御文を書きて給ひてんげり。若公・姫公も面々に色葉の字を拾ひ文を書き。一下―三三オ）と、子ども達の幼さを強調する。〈屋・中〉は〈盛〉と同様、北の方が手紙を書いたとするのみ。〈屋〉「北方馳テ御文書テゾ給ケル。信俊はヲ給テ備前国有木別所ニ尋下ル」（二〇二頁）。次に、信俊の下向先はそれぞれ異なる。前掲「大納言殿ハ備前国小島トカヤ云所へ流サレ給ヌトハ聞シカ共、此渡ヨリ尋参人一人モナシ」で引用した、成親の配流先の情報と、下向先を並べると、〈盛〉は、成親が児島にいるという情報を受けて「小島へ下ケリ」として一致している。その他、〈鬮〉は難波にいと聞いて難波へ、〈屋・覚・中〉は有木の別所にいると聞いて有木の別所へと、それぞれ一致しているが、〈延・長〉は「有木別所ト云所ニオワシマス」と聞いていながら児島に下ったとしていて齟齬がある。なお、本全釈二〇―一六八頁「シバシハ小島ニマシクケルヲ、「コ、ハ猶津宿近シテ人繁シ。悪カリナン」トテ、後ニハ難波ト云所へ奉移居ケリ」項注解も参照。結局、次節で信俊は児島にて成親と対面したように読めるが、そもそも児島は「猶津宿近シテ人繁シ。悪カリナントテ」（一―四三三頁）難波へ移されたとしていたの

だから、児島で成親と対面したとするのは不自然である。

【引用参考文献】

\*櫻井陽子「藤原成親の妻子たち」(駒澤国文四七号、二〇一〇・2。『平家物語』本文考)汲古書院二〇一三・2再録。引用は後者による)

既ニ彼ニ<sup>1</sup>行著テ、<sup>2</sup>預ノ武士ニ申ケルハ、「是ハ大納言殿ノ年比ノ侍ニ、源左衛門尉<sup>2</sup>信俊ト云者ニ侍リ。君当国へ御下向ノ時モ、<sup>3</sup>御伴度候シヨ、御方様ノ者ヲバ一人モ付ラレズト<sup>4</sup>承シカバ、思ナガラ今ハ限ノ<sup>5</sup>御伴ヲ申サズ。差モ<sup>6</sup>御糸惜深ク食仕レマヒラセシカバ、<sup>7</sup>奉レ別後ハ明暮、唯此御事ノミ悲ク恋ク思出マヒラスレバ、若今<sup>8</sup>一度奉レ見事モヤト存ウヘ、サコソ都ノ事ヲモ、君達・北方ノ御事ドモヲモ聞マホシク被<sup>9</sup>思召<sup>10</sup>候ラメ。<sup>11</sup>音信使モ<sup>12</sup>絶ヌ、<sup>13</sup>伝申<sup>14</sup>人モナクテ空<sup>15</sup>御事ニモ成給ナバ、如何計<sup>16</sup>ノ<sup>17</sup>御妄念ニカト罪深思進スレバ、其御渡ノ事ヲモ語申テ、<sup>18</sup>聊<sup>19</sup>御妄念モハル、御心モヤト存ジテ、ハルハト罷下レリ。然ベクハ<sup>20</sup>蒙<sup>21</sup>御免テ、今<sup>22</sup>一度<sup>23</sup>最後ノ見参ニイリ進<sup>24</sup>バヤ」ト申ケルヲ、始ハ<sup>25</sup>緊ク<sup>26</sup>怪<sup>27</sup>嗔テ叶マジト云ケレ共、泣々掻口説云ケレバ、武士共涙ヲ流シ、最哀ニ思ツ、何カハ苦カルベキトテ、終ニハ是ヲ免ケリ。<sup>28</sup>信俊不斜悦テ、大納言ノ御座スル所へ<sup>29</sup>参テ奉<sup>30</sup>見ニ、<sup>31</sup>浅猿ク<sup>32</sup>悲カリケル事ガラ也。

【校異】1〈蓬〉「行付て、」<sup>ユキツキ</sup>「行付て。」2〈蓬〉「信としと。」3〈成〉「御共、」<sup>トモ</sup>「御共。」4〈蓬〉「承しかは。」5〈成〉「御共ヲモ、」<sup>トモ</sup>「御供をも、」<sup>トモ</sup>「御共をも。」6〈蓬〉「御いとおしと。」7〈近〉「わかれたてまつりての。」8〈成〉「只。」9〈成〉「一度、」<sup>ヒト</sup>「近。」<sup>ヒト</sup>「たひ、」<sup>ヒト</sup>「蓬。」<sup>ヒト</sup>「一度、」<sup>ヒト</sup>「静。」<sup>ヒト</sup>「二度。」<sup>ヒト</sup>「を」とつれ、<sup>ヒト</sup>「蓬・静。」<sup>ヒト</sup>「をとつる。」11〈成〉「絶ス。」12〈近〉「つたへ申、」<sup>ヒト</sup>「蓬。」<sup>ヒト</sup>「伝申す、」<sup>ヒト</sup>「静。」<sup>ヒト</sup>「伝申す。」13〈近〉「御事ともにも。」14〈近〉「ノ」なし。15〈成〉「御忘念ニカト」とし、「忘」に見せ消ち。右に「妄」を傍記。16〈成〉「御有ノ、」<sup>アタリ</sup>「蓬・静。」<sup>カウツ</sup>「御あたりの。」17〈近〉「いさゝかの。」18〈近〉「御まうねんをも。」19〈近〉「御ゆるしをかうふりて、」<sup>カウツ</sup>「蓬。」<sup>カウツ</sup>「御免を蒙りて。」20〈成〉「一度、」<sup>ヒト</sup>「近。」<sup>ヒト</sup>「たひ、」<sup>ヒト</sup>「蓬。」<sup>ヒト</sup>「二度、」<sup>ヒト</sup>「静。」<sup>ヒト</sup>「一度。」<sup>ヒト</sup>「21〈近〉「最後ノ」なし。22〈成〉「キヒシク、」<sup>ヒト</sup>「近・蓬・静。」<sup>ヒト</sup>「きひしく。」23〈成〉「怪嗔テ、」<sup>ヒト</sup>「近。」<sup>ヒト</sup>「あやしめいかつて、」<sup>ヒト</sup>「蓬・静。」<sup>ヒト</sup>「あやしみ嗔て。」24〈成〉「俊」とし、上に補入符あり。右に「信」を傍記。25〈近〉「なのめならず、」<sup>ヒト</sup>「蓬・静。」<sup>ヒト</sup>「斜ならず。」26〈近〉「まいて、」<sup>ヒト</sup>「蓬・静。」<sup>ヒト</sup>「まいりて。」27〈蓬・静〉「浅増しく。」28〈近〉「かなしくかなしかりける」。

【語釈】○彼三行者テ 前節末尾「信俊給之、泣々小島へ下ケリ」と 後ニハ難波ト云所へ奉移居ケリ(1—四三三—四三四頁)と「難波」あり、「彼」は備前国児島を指す。〈名義抄〉「彼」「カシコ」の訓があり、とされていた。〈延・長・盛・覚〉には、成親の配流地や信俊の下向る(仏上三九)。ただし、成親の配流地は〈盛〉では「シバシハ小島 先に混乱がある。〈四評釈〉五—五九頁ならびに〈本全釈〉二〇—ニマシノケルヲ、『コ、ハ猶津宿近シテ人繁シ。悪カリナン』トテ、 六八—七三頁参照。 ○預ノ武士ニ申ケルハ 成親の身柄を預かった

人物は、難波二郎経遠とされていた（〈盛〉1—420・423頁）。〈本全釈〉二〇—九頁、同二〇—一七—一八頁参照。ただし、〈鬮・延・盛・屋・中〉では、本項の武士が経遠かどうかは明示されないが、〈長・寛〉では、難波次郎経遠とする。〈長〉「武士なむばの次に」（1—二〇三頁）、〈寛〉「先あづかりの武士、難波次郎経遠に」（上—1—三頁）とする。成親に対する「平氏による私刑としての配流は、平家人制によって支えられていたと理解できる」（渡邊俊・四六頁）が、鎌倉期に制度化されていく「幕府を執行権者、御家人を預かり人とする」「囚人預置」（海津一朗・一〇頁）もこれに準じたものと考えられよう。基本形は「頼朝がその一存をもって、配下の御家人に囚人を預け下す」（同—二頁）というものであり、「囚人は、鎌倉・京の屋敷か預かり人の近国所領内に召し置かれたが、「籠ニコメテ、ホダシヲ打ゾ誠メ置ク」（※慈光寺本『承久記』古典文庫上八八、二〇一頁）といった例は少数で、一般には宅内に軟禁状態にされていた模様である」。その場合「囚人の扶持、つまり衣食住の消費の負担は御家人の義務であった」（同—四頁）。逃亡を防ぎ監視をするという意味でも、成親の場合も同様の措置がとられていたと考えられよう。○大納言殿ノ年比ノ侍ニ、源左衛門尉信俊ト云者ニ侍リ この名乗りは、前節「其中ニ、大納言ノ年比身近く召仕給ケル源左衛門尉信俊ト云侍アリ」に対応するもの。前節同項注解参照。以下、〈盛〉の信俊の発言は、この後の注解に見るように、前節の成親北の方への発言と対応するともに、他本に比して詳細である。〈鬮〉「此、大納言殿ノ年来被召仕候申源左衛門者候余奉見度存故遥々尋至此候（此れは大納言殿に年来召し仕はれ候ひし源左衛門と申す者にて候ふ。余りに

見奉り度く存ずるが故に、遥々と此に至り尋ね参りて候ふ。一下—三三ウ）、〈延〉大納言殿ノ御ユクヘノ穴倉サニ今一度見奉ラントテ、年来ノ青侍ニ信俊ト申者、ハルハト尋進セテ参テ候」（卷二—六五ウ・六六オ）、〈長〉「いま一度、見奉る事もやとて、としごろのさぶらひ、げんざゑもんの尉のぶとしと申もの、はるくくと尋まいりて候」（2—二〇三頁）、〈中〉「是は大納言どの、ねんらいつかはれ候し、げんざゑもんのぜうのぶとしと申ものにて候が、是までまかりくだりて候、御ゆるされをかうぶりて、一め見まいらせ候はばや」（上—一七頁）と簡略。〈屋〉「此之由申ケレバ」（二〇一頁）、〈寛〉「案内を言ひければ」（上—1—三頁）とさらに簡略。○君当国へ御下向ノ時モ、御伴申度候シヲ、御方様ノ者ヲバ一人モ付ラレズト承シカバ、思ナガラ今ハ限ノ御伴ヲモ申サズ 成親様がこの備前のこの地に下向の時も、私はお供をいたしたかったのですが、身内の者は一人もつけることはできないと承りましたので、お供をしたいとは思いますが最後のお供を申し出ませんでしたの意。前節でも信俊は成親の北の方に対し「今ハ限ノ御共ヲモ申ベクコソ候シカ共、御下ノ御有様、一人モ付進スル事有マジト承シカバ、思ナガラ罷留候キ」と述べていた。ここでも同じ事情を繰り返している。成親が配流に際して「重キ罪ヲ蒙テ遠キ国へ行者モ、人ノ一人身ニソハマヌ事ヤアル」（1—四二二頁、〈本全釈〉二〇—1—三—1—四頁参照）と訴えていたこととも呼応する。前節同項注解参照。○差モ御糸惜深ク食仕レマヒラセシカバ 成親が信俊に対して種々の心遣いをしていくことについては、前節に「召レ進セシ御声モ耳ニ留、御諫ノ御詞モ肝ニ銘ジテ忘マイラセズ。年比日比身ヲ助、妻子ヲ育シ事、君ノ御恵ニ非ト云事候ハ

ズ」と詳細に語られていた。○奉別後ハ明暮唯此御事ノミ悲ク恋ク思出マヒラスレバ 信俊が成親との離別後、心を痛めていたことについては、前節に「明暮ハ、君ノ御事ヨリ外ハ思出ル事侍ズ」とあったことと対応する。○若今一度奉見事モヤト存ウヘ 本箇所は〈延・長・中〉には同内容がある。前々々々項注解の傍線部参照。○サコソ都ノ事ヲモ、君達・北方ノ御事ドモヲモ聞マホシク被思召候ラメ引き続き、〈盛〉の独自異文。信俊が成親の心情を想像し、武士に伝える言。さぞかし、都のことも、君達や北の方の御事なども聞きたいと思っておられるでしょう。○音信便モ絶又、伝申人モナクテ空御事ニモ成給ナバ 安否を問う手紙も絶えてしまい、伝言を申し伝える人もなくて、(成親が)亡くなるような事にでもなりなさらしたら、の意。「音信」は、動詞「おとづる」で、手紙で安否を問うこと。〈早(思)〉「ヲトツルル」。「近」は「をとづれ」と名詞として扱い「をとづれたより」とする。『沙石集』巻九一〇話「夷中ノ事風ノ使モナケレバ、互ニ音信事モナシ」(旧大系三八五頁)。「盛」に「旅ノ憂寝ハ悲シキニ、深夜ノ月朗ニ木綿付鳥モ音信リ」(巻七「俊寛成経等移鬼界島」、一―四五九頁)、「南楼ノ木本ニハ、嵐ノミ音信テ」(巻十「丹波少将上落」、二―一一九頁)、「枕ニ近キ鐘ノ声、暁ノ空ニ音信テ、彼遺愛寺ノ草庵ノ、ネザメモ角ヤト思知レツ、」(巻十二「大臣以下流罪」、二―三三八頁)など頻出。なお、「空御事ニモ成給ナバ」とは、先にも「限ノ御伴」とあり、この後にも「最後ノ見参」とあるように、信俊を含めて成親を知る人々は皆、今回の成親の配流後の行く末を悲観的に捉えていたことなるう。〈成〉「絶ズ」は「絶ヌ」の誤り。○如何計ノ御妄念ニカト罪深思進スレバ、其御渡ノ事ヲモ語申テ、聊御

妄念モハル、御心モヤト存ジテ、ハルぐト罷下レリ「其御渡ノ事」は前々項にあった「都ノ事ヲモ、君達・北方ノ御事ドモ」を指しているよう。都からの音信のないままじくなった場合の成親の妄念のほどを思いやり、その妄念を晴らすためにも、成親と対面して都の北の方や君達たちのことを伝えたいと訴えている。○然べくハ蒙御免テ、今一度最後ノ見参ニイリ進バヤ」ト申ケルラ ここまでが信俊の言葉である。「御免」は、もともと「許可」を意味する「免」に尊敬を表わす接頭語「御」のついた語(日国大)で、ご許可の意。「見参」は、目上の者が目下の者に対面すること、謁見、引見の意(日国大)。ご許可をいただいで今一度最後に成親のお目にかかりたい、という旨を伝えている。○始ハ緊ク怪嗔テ叶マジト云ケレ共、泣々搔口説云ケレバ、武士共涙ヲ流シ、最哀ニ思ツ、何かハ苦カルベキトテ、終ニハ是ヲ免ケリ「緊」は寛元本『字鏡集』に「キビシ」の訓がある(巻五・糸部・七六二)。「字鏡集 寛元本 影印篇」三九一頁)。「校注盛」二―二七頁は『運歩色葉集』の例をあげる(中田祝夫『中世古辞書四種研究並びに総合索引』二八二頁)。「嗔」は、〈名義抄〉「嗔」に「イカル」とある(仏中三四)。当初、信俊を訝り警戒して、成親との対面を許さなかった守護の武士も、信俊の口説きにより、態度を変え、遂に対面を許すことになる。対応する武士の描写が詳細なものも〈盛〉の独自異文。また、信俊が泣きながら口説いたとするのも〈盛〉のみ。〈闘〉「何(カ)〇」苦<sup>カ</sup>之<sup>レ</sup>(何か苦しがるべしとて之を赦す。一―一三三ウ)、「延」「武士ドモ哀トヤ思ケン、ユルシテケリ」(巻二―六六オ)、「長」「武士もあはれとや思けむ、ゆるしてけり」(一―二〇三頁)、「屋」「尋参タル志ノ程ヲ哀デ、聽大納言ノ御坐ル所ニゾ

入タリケル」(二〇二頁)、〈覚〉「心ざしの程を感じて、やがて見参にいたれりけり」(上—一三頁)と簡略。〈中〉については次項参照。

○信俊不斜悦テ、大納言ノ御座スル所へ参テ奉見ニ、浅猿ク悲カリケル事ガラ也。悦んで成親の御座所へ入った信俊は、成親の惨めで悲しい状況を目撃する。その詳細は次節に語られることになる。〈闘〉「信俊近ク参テ(信俊近く参りて。二下—三三ウ)」、〈延・長〉「参テ見奉レバ」(〈延〉巻一六六オ)など簡略。〈屋・覚〉は「大納言入道殿は、只今も都の事をの給ひいだし、歎き沈んでおはしける処に、「京より信俊が参ッて候」と申入たりければ、「ゆめかや」とて、聞きもあへず、おきなをり、「是へく」と召されければ、信俊参ッて見奉るに」(〈覚〉上—一三頁)。「屋」は、傍線部をそれぞれ「ヨニモ恋シゲニ歎シツンデ御坐ケル処ニ」(二〇一頁)「入道、聞モアエ給ハズ

#### 【参考文献】

\* 海津一朗「中世社会における「囚人預置」慣行—西国地頭の村預けを中心に—」(日本史研究二八八号、一九八六・八)

\* 渡邊俊「中世前期の流刑と在京武士」(福岡女子大学国際文学部紀要『文芸と思想』八〇号、二〇一六・二)

○奇気ナル小屋ニ、垣ニハ土ヲ<sup>1</sup>壁ニ塗廻<sup>2</sup>、戸ニハ藁ノコモヲ懸垂タリ。内ニ差入テ見廻セバ、藁ノ<sup>3</sup>束ト云物ヲ敷テ、<sup>4</sup>瘦衰タル法師アリ。ヨクく見レバ大納言入道殿ニテゾ。オハシケル。下ニハ垢付タル布ノ<sup>5</sup>服、上ニハ袖ヤツレタル墨染ノ衣也。傍ニハ竹ノ杖ヲ<sup>6</sup>立テ、前ニハ<sup>7</sup>繩緒ノ足駄ヲ置リ。是ヤコノ賤ガ<sup>8</sup>伏戸ノ<sup>9</sup>赤土ノ小屋、民ノ住居ノ草ノ戸ザシナルラント、<sup>10</sup>心憂コソ思ケレ。

【校異】 1 〈成〉「奇気ナル」、〈近〉「あやしきなる」とし、「き」に見せ消ち。右に「げ」を傍記。〈蓬・静〉「あやしけなる」。2 〈近〉「かへに」、〈蓬〉「壁に」、〈静〉「壁」。3 〈成〉「束ト」、〈近〉「つかねと」、〈蓬・静〉「束と」。4 〈蓬・静〉「疲衰たる」。5 〈成・蓬・静〉「服」、〈近〉「ふく」。6 〈近・蓬・静〉「たて」、7 〈蓬〉「繩緒の」、〈静〉「繩絃の」。8 〈近〉「ふしとの」、〈蓬・静〉「臥戸の」。9 〈成〉「赤土ノ」、〈近〉「はにふの」、〈蓬・静〉「赤土」。10 〈蓬〉「心憂こそ」。

【語釈】 ○奇気ナル小屋ニ、垣ニハ土ヲ壁ニ塗廻、戸ニハ藁ノコモヲ

懸垂タリ 成親の劣悪な住居の描写は、〈延・長〉にもあるが、〈盛

起上テ」(二〇二頁)とあり、ちょうど都の事を思い出していた成親の描写を挟み、その成親の呼び込みによって、信俊が成親の御座所に入る。〈中〉はやや特殊で、前項箇所から、「しゅごのぶし、これまでたづねまいたる、こゝろざしの程をかんじて、大納言殿にこのよしを申、大納言入道どのは、おりふし都の事を思ひいで給て、なきみ給けるに、のぶとしがまいたるよしをき、給ひ、なゝめならず悦て、是へとたまへば、のぶとし御前にまいりてみまらせけるに」(上—一七頁)と、守護の武士がまず成親に信俊の来訪を告げ、ちょうど都の事を思い出して泣いていた成親の「是へ」という言葉によって、信俊を対面させる、という展開を採る。〈中〉は守護の武士が成親に意向を問う点違和感があるが、これら語り本には、成親と信俊との対面を劇的に演出する意図があるろう。

が最も詳しく独自性が強いのは、次節の独自本文、過去の豪奢・栄花に満ちた暮らしとの対比を強調するためか。「垣ニハ土ヲ壁ニ塗廻」は、〈延・長〉「土ヲ壁ニヌリマハシテ、アヤシゲナル柴ノ庵ノ内ナリ」(〈延・長〉二一六六オ)とあり、ほぼ同じ。「垣ニハ」は、ここでは壁の意味で「土ヲ壁ニ」と重複するが、続く「戸ニハ」以下と対句仕立てとするための挿入。「戸ニハ藁ノコモヲ懸垂タリ」は、藁で造った藪を戸の代わりに懸けて用いているということ。〈延・長〉には藁の戸への言及はない。なお、〈盛〉は、成経帰洛の際にここを通った場面を「少将ハ始御座ケル父ノ御跡ト聞テ、児島ノ宿所ヲ見給ヘバ、柴ノ庵ノ奇ニ、草ノ編戸ヲ引立タリ」(巻十「丹波少将上洛」、2—1—10九—1—10頁)と描写し、「草の編戸」に触れている。「草の編戸」は「草の戸」に同じで(〈日国大〉)、「草の戸」は「草ぶきの庵(いおり)の戸。転じて、粗末なわびしい住まい。草のとぼそ。草のあみど」をいうから、ここでいう藁の藪を用いた戸のことであろう。○内ニ差入テ見廻セバ、藁ノ束ト云物ヲ敷テ〈延・長〉「藁ノツカナミト云物ノ上ニ、僅ニ莖一枚敷テゾスヘ奉リタリケル」(〈延・長〉巻二一六六オ)。〈長〉は「藁ノツカナミ」を「わらのつかみ」、「莖」を「御まし」(1—1—10三頁)とする。「藁ノツカナミ」は、「束並」「藁藉」と書き、山家などで用いた、藁を編んで畳ほどの広さにつくった敷物、わらぐみ、ねこがきをいう(〈日国大〉)。〈盛〉諸本は、校異3の通り「つかね」と読んでいる。〈名義抄〉は「束」に「ツカヌ」、「純束」に「ツカネ」の訓をあげる(僧下九〇)。『色葉字類抄』「束 ツカヌ」(ツ・辞字。『色葉字類抄研究並びに総合索引 黒川本・影印篇』風間書房)。〈長〉「つかみ」も「な」の誤脱ないし「つかね」の誤りか。いずれも同様

に粗末な藁の敷物をいうのだろう。中に入って室内を見回すと、藁を束ねただけのような粗末な敷物が敷かれていた、ということ。ただ、〈延・長〉では、その藁藉の上に「莖(御まし)」を敷いていることになる。次々項に、「前ニハ繩緒ノ足駄ヲ置リ」とあるので、床もなく、土の上に藁を敷いて床とし、その上に莖を置いている状態ということだろう。〈盛〉は「莖」には言及しない。描写される藁の藪の戸、床のない土間のみ等の住環境は、『粉河寺縁起』第二段に描かれる獵師大伴孔子古の家(『日本の絵巻』5—1—1頁)や、『信貴山縁起』「尼公の巻」に描かれる庶民の家(『日本の絵巻』4—1—10九—1—10頁)よりもなお貧しく劣悪である。これら絵巻に描かれた庶民の家については、「構造的に無理があつて絵は不自然にみえる。…(中略)…結論をいえば、絵は写実ではなく、絵師のもつイメージで描いている」(宮澤智土・二二七頁)と指摘される。「囚人預置」の慣行に従えば、監視という面からも成親は難波経遠の宅内に軟禁されていると考えられるが、その場合、イメージされる庶民住居よりも劣る住環境は不審。○瘦衰タル法師アリ。ヨクく見レバ大納言入道殿ニテゾオハシケル。下ニハ垢付タル布ノ服、上ニハ袖ヤツレタル墨染ノ衣也これも〈盛〉の独自異文。「服」を〈成・蓬・静〉「キモノ」と訓むが、〈名義抄〉に「キモノ」の訓が見える(仏中一三三)。瘦せ衰えた法師の姿が見え、瞬時には成親とは気がつかなかったが、よく見てみると成親であったということ。それほどまでに以前と様相が変化していたということの表現。また、以下に示すように諸本は、出家した姿であった事を強調するが、〈盛〉は「下ニハ垢付タル布ノ服」「袖ヤツレタル」など、僧体であることもさることながら、みすばらしい姿も強調され

ている。このことは〈盛〉が粗末な住居に詳細に言及することとも重なる。囚人の扶持は預かり人の責務とすれば、成親の衣食住にわたる劣悪な環境は難波経遠が提供していることとなるが、それは清盛の意思にしたがってのことか。しかし、経遠はかつて成親捕縛の場面で、重盛から「大納言ニ情ナク当リケル事、返々モ希怪也。重盛ガ還聞所ヲバ争カ可レ不憚」(1—337—338頁)と叱責され、「小松殿ノ深禁給ケル事ヲ大ニ恐患ケレバ」(1—376頁)、清盛の命に背いて成親を打つ振りをした人物であった。成親が出家の許可を重盛から与えられているように、成親と重盛との間の連絡が保たれている状況で、実際に経遠がこのような処遇を与えたとするのはやや不自然か。成親の苛酷な環境を強調しようとする物語の意図が働いているとみるべきだろう。〈延・長〉「御スマヒノ心ウサモサル事ニテ、御躰サハ替ニケリ。墨染ノ袖ヲ見奉ルニ付テモ、目モクレ心モ消ハテニケリ」(〈延〉卷二—166オ)、〈屋・覚〉「まづ御すまひの心憂さもさる事にて、墨染の御袂を見奉るにぞ、信俊目もくれ、心も消えて覚ける」(〈覚〉上—1—3頁。〈屋〉二—2頁)ほぼ同じ)、〈中〉「おはします所の、あさましげなるもさる事にて、はや御さまかへておはしけると、見奉りけるにこそ、いとどめもくれ心もきえておぼえけれ」(上—1—17頁)と、住居の具体的な描写を欠く形。〈鬪〉は「奉見墨染御袂」(只一目奉見顛臥御前) (〇) 喚無限(墨染の御袂を見奉るに、只一目見奉って、御前に顛れ臥し、叫び喚くこと限り無し。一下—1—33ウ)と、住居の様には全く言及しない形。〇傍二ハ竹ノ杖ヲ立テ、前二ハ繩緒ノ足駄ヲ置リ 以下の成親の宿所の描写は〈盛〉の独自異文。「竹の杖」は『拾遺和歌集』巻五・賀・二七六「一節に千世をこめた

る杖なればつくともつき君が齢は(同じ賀に、竹の杖作りて侍けるに 大中臣頼基)」(新大系)などと和歌にも詠まれた算賀の祝いの品物としての「竹の杖」もあるが、ここは貧窮をあらわすものだろう。例えば、『今昔物語集』巻十五「比叡山僧長増、往生語第十五」には、突如姿をくりました長増が、かつての弟子清尋の前に現れ出た時の姿を次のように記す。「ヒタ黒ナル田笠ト云フ物ノ鉸破レ下タルヲ着タル老法師ノ、蓑ノ腰マデ撼ケ懸タルヲ係テ、身ニハ調布ノ帷、濯ギケム世モ不知ズ朽タルヲ二ツ許着タルニヤ有ラム、藁沓ヲ片足ニ履テ、竹ノ杖ヲ築テ、房ノ内ニ只入りニ入り来レバ、宿直ノ国人共此レヲ見テ、『彼ノ門乞匄ノ、御房ノ御前へ参ヌル』ト云テ、追ヒ嗤ル」(新大系三—39八頁)。その長増を宿直の国人が、「彼ノ門乞匄」と評するように、見るからに乞食然とした姿をした僧であり、その持つ「竹ノ杖」も、貧窮の僧の持つ持ち物の一つとして記すのであろう。『ものくさ太郎』の「藁繩帯にして、ものくさ草履の破れたるをはき、呉竹の杖をつき」(新編日本古典文学全集『室町物語草紙集』一五八頁)の様子もこれに近い。なお、語り本では、成経帰洛の場面で、〈屋・覚〉「父大納言殿の住み給ける処を尋りて見給ふに、竹の柱、ふりたる障子などに、かきをかれたる筆のすさみを見給て」(〈覚〉上—一五六頁)、〈中〉「こ大なごんのすみ給しところを見給に、あやしのしづが家なれば、むぐらしげりてかきをとぢ、まつの葉つもりてのきをうづむ、しばひきむすぶい糸のうち、木のはかたしくやどなれや、あけて見給へば、ふるきしやうじ、たけのはしらに、かきをき給へる、ふでのすさみを見給に」(上—一五六頁)とある。〈盛〉同箇所は「内ニ入テ見巡給ケレバ、古障子ニ手習シ給ヘル跡アリ」(巻一〇「丹波

少将上落」2—1—10頁)とする。繩緒(繩紘)は、縄で作った、はきものの鼻緒の意(日国大)で、(盛)では巻五「成親以下被召捕」に、西光が語る、京童部に嘲られたかつての清盛の姿として「受領ノ鞭ヲ取、朝夕ニ費ノ直垂ニ繩紘ノ足駄ハキテ通給シカバ、京童部ハ高平太ト云テ咲シヅカシ」(1—3—25頁)とあった(本全釈一六一—三頁注解参照)。家成に仕えた当時の清盛ではなく、今は、成親が本来ならば公家の履く浅沓ではなく、その「繩緒の足駄」を履かねばならない状況にある、ということを示すことになろう。○是ヤコノ賤ガ伏戸ノ赤土ノ小屋、民ノ住居ノ草ノ戸ザシナルラント、心憂コソ思ケレ「是ヤコノ」は、「これぞこの」と同じで、「や」は疑問の係助詞で詠嘆の意を強め(「ぞ」は指定の意を強める係助詞)、以前から聞いていた事を現実の出来事によって強く肯定する語(日国大)。これがまあ…なのだなあ、とつらく思われた、ということ。「伏戸」は「臥所」(蓬・静)であるとするれば、夜臥す所、寝所、寝床、ねや、ふしどころ、などの意味になる(日国大)。「赤土ノ小屋」は、身分の低い者が寝床とする軒の低い赤土の小屋。文明本『節用集』「黄土ハニツノ小屋」(万葉作「赤土ハニツノコヤト小屋」)。土民ノ所居也(波・八家屋門・51。『文明本節用集研究並びに索引 影印篇』勉誠社)。「賤ガ伏戸ノ赤土ノ小屋」という表現に似たものとしては、例えば『千載和歌集』巻三・夏歌・一四四「卯の花のかきねとのみや思はまししづのふせやにけぶりたゝずは(卯花蔵レ宅ト)といへる心をよめる 藤原敦経朝臣」(新大系)な

## 【引用参考文献】

\*宮澤智士「庶民住宅 堂と小屋の観点から」(小泉和子・玉井哲雄・黒田日出夫編『絵巻物の建築を読む』東京大学出版会一九九六・11)

どと詠まれる、地面に伏せたように軒が低くみすばらしい、庶民の家を指す歌語「賤の伏屋」がある。「赤土ノ小屋」は諸本の訓に従えば、「殖生の小屋」に同じで、土間の土の上に筵などを敷いただけの小さい家。また、土で塗ただけの小さい家。転じて、みすばらしい粗末な家。また、自分の家をへりくだっていうのにも用いる(日国大「殖生の小屋」項)。先の「垣ニハ土ヲ壁ニ塗廻ニ藁ノ束ト云物ヲ敷テ」の描写はまさに「殖生の小屋」というべきもの。『万葉集』巻十一・二六八三「彼方そなたの赤土はにぶの小屋せやに小雨こよめ降り床とこさへ濡れぬ身に添つへ我妹わが妹(彼方之 赤土小屋尔 露霖零 床其所沾 於身副我妹)」(新大系・三)。(盛)巻四十五「池田宿遊君歌」の侍従の和歌にも「東路ノハニフノコヤノイブセサニ故郷イカニ恋シカルラン」(6—264頁)と見える(覚)など初句「旅の空は」(下—266頁)。「賤ガ伏戸ノ赤土ノ小屋」は全体としての次句の「民ノ住居ノ草ノ戸ザシ」と対句をなす。その「草の扇とぎし」は「草の戸」に同じで、「草ぶきの庵の戸。転じて、粗末なわびしい住まい。草のとぼそ。草のあみど」の意(日国大)。「草の戸」項。「くさのとぎし」は歌語としても見られ、『後撰和歌集』巻十三・恋歌五・八九九「秋の夜の草のとぎしのわびしきは明くれど明けぬ物にぞ有ける(女のもとにまかりたりけるに、門を鎖してあけざりければ、まかり帰して、朝につかはしける 兼輔朝臣)」(新大系)がある。「赤土の小屋」「草のとぎし」は意図的に歌語を対としている。

中御門高倉ノ御宿所ヨリ始テ、<sup>1</sup>所々ノ<sup>2</sup>御山庄、屋数ヲ<sup>3</sup>尽、棟ヲ<sup>4</sup>並べ、瑠ヲ<sup>5</sup>研、柱ヲ<sup>6</sup>彩、屏風・障子ヲ<sup>7</sup>立交、雲縹・高麗ヲ<sup>8</sup>敷滿ツ、殿ニハ、風月ノ双紙ヲ取乱、琴瑟ノ具足ヲ立並、庭ニハ四季ノ草木枝ヲ<sup>9</sup>通、合浦ノ<sup>10</sup>沙玉ヲ<sup>11</sup>時テ、或ハ仙院・仙洞ノ<sup>12</sup>御幸モ有、或ハ<sup>13</sup>脚上・雲客ノ遊宴モ有シカバ、絃歌ノ妙ナル声絶ル事ナク、海陸ノ<sup>14</sup>珍味<sup>15</sup>尽ザリキ。<sup>17</sup>車ヲ馳ル賓客ハ門前事騒シク、<sup>18</sup>踵ヲ継男女ハ庭上<sup>19</sup>狼藉也。

【校異】 1〈近〉「ところくくの」、〈蓬〉「所々の」。2〈近〉「御さんさう」、〈蓬・静〉「御山庄」。3〈蓬・静〉「ヲ」なし。4〈近〉「さうしを」、〈蓬・静〉「障子を」。5〈近〉「しきみちつ」、〈蓬・静〉「敷滿つ」。6〈近〉「ふけつの」、〈蓬〉「風月の」。7〈成〉「通」、〈近〉「かよはし」、〈蓬・静〉「かはし」。8〈近〉「ノ」なし。なお、「あひうら」。〈蓬・静〉「合浦の」。9〈成〉「沙石」、〈近〉「いさじ」、〈蓬・静〉「沙石」。10〈蓬・静〉「テ」なし。11〈近〉「御かうも」、〈蓬〉「御幸も」、〈静〉「御幸も」。12〈近〉「けいしやう」、〈蓬〉「脚上」、〈静〉「脚上」。13〈静〉「絶る」。14〈近〉「うんりくの」、〈蓬・静〉「海陸の」。15〈成〉「珍味」、〈近〉「ちんみを」、〈蓬・静〉「珍美」。16〈近〉「つくされき」。17〈蓬〉「車を」。18〈近〉「くびすを」、〈蓬〉「踵を」、〈静〉「踵を」。19〈成〉「狼藉タリ」、〈蓬・静〉「狼藉なり」。

【語釈】 ○中御門高倉ノ御宿所 〈盛〉はここ以外にも、卷三「成親謀叛」（一—一六五頁）・卷五「成親妻子歎」（一—三三八頁）で、成親の宿所を「中御門高倉」とするが、「中御門東洞院」が正しい。本全一〇—一六頁「中御門高倉ノ宿所」項参照。東洞院は高倉小路の本西の大路。以下、往事の成親の栄華の様の描写は〈盛〉の独自異文。

○所々ノ御山庄 成親が数々の山莊を持っていたことについては、卷十「丹波少将上洛」に「少将ノ父故大納言入道殿ハ、京中ニモ限ズ、所々ニ山庄多持給ヘリ。其中ニ鳥羽ノ田中殿ノ山庄ヲバ、殊ニ執思給テ、私ニ洲浜殿トゾ申ケル」（二—一六—一七頁）とある。このうち、洲浜殿については、卷七「成親卿流罪」でも鳥羽通過時に触れられていた（本全一〇—二八—三〇頁参照）。○屋数ヲ尽、棟ヲ並べ、瑠ヲ研、柱ヲ彩 以下、対句仕立てで、豪勢な山莊の様が描写される。戸数も多く、屋根を並べて、瑠も輝き、柱の色も美しく、の意。「瑠」は「鑑」とも書き、屋根板などを支えるため、棟から軒にかけてわたす垂木の端、また、それにつけた金属性の飾り、を言う

（日国大）。ここでは「研き」とあるから、金属の飾りを指しているよ  
う。〈盛〉卷十七「始皇燕丹并成陽宮」の成陽宮の描写に「影ヲ浮ル銀ノ壁、眼カガヤク金ノ鑑、蹈モ習ヌ玉ノ階」（三—七〇頁）とある。

○屏風・障子ヲ立交、雲縹・高麗ヲ敷滿ツ、「縹縹」「高麗」はそれぞれ縹縹錦のへり（縁ノ端）、高麗文のへりをを用いた畳をいう。縹縹は、赤・紫・紺などの色で段替りに濃淡をつけて区切った配色による錦の織物をさし、この錦による畳は、禁中・東宮・院の御所・諸親王・摂関家・准三宮などの所用に限られ、御帳台や平敷の御座の鋪設の敷物とされた（『国史大辞典』「縹縹端」。高麗端（縁）は、本来は、唐花文様を織り出した高麗錦や綾地で、公卿用の畳の端。『枕草子』には「かうらいべりのたゝみのむしろ、あをうこまやかに、へのりのもん、あざやかに、くろうしろう見えたる」として、白地に黒の織文様を表示している（『国史大辞典』「高麗端」。『扶桑略記』「敷」縹縹端帖二枚為御座。同屋東辺地上敷高麗端畳等為公卿座）（寛治二年二月二十七日条）、『海人藻芥』畳之事「帝王院、縹縹端也、神

仏前半畳用(繡繡端)、此外実不可用者也、大紋高麗ヲバ親王大臣用之、以下更不可用、大臣以下公卿、小紋ノ高麗端也、僧中者僧正以下同、有職非職ハ紫端也、六位侍ハ黄端ナリ、諸寺諸社三綱等皆用黄端云々、四位五位雲客用紫端也(群書一八一〇頁)。○殿ニハ風月ノ双紙ヲ取乱、琴瑟ノ具足ヲ立並「風月ノ双紙ヲ取乱」は、双紙は冊子形態に綴じられたものをいうから、「風月」は、自然の風物に親しんで作る詩歌(日国大)。自然の風景を詠む和歌や漢詩の冊子が並べられていた、ということ。琴瑟は、琴(きんの琴)と大琴(瑟。古代からある二十五弦の大型の箏の琴)をいう。それら楽器類が並べられていた、ということ。成親の山荘では日々、詩歌・管絃の会が催されていたことを推察させる表現。○庭ニハ四季ノ草木枝ヲ通、合浦ノ沙玉ヲ蒔テ 前句「殿ニハ」と対句をなすとともに、本句内でも対句構成。「通」は〈成・蓬・静〉に従えば「かはし」と訓ずる。「交はず」に同じで、交差するの意だろう。〈近〉「かよはし」と誤る。「合浦の沙」の「合浦」は、『後漢書』孟嘗伝や『蒙求』「孟嘗選珠」で知られる故事の舞台となった場所。昔、中国の合浦の前太守が貪欲であったため、海の真珠が皆他所へ移ってしまったが、孟嘗が太守になり善政を行なったので再び真珠が帰って来たという故事。『楊嶋曉筆』は「合浦玉」(中世の文学三四八頁)に同話を引く。『八幡愚童訓・甲本』「南ニハ白沙敷テ皓々タリ。合浦ノ玉ヲ並べ、青松茂テ鬱々タリ」(日本思想大系『寺社縁起』一八八頁)。ここでは庭に敷かれた玉砂利の美しさを合浦の珠に喩えている。〈成・蓬・静黒(早)〉は「沙」を「沙石」とする。「四季の草木枝ヲ通」との対とすれば「合浦の沙石玉ヲ蒔テ」がよい。庭には四季折々の草木が植えられて枝を

交差させ、合浦の玉のような美しい玉砂利が敷き詰められて、の意。

○或ハ仙院・仙洞ノ御幸モ有、或ハ卿上・雲客ノ遊宴モ有シカバ「仙院」「仙洞」はともに上皇・法皇の御所。また、そこに住む上皇・法皇をさす。下句の「卿上・雲客」に合わせて四字の語としたもの。「卿上雲客」は「卿相雲客」「月卿雲客」に同じで、公卿と殿上人をいう。『下学集』上・官位門「月卿雲客(三位以上)云、二月、卿、公、卿也、四位以下、下云、雲客、殿上人也、又云、夕郎也」(新生社『元和三年板 下学集』四五頁)。〈盛〉には「卿上雲客」で数例が見えるが、同箇所、他本「卿相雲客」「月卿雲客」とする例が多い。〈延〉では、成親の鳥羽の別荘である洲浜殿に後白河院の御幸があったことが記される。「応保二年十一月廿一日事始有テ、同三年二造畢アテ、廿一日ト申シニ法皇ノ御幸ナル」(卷三二四六オ)。本全釈二〇二八頁「其ヨリシテ洲浜殿ヲバ住吉殿トハ申ケレ」項参照。○絃歌ノ妙ナル声絶ル事ナク、海陸ノ珍味尽ザリキ 絃歌は、琵琶、琴、三味線などの弦楽器に合わせてうたうこと。また、その歌。(日国大)。『太平記』卷十八・一宮御息所之事「宮ハ常ヨリモ殊ニ興ゼサセ給テ、郢曲絃哥ノ妙々ニ、御盃給セ給タルニ、主モ痛ク酔臥ヌ」(勉誠社『玄玖本太平記』三一七三頁)。『北山抄』卷三「承平七年正月十日、太政大臣家饗、御齋会中、用陸海珍味同常」(故実叢書)第四増訂版・三四二頁)。〈蓬・静〉「珍美」とするが、「妙声」との対句であり、「珍味」がよい。〈近〉「つくされき」とするが「絶ル事ナク」の対句としては「尽ザリキ」がよい。○車ヲ馳ル賓客八門前事騒シク、踵ヲ継男女ハ庭上狼藉也 成親郎を訪れる来客の車が門前に騒がしく列をなす様は、〈盛〉巻五にも往事の成親宿所の描写として「夜明

レバ馬・車門ニ立并ビ、賓客座ニ列居テ、遊戯レ舞踊、世ハ世トモ思ハレズ」とあった（本全釈一六―七四頁同項注解参照）。「踵を継ぐ」は、漢語「継踵」に由来する。くびすを接する。かかとをつづける。転じて、物事が後から続いて起ること（大漢和）「接踵」項。『晏子春秋』内篇雜下第六「張袂成陰、揮汗成雨、比肩繼踵而在、何為無人（袂を張りて陰を成し、汗を揮ひて雨を成す。肩を比べ、踵を継いで在り。何為れぞ人無からん）」（人々が）袖を広げれば曇り空に、汗を振り払えば雨となります。肩を並べ踵を接して暮らしております。どうして人がいないということがありましよう。明治書院・

新編漢文選・下―一九―二〇頁）、『史記』天官書第五「近世十二諸侯・七国相王、言從衡者繼踵（近世十二諸侯・七国相王たるや、從衡を言ふ者、踵を継ぐ）」（近世は十二の諸侯や七国が、互いに王となり、合從連衡を説く者が相次いで現れた。新編漢文大系・四―二〇九頁）。なお、『孔子家語』卷八屈節解第三十七・『史記』仲尼弟子列伝その他に「接踵」とあり、それも「継踵」と同じ意である。「庭上狼藉」は、先掲卷五箇所との対応で言えば、「遊戯レ舞踊、世ハ世トモ思ハレズ」に対応し、成親邸に続々と訪れた男女が遊び戯れる様を言うのだろう。

角<sup>かく</sup>コソ<sup>一</sup>栄給タリシニ、今成給ヘル有様ノ悲サニ、目モクレ心モ消テ、前ニ<sup>二</sup>臥倒テ<sup>三</sup>喚呼外ハ何事モ申サレズ。大納言入道モ、信俊ヲ見給テ<sup>4</sup>墨染ノ袖ヲ顔ニ<sup>五</sup>当給テ、唯サメメトゾ泣給フ。入道良<sup>や</sup>。在テ宣ケルハ、「多<sup>おほ</sup>ク者其ノ中ニ、イカニトシテ是マデ尋下ケルゾヤ。余ニ都ノ恋サニ。夢ナンドニ見ルヤラン、更ニ現<sup>うつ</sup>トハ覚エズ」トテ、コボル、涙セキ敢ズ、悲<sup>かな</sup>ノ色ゾ深カリケル。

【校異】1 〈静〉「栄<sup>サカ</sup>へ給ひたりしに」。2 〈成〉「臥<sup>アヘ</sup>倒テ」、〈近〉「ふしたふれて」、〈蓬〉「臥<sup>アヘ</sup>倒テ」、〈静〉「臥<sup>アヘ</sup>倒テ」。3 〈成〉「喚呼<sup>ウケガキ</sup>」、〈近〉「おめきさけふ」、〈蓬〉「おめき叫<sup>サケ</sup>」、〈静〉「をめき叫<sup>サケ</sup>」。4 〈近〉「ハ」なし。5 〈静〉「あて給ひつゝ」。6 〈成〉「只」。7 〈近〉「ゾ」なし。8 〈近〉「あて」、〈蓬・静〉「ありて」。9 〈近〉「ゆめなどに」。10 〈蓬〉「ノ」なし。

【語釈】○角コソ栄給タリシニ、今成給ヘル有様ノ悲サニ 当該文、〈盛〉の独自本文。〈盛〉は、前節で成親の過去の栄華を、前々節で今の没落を詳細に描写していた。○目モクレ心モ消テ、前ニ臥倒テ喚呼外ハ何事モ申サレズ 〈盛〉の前半部に一致するのは、〈延・長〉「目モクレ、心モ消ハテニケリ」（〈延〉卷一―六六オ）、〈屋・覚〉「信俊<sup>シノブ</sup>目もくれ、心も消えて覚ける」（〈覚〉上―一―三三頁）、〈中〉「いとどめもくれ心もきえておぼえけれ」（上―一―七頁）など。但し、〈延・長・屋・覚・中〉は、「御スマヒノ心ウサモサル事ニテ、御体サへ替ニケリ。

墨染ノ袖ヲ見奉ルニ付テモ」（〈延〉）に続く一文。これに対して、〈盛〉の後半部と一致するのが、〈闘〉。「信俊近<sup>チカ</sup>参<sup>マ</sup>奉<sup>マ</sup>見墨染御袂ヲ只一日奉<sup>マ</sup>見顛臥御前<sup>ミタマシ</sup>」（〇）喚<sup>ウケ</sup>無<sup>ク</sup>限<sup>ル</sup>（信俊近く参りて、墨染の御袂を見奉らんと只一日見奉るに、御前に顛れ臥し、叫び喚くこと限り無し。下―一―三三ウ）。「喚呼」は諸本の訓が示す通り、「お（を）めきさけぶ」と訓むのであろう。○大納言入道モ、信俊ヲ見給テハ墨染ノ袖ヲ顔ニ当給テ、唯サメメトゾ泣給フ 信俊に対面した成親は、涙を流し、言葉が出ない。これは〈闘〉「大納言入道<sup>ミナトノリ</sup>嚙<sup>ク</sup>涙不<sup>シ</sup>」

言<sup>レ</sup>物(大納言入道も涙に嘔び、物も言はず。一下―三三ウ)と近い。〈延・長〉は「大納言モ、今更悲ノ色ヲ増給フ」(〈延〉卷二―六六オ)とあり、直ぐには成親の涙に言及しない。〈屋・覚・中〉は、ここでは成親の様子の描写および次項以下の発言を持たない。○入

道良在テ宣ケルハ 〔闘〕「良久大納言言<sup>レ</sup>」(良久くあつて大納言言ひけるは) (一下―三三ウ)と同じ。○多ノ者共ノ中ニ、イカニトシテ是マデ尋下ケルゾヤ 〔延・長〕「多ノ者共ノ中ニ、ナニトシテ尋来ケルゾ」(〈延〉卷二―六六オ)、〔闘〕は「多ノ者共ノ中ニ汝独尋来志<sup>シ</sup>難<sup>レ</sup>有(多くの者共の中に汝独り尋ね来たる志有り難し。一下―三三ウ)」とあつてほぼ同じ。「多ノ者共ノ中ニ」は、私には、多くの家人がいる中で、どうして(お前が)この地まで尋ね来たのか、ということ。先に、成親の北の方についても、「女房・侍共ノ其数多カリシモ、サスガ身々ノステ難ケレバ、世ニ恐レ人目ヲツ、ム程ニ、最後ヲ訪ヒ

奉ル者モナカリケリ」(1―四四五頁)という状況であったことが示されていた。○余ニ都ノ恋サニ夢ナンドニ見ルヤラン、更ニ現トハ覚エズ」トテ この発言は〈盛〉のみ。成親は、都を恋しく思う気持ちが見させたのかと、信俊の来訪を信じられない気持ちでいる。

〔延・長〕では、成親の発言は前項部分のみで本項箇所を持たない。〔闘〕は「北方少者共<sup>レ</sup>」形勢、如何<sup>ニ</sup>問<sup>レ</sup>之<sup>ヘ</sup> (北の方・少なき者共の形勢は如何に)と之を問ひたまへば。一下―三三ウ)と妻子の安否を尋ねる言葉が続けて、次段以降の京の様子を伝える信俊の言に繋ぐ形。〈盛〉を含めて、〔闘〕以外の諸本は信俊が自発的に都の様子を語り出す形。○コボル、涙セキ敢ズ、悲ノ色ゾ深カリケル 〔延・長〕は、前々項の発言に続けて「:ト宣モアヘズ、コボル、涙モ哀也」(〈延〉卷二―六六オ)とあり、ここで成親の涙に初めて触れる。

信俊泣々申ケルハ、<sup>1</sup>去ジ六月一日ヨリ、<sup>2</sup>北御方、君達相具シ進セテ、北山ノ<sup>3</sup>雲林院ノ僧坊、<sup>4</sup>菩提権行ヒ候所ニ忍ツ、<sup>5</sup>若君・姫君ノ<sup>6</sup>恋カナシミ奉ル御事、今度罷下ベキ由、<sup>7</sup>懇ニ仰<sup>8</sup>蒙候シ事共細ニ申テ、<sup>9</sup>懐ヨリ文ヲ<sup>10</sup>取出シテ進タリ。入道ハ、世ニモ有難<sup>11</sup>ナツカシゲニヲボシテ、披見給ハントシタマヘドモ、<sup>12</sup>落涙ハフル雨ノ如<sup>13</sup>ニシテ文ノ上ニ<sup>14</sup>カ、リケレバ、<sup>15</sup>筆ノ跡モ見分給ハズ見エケレバ、<sup>16</sup>信俊モイト<sup>17</sup>袂ヲ絞ケリ。<sup>18</sup>兎角シテ涙ノ際ヨリ<sup>19</sup>ホノ是ヲ御覽ズルニ、<sup>20</sup>若君・姫君ノ限ナク<sup>21</sup>悲<sup>22</sup>奉<sup>23</sup>イタハシサニ、<sup>24</sup>我身モ又月日ヲ<sup>25</sup>過ベキ心地モナケレ共、如何ニト結ベル露ノ命ヤラン、<sup>26</sup>強面消モ失ナデ<sup>27</sup>焦テ物ヲ思フ事、朝夕ノ煙タエテ心細ク<sup>28</sup>幽ナル住居、<sup>29</sup>思出ル昔ノ恋シキ事、<sup>30</sup>若君・姫君行末イカニト心苦キ事、<sup>31</sup>心ニ任スル旅ノ<sup>32</sup>御住居ナラバ、<sup>33</sup>共ニ下テ見、<sup>34</sup>タエ奉<sup>35</sup>タキ事、<sup>36</sup>愚ナル心ニモ今<sup>37</sup>一度上リ給ハヌ事ヤハ有ベキト奉<sup>38</sup>待思事、<sup>39</sup>丹波少<sup>40</sup>将サハ福原ハ被<sup>41</sup>召下<sup>42</sup>給ヘル<sup>43</sup>悲事共、<sup>44</sup>細々ト書ツバケ給ヘルヲ見給テハ、<sup>45</sup>日比覺束ナカリシヨリモ今少シ<sup>46</sup>悲ク思給テ、<sup>47</sup>暫シ絶人テゾ<sup>48</sup>御座ケル。信俊ヤ、<sup>49</sup>勞リ奉ケレバ、<sup>50</sup>人心地<sup>51</sup>出来給テ、<sup>52</sup>生テ物ヲ<sup>53</sup>思モ悲ケレバ、<sup>54</sup>ヨキ次<sup>55</sup>ニ<sup>56</sup>消果ベカリケル物ヲ」ト宣ケルコソ、<sup>57</sup>責ノ事ト哀ナレ。

【校異】 1 〈近〉「いにし」、〈蓬〉「去」<sup>サシヌル</sup>。 2 〈近〉「北のかた」。 3 〈近〉「うんりんゑんの」、〈蓬〉「雲林院の」、〈静〉「雲林院の」。 4 〈成〉「菩提講」、〈蓬・静〉「菩提講」<sup>ホトケノコト</sup>。 5 〈蓬〉「若君」<sup>ワカミ</sup>。 6 〈蓬・静〉「恋かなしひ奉る」。 7 〈近〉「ねん比に」。 8 〈近〉「かうふり候し」、〈蓬・静〉「候」なし。なお、〈蓬〉「かうふりし」、〈静〉「蒙りし」。 9 〈蓬・静〉「ニ」なし。 10 〈蓬〉「かゝれければ」。 11 〈近〉「なみたをなかしけり」。 12 〈静〉「かくして」。 13 〈成〉「風」<sup>カゼ</sup>。 14 〈蓬・静〉「恋かなしひ奉る」。 15 〈成〉「過スヘキ」、〈近〉「すくへき」、〈蓬・静〉「すくすへき」。 16 〈成〉「御」なし。 17 〈成〉「タキ」なし。なお、「々奉り事」<sup>ニモ</sup>「愚ナル心」<sup>ニモ</sup>。 18 〈成〉「一度」、〈近〉「一たび」、〈蓬〉「一度」、〈静〉「一度」。 19 〈成〉「悲」なし。 20 〈近〉「しはらく」、〈蓬・静〉「しはしは」。 21 〈近・蓬〉「おはしける」、〈静〉「御座ける」<sup>ウツワシ</sup>。 22 〈成〉「出来り給テ」、〈近〉「いてき給ひて」、〈蓬〉「出来り給て」、〈静〉「出来り給て」。

【注解】○信俊泣々申ケルハ、去ジ六月一日ヨリ 北の方の依頼により、成親の流罪の地である有木の別所を訪れた信俊は、まず成親の妻子の動向について語ったとする。〈鬪〉は、涙に咽ぶ成親が、「良久大納言言（多ノ者共）中ニ汝独尋来志難レ有北方少者共ニ形勢、如何（良久）多くして、大納言言ひけるは、『多くの者共の中に汝独り尋ねたる志こそ有り難けれ。北の方・少なき者共の形勢は如何に』と。一下―三三ウ」と、成親が妻子のことを信俊に尋ねたのに対して、信俊が応える形。〈中〉も「さて都の事はいかにとのたまへば」（上一―一七頁）と、成親が尋ねたとする。〈鬪〉より、〈盛〉に近似する本文を記すのが〈長〉。具体的には、次項の注解に記す。なお、安元三年六月一日に、院近臣の西光は逮捕され、拷問の上斬罪に処せられている。また、成親も西八条邸に監禁され、翌二日に配流されている。なお〈盛〉では巻五「成親妻子歎」で、成親が捕縛された六月一日に、妻子は危険を逃れるために「大宮ヲ上リニ北山雲林院ノ辺マデハオハシニケリ」（1―三四〇頁）としていた。○北御方、君達相具シ進セテ、北山ノ雲林院ノ僧坊、菩提講行ヒ候所ニ忍ツ、幽ナル御住居、若君・姫君ノ恋カナシミ奉ル御事、今度籠下ベキ由、懇ニ仰ヲ蒙

候シ事共細ニ申テ 〈鬪〉「北山之辺申」<sup>ニ</sup> 雲林山院ニ所<sup>ニ</sup> 深忍テ御坐候御歎、不<sup>レ</sup>浅御有様若君姫君<sup>ヲ</sup> 奉<sup>ニ</sup> 恋慕<sup>ニ</sup> 御事濃ニ語り申テ（北山の辺有様、若君・姫君の恋ひ慕ひ奉る御事を、濃かに語り申して。一下―三三ウ）。〈鬪〉は、前項にも見るように、妻子のことを心配する成親に、信俊が応える形。〈中〉では、成親の問いに対して「たゞおぼしめしやらせたまふべし。御ふみの候」（上一―一七頁）と、直接的には答えずに北の方からの手紙を差し出したとする。成親からの問いかけを持たない〈延〉は「信俊泣々北方ノ被仰<sup>ニ</sup>之次第細ニ申テ、御文取出テマヒラセケリ」（巻二―一六六オ）と、北の方等の様子ではなく、北の方が信俊に語った内容を伝えた上で文を差し出したとする。〈屋〉（二〇二頁）〈覚〉（上一―二三頁）も同じ。これに対して、〈盛〉により近似するのが〈長〉で、信俊が成親に妻子のことを先ず語り出す形。『北のかた、去六月一日より、きた山の雲林院のそぼうに、ぼだい講おこなふ所候。かの所に忍てわたらせ給候が、御なげきのふかくわたらせ給ふ事、なぐめならず候。公達のこひかなしび給事、又仰られつるしだい、くはしく申て』（2―二〇四頁）。北の方は、君達を引

き連れ申して、北山の雲林院の僧坊で、菩提講を行う所に身を潜め、ひっそりとお住まいになっていること、若君や姫君が父君を恋い悲しんでいらっしやること、この度成親様のもとに私が罷り下るべく、北の方様から懇切に仰せを承ったことなどを細かに申しての意。〈盛〉では、成親の妻子が、北山雲林院の菩提講を行う所に身を潜めて暮らしていたことは、巻五「成親妻子歎」に、「大宮ヲ上リニ北山雲林院ノ辺マデハオハシニケリ」(113四〇頁)とあり、また「大納言被食捕給シヨリ、楽ミ尽テ悲ミ来リ、北山雲林院ノ菩提講ヲコナフ処ニ忍テオハシケリ」(113四二頁)と記されていた。当該注解(本全一六―七三頁及び八二頁)参照。なお「菩提講」は、「菩提講」が正しい。先にも、信俊が成親を守護する預かりの武士に、「サコソ都ノ事ヲモ、君達・北方ノ御事ドモヲモ聞マホシク被思召候ラメ。音信便モ絶ヌ、伝申人モナクテ空御事ニモ成給ナバ、如何計ノ御妄念ニカト罪深思進スレバ、其御渡ノ事ヲモ語申テ、聊御妄念モハル、御心モヤト存ジテ、ハルハト罷下レリ」(巻七、11四四八〜四四九頁)と訴えて、面会が認められたように、妻子のことを憂う成親に対して、その動静を先ず伝えたのである。なお、信俊の会話文は、「去ジ六月一日ヨリ…」から始まるが、終わりは「懇ニ仰ヲ蒙シ事共」と、不明瞭な形で締め括られている。○懐ヨリ文ヲ取出シテ進タリ 信俊が、手紙を取り出し、成親に差し出したとする点はいずれの諸本も同じだが、前項に見るように、〈闘・長・盛〉は、その信俊の言を、詳しく記す。一方、〈延・屋・覚・中〉は、そうした事情を簡略に記す。〈延〉「信俊泣々北方ノ被仰之次第細ニ申テ、御文取出テマヒラセケリ」(巻二一六六オ)。なお、〈闘〉は、取り出した手紙について、「御文共」

とする。先の信俊の下向記事(二下―三三オ)に見るように、若君と姫君も手紙を書いたとしているし、多くの諸本も、先に若君と姫君は、手紙を書き添えていたことを記している。当該注解参照。○入道ハ、世ニモ有難ナツカシゲニヲボシテ、披見給ハントシタマヘドモ、落涙ハフル雨ノ如ニシテ文ノ上ニカ、リケレバ、筆ノ跡モ見分給ハズ見えケレバ、信俊モイトゞ袂ヲ絞ケリ 入道成親は、北の方の手紙を大層ありがたくなつかしげにお思いになって、開いて御覧になろうとするけれども、落ちる涙は降る雨のように手紙の上にかかったため、文字も見分けることができないうように見えたので、信俊もますます涙にくれたの意。〈闘・延・長・屋・覚・中〉は、やや簡略で信俊の様子については触れない。〈延〉「大納言入道是ヲ見給テ、涙ニクレッツ、水クキノ跡ソコハカトモミヘワカネドモ」(巻二一六六オ)。○兎角シテ涙ノ隙ヨリホノ是ヲ御覧スルニ「ホノ」は、「御覧スルニ」に懸かり、かすかにの意。『大鏡』「帝ほの御覧じて」(日本古典文学全集一六一頁)。『大鏡』の「ほの」は、「こっそりと」の意。〈延〉「大納言入道是ヲ見給テ、涙ニクレッツ、水クキノ跡、ソコハカトモミヘワカネドモ」(巻二一六六オ)。諸本もほぼ同じ。大納言入道は手紙を御覧になるも、涙で曇り、手跡もはっきりとは見えないけれどもの意。○若君・姫君ノ限ナク恋悲ミ奉イタハシサニ、我身モ又月日ヲ過ベキ心地モナケレ共、如何ニト結ベル露ノ命ヤラン、強面消モ失ナデ焦テ物ヲ思フ事 以下、「丹波少将サへ福原へ被召下給ヘル悲事共」までが、北の方の手紙に書かれてあったことの内容。北の方の書いた手紙の引用ではなく、それぞれが「…事」と、以下の①〜⑥の六つの簡条書きで記され、本項が①に該当する。

- ①若君姫君の父を恋い悲しむ姿を見るにつけ生きながらえる心地は  
しないものの、命絶えず物思ふ事。
- ②食事を用意する朝夕の煙も絶えて、心細く幽かなる住まい、昔の恋  
しき事。
- ③若君姫君の行末を思うにつけ、心配な事。
- ④思いがままの旅の住まいならば互いの下って会いもできるのに、そ  
れが叶わない事。
- ⑤都にお戻りになれないことはないだろうと待ち望んでいる事。
- ⑥成経殿までも福原へ召し下された事。
- 諸本は〈盛〉に較べて簡略で、①だけに触れるのが〈屋・覚・中〉、  
①②に触れるのが〈延・長〉。③④⑥は〈盛〉のみの記事。〈覚〉「①『お  
さなき人々のあまりに恋かなしみ給ふありさま、我身も尽きせぬもの  
思にたへしのぶべうもなし』など、かゝれたれば」（上―一二三頁）。
- 〈延〉「①若君姫君ノ恋悲ミ給フ有様、我御身モ又月日ヲ過スベキ様モ  
ナク、②心細ク幽ナル御有様ヲ書ツゞケ給ヘルヲ見給テハ」（卷二―  
六六オ―六六ウ）。〈鬨〉は、「北方ノ御心中若君姫君筆跡如レテ対レ主  
太太流レテ涙（北の方の御心中、若君・姫君の筆の跡、主に対ふがこ  
とくして、太太涙をぞ流しける。一下―三三ウ）」と、「若君・姫君の  
筆の跡」と言うように、北の方の手紙以外に、若君と姫君の手紙の件  
にも触れる。先に、「御文共」とあったことに対応する。「強面」の読  
み、「つれなし」。〈盛〉に頻出する読み。〈名義抄〉「一顔」（強顔）に、  
「ツレナシ」（仏下本二三）。○朝夕ノ煙タエテ心細ク幽ナル住居  
思出ル昔ノ恋シキ事 先の②に該当する。先の「信俊下向」に見る冒  
頭の一文も、意とする所は同じであろう。「大納言ノ北方ノ北山ノ栖ヒ、

- 又推量ベシ。住馴又山里ハサラヌダニモ物ウカルベキニ、柴引結庵ノ  
内、マダシモ馴又草枕、過行月日モ暮シカネ、明シ煩有様也」（一―  
四四五頁）。〈延・長〉は「心細ク幽ナル御有様ヲ書ツゞケ給ヘルヲ見  
給テハ」（延）卷二六六オ―六六ウ」と、傍線部が近似する。○  
若君・姫君行末イカニト心苦キ事 先の③に該当する。若君と姫君の  
行末を思うにつけても心配が止まない事。先の「信俊下向」に、「又  
少キ人ドモノ住馴又山里ノ栖ヒ、中々申モ愚也。只推量給ベシ」  
（一―四四六頁）との思いと重なる。他本には当該本文は見られない。  
○心二任スル旅ノ御住居ナラバ、共二下テ見、タエ奉タキ事 先の  
④に該当する。思いがままの旅のお住まいならば、信俊と一緒に下っ  
てお会い申し上げたき事。④に該当する本文はこれまでには見られな  
い。「見、見エ」については、〈全注釈〉に、「見る」（マ上二）と「見  
ゆ」（ヤ下二）とをあわせ用いて、自分が相手を見、相手にも見られ  
るといふ言い方で会うことをいう」（下―二九六頁）とある。○  
愚ナル心ニモ今一度上リ給ハ又事ヤハ有ベキト奉待思事 先の⑤に  
該当する。あさはかな思いとは存じますが、再び上落なさらぬこと  
もあるまいとお待ち申し上げます。⑤に該当する本文はこれまでには  
見られない。この後、信俊が帰洛して成親の手紙を北の方に渡した時  
には、「穴珍々々ヤ。御命ノ今マデ永ヘテオハシケルナ」と、揺れ動  
く北の方の心情が記されている。○丹波少将サへ福原へ被召下給へ  
ル悲事共 先の⑥に該当する。丹波少将成経さえ福原へお召し下され  
た、そんな悲しい事など。先の「成親出家」の段では、〈鬨・延・盛〉  
には、「少将モ福原へ召下サルト聞ヘケレバ、躰ヲヤツサデ、ツレナ  
ク月日ヲスゴサムモ恐アリ」（延）卷二一六四ウ）とあり、北の方も

当然このことを耳にしていたのであり、その記事を受けている。なお、

〈屋・覚・中〉には、「子息丹波少将成経も、はや鬼界が島へ流され給ひぬと聞いて、今はさのみつれなく、何事をか期すべきとて、出家の志コ、サツの候よし、便クヨリに付て小松殿へ申されければ」(〈覚〉上―

一一一頁)とあった。○細々と書ツゞケ給へルヲ見給テハ、日比寛東ナカリシヨリモ今少シ悲ク思給テ、暫シ絶入テゾ御座ケル細々と書き続けなされているのを御覧になり、成親は日頃気懸かりであったよりももう少し悲しく思われて、しばらく死んだような様子でいらつしゃった。この後にも、「消果ベカリケル物ヲ」ともあるように、この場合、茫然とした様子ではなく、一見死んだかのような様子でいらつしゃったとするのであろう。〈鬪〉は当該本文を欠き、〈延・長・屋・

覚・中〉は、成親の歎きを次のように記している。〈延〉「心細ク幽ナ

ル御有様ヲ書ツゞケ給へルヲ見給テハ、日来六倉リツルヨリモケニ、イトゞモダヘコガレ給フ。ゲニ理ト覚テ哀也」(巻二一六六オウ六六ウ)、〈覚〉「日來の恋しさは、事の数ならず」とぞかなしみ給ふ」

(上―一二三頁)。○信俊ヤ、勞リ奉ケレバ、人心地出来給テ、「生テ物ヲ思モ悲ケレバ、ヨキ次ニ消果ベカリケル物ヲ」ト宣ケルコソ、責ノ事ト哀ナレ(〈盛〉の独自異文。手紙を読み、死んだかのようになった成親を見て、信俊はしばらく勞り申したところ、平常に戻られて、「生きて物と思うのも悲しいので、このついでに死んでしまえば良かったのに」とおっしゃったのは、余りにも思い詰めてのこととはいえ、哀れなことであったの意。

信俊、二三日候テ泣々申ケルハ、「角かくテモ付添進つきまらぬテ、限ノ御有様ヲモ見進セテ」後ノ御孝養ヲモ仕つかまつベク候ヘドモ、都ニモ見繼進まらぬル便たよりモナシ。<sup>3</sup>立隔たひだりヌル御旅ノ空、又モト4思召おぼしめす御呪言モ絶たぎヤ果ナンナレバ、今一度御返事ヲナリ共御覧ゼバヤト罪深つみかか思召レテ被れ下くだ遣はなタルニ、日数積ラバ跡モナク、驗しるしモナキヤラント、イカ計はかりカハ御心苦ク思召「四番レンナレバ、今度こんどハ御返事ヲ賜たまテ、急いそぎ罷上テ見參まニ入進テ、又コソ罷下候テ、奉公ヲモ申、終ノ御事ヲモ」ト申セバ、<sup>12</sup>入道、ヨニ名残惜をしくハ被れ思ケレ共、「誠ニサルベシ。疾々とくとく還上。都ニテ待ラン事モ痛シ、<sup>10</sup>北方、少者共ニ能々よくよく宮仕申ベシ。係憂身ト成ヌル上ハ、左ニモ右ニモ云計ナシ。人々ノ事コソ心苦ク覚ユレ。但汝ガ又コンタビヲ待付まちつくベキ心地モセズ。イカニモ成ヌト聞バ、<sup>18</sup>後世ヲコソ弔メ」トテ、返事細ニ遊バシテ、<sup>20</sup>剃髮ノ有ケルヲ引裏テ、「是ヲ形見ト御覧ゼヨ。<sup>21</sup>ナガラヘテ世ニ聞ハテラレ奉ベシトモ覚エズ。今生ニコソ相見事ノ空トモ、後ノ世ニハ必」ナド、心細ゲニ書連テタビテケリ。信俊給たはまレ之これをテ出ケルガ、行モ「四番ヤラズ。又大納言入道モ、差テ宣ベキ事ハ皆尽ニケレ共、<sup>24</sup>慕サノ余ニハ度々是ヲ呼返ス。<sup>27</sup>還行ベキ旅ダニモ、程フレバ故郷ハ恋キニ、今ヲ別ノ心ノ中、被れ推量おしはかテ哀也。扱モ有ベキナラネバ、信俊都へ上ニケリ。

【校異】1〈成〉「後ノ」なし。2〈近〉「御けうやうをも」、〈蓬・静〉「御孝養をも」。3〈近〉「たてへたてぬる」、〈蓬〉「立隔ぬる」。4〈蓬〉「覚召」。5〈近・蓬〉「一たひ」、〈静〉「二度」。6〈静〉「思召されて」。7〈近〉「ハ」なし。8〈近〉「たまはつて」、〈蓬・静〉「給て」。9〈静〉「念いんき」。10〈近〉「まかり下りて」とし、「下」に見せ消ち。右に「上」を傍記。11〈静〉「入れまいらせて」。12〈近〉「にうたうも」。13〈近〉「か



深く」と言ったのである」(《新定盛》1—三三六—三三七頁)と同様に解する。しかし信俊が持ち帰った手紙に髪が包まれているのを見るまで、北の方は成親の出家を知らなかったと考えられよう。とすれば、「罪深」とは、仏の教えに反しても成親への愛情に執着する北の方の心に対する、同情を込めた信俊の評と理解できるのではないか。ここは「配流によって引き離され、再び睦まじく語り会うことが不可能となった中で、もう一度だけでも成親からの御文だけでも御覧になりた」と、愛執の思いにとらわれて私を派遣なさったのに」と解しうるか。なお、「今一度……以降の近似本文が、〈延・長〉には次のように見える。〈延〉「罪深く御返事ヲ今一度御覽ゼバヤト覚シメサレテ候ツルニ」(卷一—六六ウ。〈長〉1—二〇四頁)。この〈延・長〉の場合も、「忿ギ御返事ヲ引ヒロゲテ見給ニ、御グシノ黒タトシテ有ケルヲ、只一目ゾ見給ケル。「此人ハサマカヘラレニケリ」ト計ニテ、又物モ宣ハズ」(〈延〉卷一—六七ウ)と、信俊が持ち帰った手紙に包まれた髪を見て、成親の出家を悟る場面が描かれている。また〈延・長〉では、主人成親に対面した信俊が、「御スマヒノ心ウサ」と共に、「御躰サへ替ニケリ。墨染ノ袖ヲ見奉ルニ付テモ、目モクレ心モ消ハテニケリ」(卷一—六六オ)と、主人の出家姿に愕然とし(傍線部)悲しむ様子が記されることからすれば、信俊も成親の出家を知らなかったと読むべきであろう。なお〈闘〉は、「北方何計いかばかり聞きマテ度たび御音信ごおんしん応こたへニ被ま思食おぼしめ」(北の方向計りか御音信を聞か度しく思し食され候ふらん。一三三三ウ)と、より簡略な形。一方で、〈屋〉「北方ノ相構々々今度ハ御返事ヲ見進セント仰ノ候シヲ、跡モナク注しモナク思召しン事ガツミフカウ覚ヘ候。今度ハ罷上リ又コソ参リ候ハヌ」(二〇三頁)。信俊

は北の方からくれぐれも返事を持って帰るようにとの命を受けていたのに、(このまま戻らないと)何の音信もないことを不安に思っていることが罪深く思われるので、帰京する理由を説明する。〈中〉「北の御かたあひかまへて、御返事給て、いそぎのぼれとおほせの候しに、あとかたへもなく候はん事、をそれ入て候へば、今度はいとま申てまかりのぼり、又こそまいり候はめと申せば」(上—一八頁)。北の方は信俊に何とかしてお返事をいただいで急ぎ上落せよとの仰せがありましたのに、都に戻らないままですことは畏れ多いことですので、〈屋〉と同様の主張をする。〈闘・延・長・盛〉は、信俊が返事を切望しているであろう北の方の思いを忖度しているのに対し、〈屋・中〉は北の方から返事を持ち帰るようにな命じられたと対している。○日教積ラバ跡モナク驗モナキヤラント、イカ計カハ御心苦ク思召レンナレバ このまま当地で日ばかり経過して都に戻らないならば、北の方は、どんなにかつらくお思いになられるだろうからの意。近似本文は、前項に続いて、〈延・長〉に見られる。意はほぼ同。〈延〉「空ク程ヲ経候ハゞ、跡モナク驗モナクヤ被思召候ハムズラント心苦思遣進セ候」(卷一—六六ウ)。○今度ハ御返事ヲ賜テ急罷上テ見参ニ入進テ、又コソ罷下候テ、奉公ヲモ申、終ノ御事ヲモト申セバ 今回は御返事をいただいで急ぎ上落し、北の方様にお手紙をご覧に入れ、再び当地まで下向して、成親様にお仕えし、最後をお迎えになるまでお世話したいと申すとの意。「終ノ」の読み、「ツヒノ」。〈名義抄〉「終」に、「ツヒニ」(法中—一一二)。〈闘・延・長・屋・覚・中〉にも近似本文が見られるが、「奉公ヲモ申、終ノ御事ヲモ」を欠く、より簡略な本文。〈延〉「此度ハ御返事ヲ給テ、持参仕候テ、又コソハ

ヤガテ罷下候ハメ』ト申ケレバ」（卷二一六六ウ）、〈屋・中〉「今度ハ罷上リ、又コソ参リ候ハメ』ト申ケレバ」（二〇三頁）、〈覺〉「信俊これを給ッて、『又こそ参り候はめ』とて、いとま申て出ければ」（上一一三〜一一四頁）。警護の武士から退去を強制されたとする〈覺〉では、信俊の思いを伝える言葉が大幅に省略されていることになる。

○入道、ヨニ名残惜ハ被思ケレ共、「誠ニサルベシ。疾々還上。都ニテ待ラン事モ痛シ、成親入道は、大変名残惜しく思われるけれども、確かにおまえの言うとおりだ。早く都に帰れ。都でおまえの帰りを私の妻子が待っているだろうことも不憫であるの意。〈延・長〉に近似本文が見られる。〈延〉「大納言ハヨニ余波惜ケニハ思給ナガラ、『誠ニサルベシ。トクく帰リ上レ』（卷二一六六ウ）。〈屋〉は、「大納言、『誠ニサルベシ』（二〇三頁）まで一致し、その後次々項の言葉を続ける。〈覺〉は「力及ばで、」さらば上れ」とこそ給ひけれ」（上一一三頁）。〈中〉は該当本文なし。○北方、少者共ニ能々宮仕申ベシ。係憂身ト成ヌル上ハ、左ニモ右ニモ云計ナシ。人々ノ事コソ心苦ク覺ユレ 〈盛〉の独自本文。北の方や子供達によくよく仕えてくれ。このような流罪の身となった以上は、いづれにせよ言い様もない程だ。家族のことが気懸かりに思われるの意。○但汝ガ又コソタビヲ待付ベキ心地モセズ。イカニモ成ヌト聞バ、後世ヲコソ弔メ」トテ、返事細ニ遊バシテ 〈延・長・屋〉はほぼ近似本文。〈鬪〉は前半部を欠き、後半部の自分が死んだと聞いた時には、我が後世を弔ってほしいと言って、返事を細かにお書きになったとする。これに対して、〈中〉は、後半部を欠き、「大納言入道殿、なんぢがこんどくだらん程、ながらふべしともおぼえずとぞなき給ふ」（上一一八頁）

とする。このように〈鬪・延・長・盛・屋・中〉は、成親は自らの命が長くはないことを自覚していたとする。これに対して〈覺〉は、「我は近ううしなはれんずらむ。此世になき者と聞かば、相構て我後世とぶらへ」とぞの給ひける」（上一一三頁）と、自身が殺害されるであろうことを述べ、手紙を与えた上で、「大納言、『汝が又こんなびを、待つくべしともおぼえぬぞ。あまりにしたはしくおぼゆるに』（上一一四頁）とする。〈鬪・延・長・盛・屋・中〉に記される成親は、配流地での孤独と不安の中で我が身の衰えを自覚し、妻子への思い、哀しみなどから、余命が長くないことを予感しているのであろう。その成親の不安は、都にいる北の方の思いとも重なるし、成親の姿を目前に見る信俊の思いとも重なるものであった。また〈延〉では、成親の出家の動機として、「大納言ハ少シ寤グ事モヤ有ト覺シケレドモ、イトゞ重クノミナリテ、少将モ福原へ召下サルト聞ヘケレバ、躰ヲヤツサデ、ツレナク月日ヲスゴサムモ恐アリ」（卷二一六四ウ。傍線部を〈長〉は欠く）と記すように、成親は平家の圧力を身にひしひしと感じつつあったであろう。その中で、〈覺〉は成親が清盛により殺される怖れを明確に表現しているのである。次節の「形見コソ今ハ還テ悔シケレ。是ナカリセバ、カクバカリ覺エザラマシ」ト歎レケルゾ、糸惜キ」の注解参照。○剃髪ノ有ケルヲ引裏テ、「是ヲ形見ト御覽ゼヨ。ナガラヘテ世ニ聞ハテラレ奉ベシトモ覺エズ。今生ニコソ相見事ノ空トモ、後ノ世ニハ必」ナド、心細ケニ書連テタビテケリ剃った髪があったのを返書に包んで、「これを私の形見と御覧になつてください。生きながらえて世間にこのまま私のことを聞き続けられようとは思いません。今生においてお会いすることはできなくて

も、後の世には必ずお会いしましょう」などと、心細げに書き連ねて与えたの意。「ナガラヘテ世ニ聞ハテラレ奉ベシトモ覚エズ」を、〈新定盛〉は、「生きながらえて、世間の噂となつていつまでもお耳に入りたいとも思いません」（二―三三七頁）と解する。「剃髪」は、校異20に見るように、「そりかみ」あるいは「そりたるかみ」と読むか。〈延・長〉は、「御グシノ」（〈延〉巻一六七オ）とする他、「今生ニコソ相見事ノ空トモ、後ノ世ニハ必」を、「コム世ヲコソハ」とする以外はほぼ同文。但し、〈延・長〉は、この後に、「行ヤラム事ノナケレバ黒カミヲ信物ニゾヤルミテモナグサメ ト書止給ヘリ。若君姫君ノ御返事共モアリ」（〈延〉巻一六七オ）と続ける。〈鬪〉は、「御返事共」中「裏添鬢髪給信俊」（御返事共の中に、鬢髪を裏み添へ、信俊に給ふ。一下―三四オ）と、〈延・長・盛〉と同じく、返事の中に鬢髪を包み添えて信俊に与えたとする。〈鬪・延・長・盛〉の「剃髪」（〈鬪・延・長・盛〉）を添えて手紙を信俊に与えたとする本文は、前項の成親が「後世ヲコソ申メ」と言ったとする本文に呼応しよう。その点、〈屋・覚〉が前項に見るように、後世を申つてほしいとする同文（〈屋〉「我イカニモ成タリト聞バ、『相構々々、能々後世訪ヘヨ』トテゾ被泣ケル」二〇三頁）を持ちながらも、「剃髪」を添えたとする本文を記さないのは改変か。なお、前項に見るように、我が後世を申つてほしいとする本文を欠く〈中〉は、当該本文も欠き、次項に見る本文に続ける。○信俊給之テ出ケルガ、行モヤラズ。又大納言入道モ、差テ宣ベキ事ハ皆尽ニケレ共、慕サノ余ニハ度々是ヲ呼返ヌ 信俊は成親の手紙をいただいで出たが、このまま行きがたい。また大納言入道（成親）も、特におっしゃるべきことは言い尽くした

ものの、慕わしさの余りに何度も信俊を呼び返したの意。〈鬪〉は欠き、次節の信俊と北の方の対面の場面が続ける。〈延・長〉は〈盛〉にはほぼ同。〈屋・中〉は、前半の信俊の思いを欠き、成親の別れがたい思いに集約させる。〈中〉「のたまひぬべき事は、みなかねてより御ふみにつきぬれども、せめてのしたはしさにや、はるくといでたりけるを、『しばしく』とのたまひ、たびくめしぞかへされける」（上一―一八頁）。〈覚〉は、前々項に続け、『しばしく』との給ひて、たびく呼びぞかへされける」（上一―一四頁）とする。成親と信俊との離別の場面では、「疾々帰り上レ。我モ下ラン」ト宣ケレバ、子共思切テ「承」トテ返上レバ、入道、心ゾヨクハ宣ケレ共、思ニ不絶テ、「頼賢ヨ、頼仲ヨ。可云事アリ」ト云レケレバ、子共呼レテ、帰り下ル。互ニ可云事ハナケレ共、セメテ悲サニヤ、カクゾ云ワレケル。又、思切テ下レバ、子共呼返ス。子共返上バ、又、父呼返ス。サテシモ可有事ナラネバ、上トへ別行」（新大系九五頁）とより詳細に描かれる。軍記物語において、離別の折の離れがたい場面描写は、力を込めて描かれる場面の一つである。○還行ベキ旅ダニモ、程フレバ故郷ハ恋キニ、今ヲ別ノ心ノ中、被推量テ哀也 当然帰るはずの旅ですら、時経てば故郷は恋しいのに、ましてや今が最後の別れの心中は、推し量るにつけても哀れであるの意。〈延・長〉は、「互ノ心ノ内、サコソハ有ケメト押ハカラル」（〈延〉巻一六七オ）と、成親と信俊双方の思いとする。〈盛〉も同様に読めるか。〈鬪・屋・覚・中〉は、当該本文を欠く。○扱モ有ベキナラネバ、信俊都へ上ニケリ そうしているわけにもいかなないので、信俊は上落したの意。

## 【引用参考文献】

\* 柴田隆『もつとも分り易き源平盛衰記の解釈』（日本出版社一九三二・一）

北山へ参て、北方<sup>きたのかた</sup>ニ御返事<sup>まゐらせ</sup>進<sup>すす</sup>タリケレバ、「穴<sup>あな</sup>一<sup>いち</sup>珍<sup>めづらし</sup>々々ヤ。御命<sup>ごめい</sup>二<sup>に</sup>今マデ永<sup>なが</sup>ヘテオハシケルナ」トテ、文ヲ<sup>ぶん</sup>披<sup>ひ</sup>テ見給フニ、髪ノ黒々トシテ有ケルヲ一<sup>いち</sup>目見テ、「此<sup>こゝ</sup>人ハ<sup>ひと</sup>様替<sup>よ</sup>ラレニケルヨ」トバカリ宣<sup>のたま</sup>テ、又物モ不<sup>な</sup>宣<sup>ま</sup>。ヤガテ<sup>やがて</sup>引潜<sup>ひきか</sup>テゾ<sup>ひてそ</sup>伏給フ。其後<sup>そのち</sup>、良<sup>よ</sup>起<sup>おこ</sup>居給テ<sup>ゐ</sup>モ、此髪ヲ<sup>こゝろ</sup>懐<sup>なつか</sup>ニ入テ胸ニ当テハ<sup>むね</sup>取出、顔ニ当テハモダエ給ヘリ。移香<sup>うつりか</sup>モ未昔<sup>いまだ</sup>ニ替<sup>か</sup>ザリケレバ、指<sup>さし</sup>向タル様<sup>やう</sup>ニ被<sup>ひ</sup>思ケレ共、主<sup>ぬし</sup>ハ<sup>は</sup>遠国ヲ隔タレバ、只面影バカリ<sup>おもかげ</sup>ナリ。若君<sup>わがみ</sup>・姫君モ、「イツラ、父ノ御グシ」トテ面々ニ<sup>おもて</sup>取渡、泣アヒ給ヘリ。「<sup>かたち</sup>形見コソ今ハ<sup>いま</sup>還<sup>かへ</sup>テ悔シケレ。是ナカリセバ、カクバカリ覚エザラマシ」ト歎<sup>なげ</sup>レケルゾ、糸惜<sup>いとほし</sup>キ。

【校異】 1 〈近〉「めつらしやく」。2 〈近〉「ノ」なし。3 〈近〉「ひらいて、逢・静」「ひらきて」。4 〈逢・静〉「人を」。5 〈静〉「姿」。6 〈逢・静〉「ヤガテ」なし。7 〈成〉「引潜<sup>ひきか</sup>テゾ」、〈近〉「ひきかつひてそ」、〈逢・静〉「引潜<sup>ひきか</sup>テそ」。8 〈逢・静〉「臥給<sup>ふ</sup>ふ」。9 〈近〉「居」なし。なお、「おき給ひても」。10 〈静〉「モ」なし。11 〈成〉「取出」、〈近〉「とりいて」、〈逢〉「とり出し」、〈静〉「取出<sup>とり</sup>て」。12 〈近〉「をんこくを」、〈逢〉「とをき国を」、〈静〉「とをき国を」。13 〈成〉「若公」。14 〈成〉「取<sup>とり</sup>渡<sup>わた</sup>」、〈逢〉「とりわたしく」、〈静〉「取渡<sup>とりわた</sup>く」。15 〈成〉「信<sup>まこと</sup>コソ」。16 〈近〉「かへつて」、〈逢・静〉「かへりて」。17 〈静〉「最愛<sup>いとよし</sup>き」。

【注解】 ○北山へ参て、北方ニ御返事進タリケレバ、「穴珍々々ヤ。御命ノ今マデ永ヘテオハシケルナ」トテ、文ヲ披テ見給フニ、髪ノ黒々トシテ有ケルヲ一<sup>いち</sup>目見テ、「此人ハ様替ラレニケルヨ」トバカリ宣テ、又物モ不<sup>な</sup>宣<sup>ま</sup>。ヤガテ引潜テゾ伏給フ。信俊の派遣に際しての北の方の言葉「未生テ御坐スルヤラン、又堪ヌ思ニ忍煩テ、昔語ニモヤ成給ヌラン、其行末ヲモ不<sup>な</sup>奉<sup>た</sup>知<sup>し</sup>」（盛<sup>さか</sup> 1—四四六頁）を受けた形。成親の生死を危ぶみつつ信俊を送り出した北の方が、信俊の持参した夫の手紙を見て、北の方は夫がまだご存命であったのだと安堵したものの、手紙に巻かれていた髪を見て、夫が出家したことを知り愕然とする場面。近似本文を記すのは、〈延・長・屋〉。〈延〉「北山へ参ジテ北方ニ御返事奉リタリケレバ、北方ハ、『穴メツラシ。イカニ〜。サレバ

イマダ御命ハ生テオワシマシケルナ」トテ、急キ御返事ヲ引ヒロゲテ見給ニ、御グシノ黒々トシテ有ケルヲ、只一<sup>いち</sup>目ゾ見給ケル。『此人ハサマカヘラレニケリ』ト計ニテ、又物モ宣ハズ。ヤガテ引カツキテ臥給ヌ」（卷一—六七〇—六七ウ）、〈屋〉「都へ上リ、北方参テ御返事進セタリケレバ、『アナ珍シ、御命ノ今マデ長ラヘテ御坐シケルカ』トテ、此文ヲ見給ヘバ、文ノ中ニ御髪ノ一<sup>いち</sup>房<sup>ふさ</sup>黒々トシテ有ケレバ、二<sup>ふた</sup>目トモ見給ハズ、『ハヤ此人様ヲ替給ケリ。形見コソ中々今ハアダナレ』トテ、是ヲ顔ニ推当テ伏マロビテ泣給ケル」（二〇四頁）。諸本に見るように、手紙に包まれた夫の黒髪を見て、夫はやはり出家なされたのだと北の方が悟ったとするのは、北の方がこの時はじめて夫の出家を知ったからなのであろう。〈覺〉「是をあけて御覽するに、はや出家し給ひ

たるとおぼしくて、御ぐしの一ふさ、ふみの奥にありけるを」(上一四一頁)。また〈延・長〉は〈盛〉同様に、信俊出立前に、成親の生死を危ぶむ北の方の言葉を記すが、〈屋〉にはこれがなく、「当時ハ有木別所トカヤニ御坐ナリ」(二〇〇頁)と、成親の生存を前提として信俊を送り出していたため、ここで生存を知って驚くのはやや不自然な感もある。なお〈延・長〉は、〈盛〉と同様に、信俊は「北山」へ参つたとする。成親の妻子は、北山の雲林院の僧坊に身を寄せていた(「大宮ヲ上リニ北山雲林院ノ辺マデハオハシニケリ」本全釈一六一七三頁の注解参照)。〈闘・屋・覚・中〉は、「北山」とは記さず、都へ上つたとするのみ。髪が黒々としていたとする点、〈延・長・屋〉同。成親は、この時、四十歳であり、「黒々」とする点に特に違和感はないが、〈闘〉「御髪」(下一三三四オ)、〈覚〉「御ぐしの一ふさ」(上一二四頁)、〈中〉「びんのかみを一むら」(上一二八頁)とする。なお、成親の出家については、先に重盛に申し出て許され、備中国にて出家受戒したことが記されていた(一四四四頁)。〈闘・覚・中〉の内、〈闘・中〉の当該本文を示せば、次のとおり。なお、〈闘〉は、ここで当該話を締め括る。〈闘〉「々々泣々々上都奉此北方少人々見御文并御髪詠叫悶焦給事不斜寔不被当目有様也(信俊泣く泣く都に上りて、此れを奉りたりければ、北の方も少なき人々も、御文「並びに」御髪を見て、詠き叫び悶へ焦がれ給ふ事斜めならず。寔に目も当てられぬ有様なり。下一三三四オ)、〈中〉「のぶとし都にのぼり、御返事をまいらせけり。北のかた、めづらしきふみをも見るかなとて、あけて見給へば、びんのかみを一むら、まきぐせられたりけるを見給にぞ、さてははやさまかへておはしけり」(上一二八頁)。前節で判

髪を手紙に包む描写のなかった〈屋・覚・中〉も、ここでは北の方が成親の髪を確認する描写があり、出家したことが明かされる。○其後、良起居給テモ、此髪ヲ懐ニ入テ胸ニ当テハ取出、顔ニ当テハモダエ給ヘリ(《名義抄》「良」に、「ヤ、」(法下四〇)。その後は、北の方はしばらくは起きていらっしやっても、この髪を懐に入れて、胸に当てては取り出したり、顔に当てては思い悩んでいらっしやったの意。近似文は、〈長〉に見られる。〈長〉「此御ぐしをふところに入て、むねにあてかほにあてゝぞ、もだへこがれ給ける」(一四四四頁)。

○移香モ未昔ニ替ザリケレバ、指向タル様ニ被思ケレ共、主ハ遠国ヲ隔タレバ、只面影バカリナリ 髪の移り香もまだ昔に変わらなかつたので、①さし向かつてるように思われたけれども、主は②遠く国を隔てているので、見えるのはただ面影ばかりであったの意。近似本文は、〈延・長〉に見られる。〈延〉は、〈盛〉の②を欠く本文、〈長〉は、〈盛〉の①②を欠く本文を記す。○若君・姫君モ、「イツラ、父ノ御グシ」トテ面々ニ取渡、泣アヒ給ヘリ(〈延・長〉ほぼ同文。〈屋・覚〉も、子供達の悲しむ様子を、次項の本文に続いて記すが、本文は異なる。〈覚〉「おさなき人々も、声々になきかなしみ給ひけり」(上一四四頁)。〈中〉は該当本文なし。○「形見コソ今ハ還テ悔シケレ。是ナカリセバ、カクバカリ覚エザラマシ」ト歎レケルゾ、糸惜キ北の方が、形見の髪を見て、今となってはかえって悔しい。これが無かったならば、これほどまでに悲しい思いをすることはないのでと歎かれたのは哀れなことであったの意。「形見コソ今ハ還テ悔シケレ。…」は、諸注が記すように、『伊勢物語』一一九段、『古今和歌集』七四六の題しらず・よみ人しらずの歌による。「かたみこそ今はあだなれこれな

くは忘るゝ時もあらまし物を」（新大系二二六頁）。この和歌を北の方の思いとして引用するのが、〈延〉。「信物コソ今ハアダナレ是ナクハカ計物ハオモハザラマシトゾ、詠ジ給ケル」（巻二一六七ウ）。但し、〈延〉は、傍線部に見るように、第四五句を改変している。〈長・盛・屋・覚・中〉は、以下に見るように、北の方の思いとして、和歌の上の句を散文の形で使用する。〈長〉「形見こそいまはあだなれ、是なかりせば、今更かくはおもはざらましとぞおぼされる」（1—2—5頁）。傍線部に見るように、〈長〉は、〈延〉の本文を崩した形。この点、〈盛〉は、第二句の初めまでは一致するものの、後は改変されている。〈屋〉「形見コソ中々今ハアタナレトテ、是ヲ顔ニ推当テ伏マロビテゾ泣給ケル。見テ少キ人々モ、泣悲給ケリ」（二〇四頁）、〈覚〉「かたみこそ中々今はあたなれ」とて、臥しまろびてぞなかれる。

本稿の分担は次のとおりである。

村井が本文・校異の礎稿を作成、早川・志立・橋本・森田が注解の礎稿を作成した上で、特に国語学的事項については村井が、歴史学的事項については曾我・山岡が、中国文学的事項については近藤が中心となって、共著者八名で相互に検討を加えた。

本研究はJSPS科研費基盤研究（C）JP22K00311『源平盛衰記』の注釈学的新研究（研究代表者・志立正知（秋田大学）、研究分担者・曾我良成、橋本正俊、村井宏栄、森田貴之）の成果の一部である。資料の閲覧・調査に際しては成算堂文庫よりご高配を賜りました。記して感謝申し上げます。

おさなき人々も、声々になきかなしみ給ひけり」（上—一—四頁）、〈中〉「かたみこそ中々うけれど、ふししづみてぞなき給ふ」（上—一—八頁）。傍線部が、和歌の句に一致する箇所。徐々に詞章が改変され、〈中〉においては、もとの和歌に辿り得ないほどに改変されている。なお、〈延・長〉は、さらに次の一文が続く。〈延〉「太政入道此事ヲ聞給テ宣ケルハ、『誰ガユルシニテ信俊ハ下リ、大納言ハ本鳥ヲバ切ケルゾ。加様ノ事ヲコソ自由ノ事トハイヘ。流置タラバサテモアラデ不思議ナリ』トテ、小松ノ大臣ニハ隠シ給テ、経速ガ許へ、『大納言急ギ失フベシ』トゾ、内々宣タリケル」（巻二一六七ウ—六八オ）。〈長〉は傍線部を欠く。鬼界ヶ島話の後に記される成親の殺害は、重盛に知らされることなく、清盛により決行されたことを明らかにする。